

# 一、本会議の審議概要

○平成二年十二月十日 月曜日

議長は、即位の礼につき慶賀の意を表するため議決された賀詞を皇居において奉呈した旨報告した。

開会 午前十時二分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖繩及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖繩及び北方問題に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前十時四分

再開 午後一時三十三分

備

考

日程第 二 国務大臣の演説に関する件

橋本大蔵大臣は、財政について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後一時四十三分

○平成二年十二月十一日 火曜日

開会 午前十時一分

日程第 一 国務大臣の演説に関する件 (第二日)

細谷昭雄君、梶原清君、白浜一良君、近藤忠孝君、池田治君、三治重信君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

休憩 午後一時十分

再開 午後二時十二分

日程第 二 国務大臣の報告に関する件 (昭和六十三年年度決算の概要について)

右の件は、橋本大蔵大臣から報告があった後、種田誠君、木庭健太郎君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後三時五分

(衆議院)

一一・一〇 国務大臣の演説(財政)

及び演説に対する質疑

○平成二年十二月十七日 月曜日

開会 午後四時二分

議長は、新たに当選した議員真島一男君を議院に紹介した後、同君を文教委員に指名した。

日程第一 平成二年度一般会計補正予算(第1号)

日程第二 平成二年度特別会計補正予算(特第1号)

日程第三 平成二年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右の三案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成一二二、反対一二七にて否決された。

休憩 午後四時三十四分

再開 午後五時三十一分

平成二年度一般会計補正予算(第1号) 外二件両院協議会の協議委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

休憩 午後五時三十三分

再開 午後六時五十六分

平成二年度一般会計補正予算(第1号) 外二件両院協議会参議院協議委員議長報告

右は、平成二年度一般会計補正予算(第1号) 外二件両院協議会参議院協議委員議長安恒良一君から平成二年度一般会計補正予算(第1号) 外二件両院協議会において成

案を得なかつた旨の報告があつた。

(衆議院議決)

一一・一三 平成二年度一般会計補正

予算(第1号)

平成二年度特別会計補

正予算(特第1号)

平成二年度政府関係機

関補正予算(機第1号)

平成二年度一般会計補正予算(第1号) 外二件両院協議会

参議院協議委員

議長 安恒良一君

副議長 及川順郎君

稲村稔夫君

佐藤三吾君

菅野久光君

角田義一君

山本正和君

片上公人君

吉岡吉典君

池田治君

散会 午後七時二分

○平成二年十二月十八日 火曜日

開会 午後五時三十一分

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、土地問題及び国土利用に関する対策樹立に資するため委員三十名から成る土地問題等に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、原子力安全委員会委員に内田秀雄君、内藤奎爾君、宮永一郎君、科学技術会議議員に大澤弘之君、森井清二君、公安審査委員会委員に堀田勝二君、山内一夫君、運輸審議会委員に石山陽君、日本放送協会経営委員会委員に松山公一君を任命することに同意することに決し、公害健康被害補償不服審査会委員に出原孝夫君、服部坦君、中央更生保護審査会委員に小野義秀君、野田愛子君、社会保険審査会委員に木暮保成君、三橋昭男君、日本放送協会経営委員会委員に石井幹子君、草柳大蔵君、中村紀伊君、労働保険審査会委員に志賀嚴君、仙田明雄君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

日程第一 日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議

院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

万国郵便連合憲章の第四追加議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の五件は、日程に追加し、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第一の議案は全会一致をもって可決、第二及び第三の議案は可決された。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、日程に追加し、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）  
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の両案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第一の議案は可決、第二の議案は全会一致をもって可決された。

散会 午後五時五十七分

○平成三年一月十八日 金曜日

開会 午後三時六分

日程第一 常任委員長の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、議院運営委員長に伊江朝雄君を指名した。

日程第二 国務大臣の報告に関する件（湾岸危機対策について）

右の件は、海部内閣総理大臣から報告があった後、岩崎純三君、佐藤三吾君、峯山昭範君、立木洋君、池田治君、勝木健司君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後五時二十一分

一・九、一〇 内閣総理大臣の海外

出張（日韓首脳会談）

二・一二・二九 議院運営委員長下条

進一郎君、厚生大臣就任

（衆議院）

一・一八 湾岸危機対策についての

国務大臣の演説及び演説  
に対する質疑

○平成三年一月二十五日 金曜日

開会 午後三時七分

裁判官訴追委員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、裁判官訴追委員に田代由紀男君、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に坂野重信君、日本ユネスコ国内委員会委員に大浜方栄君を指名した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件

海部内閣総理大臣は施政方針に関し、中山外務大臣は外交に関し、橋本大蔵大臣は財政に関し、越智国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後四時五十七分

○平成三年一月二十九日 火曜日

開会 午前十時二分

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

赤桐操君、岩崎純三君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時三十九分

一・二五 開会式

(衆議院)

一・二五 国務大臣の演説

二八、二九 演説に対する質疑

○平成三年一月三十日 水曜日

開会 午前十時一分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、国家公安委員会委員に那須翔君を任命することに同意することに決した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第三日)

鶴岡洋君、沓脱タケ子君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時三十七分

再開 午後一時二分

休憩前に引き続き、星川保松君、小西博行君、渡辺四郎君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後三時十分

○平成三年二月十三日 水曜日

開会 午後零時一分

日程第一 立太子の礼につき慶賀の意を表する件

右の件は、議長発議により、天皇陛下並びに皇太子殿下に院議をもって賀詞を奉呈することとし、立太子の礼につき天皇陛下並びに皇太子殿下に奉呈する賀詞案起草のため委員二十五名から成る賀詞案起草に関する特別委員会を設置することに決し、議長

(衆議院)

二・七 立太子の礼に当たり賀詞  
奉呈の件

は、特別委員を指名した。

休憩 午後零時三分

再開 午後零時三十一分

賀詞案起草に関する特別委員長から報告があった後、特別委員会起草の賀詞案は、可決された。

天皇陛下にささげる賀詞

天皇陛下におかせられましたは きょうの佳き日を選ばせられて ここに

皇太子殿下の立太子の礼をあげさせられますことは 国民のひとしく歓喜にたえないところであります

ここに参議院は国民の至情を代表して 院議をもって恭しく慶賀の誠を表します

皇太子殿下にささげる賀詞

皇太子殿下には きょうの佳き日にあたり 立太子の礼をあげさせられますことは 国民のひとしく歓喜にたえないところであります

国民こそって敬愛申し上げる殿下には いよいよ仁徳を積ませられ もって内外の信望にこたえられますよう祈ってやみません

ここに参議院は国民の至情を代表して 院議をもって恭しく慶賀の誠を表します

日程第 二 平成二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時

特例に関する法律案（衆議院提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後零時三十八分

○平成三年二月二十二日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案（趣旨説明）

右は、橋本大蔵大臣から趣旨説明があった後、野別隆俊君が質疑をした。

散会 午前十時三十六分

○平成三年三月一日 金曜日

議長は、皇居において天皇陛下に拝謁し、また、東宮仮御所において皇太子殿下にお目にかかり、立太子の礼につき、賀詞を奉呈した旨報告した。

開会 午前十時二分

議長は、新たに当選した議員松尾官平君を議院に紹介した後、同君を運輸委員に指名した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件（平成三年度予算の修正について及び財政について）

日程第二 湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に

講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案

（趣旨説明）

右の両件は、橋本大蔵大臣から演説及び趣旨説明があった後、小林正君、大木浩君、

（衆議院）

二・二五 平成三年度一般会計予算中

修正の件

平成三年度特別会計予算中

修正の件

（衆議院）

二・二五 国務大臣の演説（財政）

及び演説に対する質疑

片上公人君、市川正一君、中村鋭一君、山田勇君、村田誠醇君がそれぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後一時六分

○平成三年三月六日 水曜日

開会 午後四時十六分

日程第一 平成二年度一般会計補正予算(第2号)

日程第二 平成二年度特別会計補正予算(特第2号)

右の両案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
右の議案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

散会 午後四時五十一分

(衆議院議決)

二・二八 平成二年度一般会計補正  
予算(第2号)

平成二年度特別会計補正  
予算(特第2号)

(衆議院議決)

二・二八 湾岸地域における平和回  
復活動を支援するため平  
成二年度において緊急に  
講ずべき財政上の措置に  
必要な財源の確保に係る  
臨時措置に関する法律案  
(閣法第四九号)

○平成三年三月八日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第三 郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第四 郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案

（内閣提出）

右の両案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前十時九分

○平成三年三月二十六日 火曜日

開会 午後五時三十二分

北海道開発審議会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、

岩本政光君、高木正明君を指名した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（趣旨説明）

右は、日程に追加し、中山外務大臣から趣旨説明があった後、清水澄子君が質疑をした。

日程第一 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

衆議院送付）

右の五案（第二乃至第五の議案は日程に追加）は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第一及び日程追加の第五の議案は全会一致をもって可決、日程追加の第二乃至第四の議案は可決された。

電気通信基盤充実臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

右の両件は、日程に追加し、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第一の議案は可決され、第二の議案は全会一致をもって承認することに決した。

（衆議院議決）

二・二二 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案（閣法第八号）

（衆議院議決）

三・一四 租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

地方自治法の一部を改正する法律案（第百十八回国会内閣提出、第百二十回国会衆議院送付）

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の四案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第一及び第四の議案は可決、第二及び第三の議案は全会一致をもって可決された。

山村振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の両案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

（衆議院議決）

三・一一 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（閣法第二一六号）

農住組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の四案は、日程に追加し、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

欧州復興開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三件は、日程に追加し、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第一の議案は承認することに決し、第二の議案は全会一致をもって承認することに決し、第三の議案は全会一致をもって可決された。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつ

た後、全会一致をもって可決された。

国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）  
学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、日程に追加し、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

救急救命士法案（内閣提出）

右の議案は、日程に追加し、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後六時五十一分

○平成三年三月二十八日 木曜日

開会 午後三時十一分

日程第一 国家公務員等の任命に関する件

右の件は、原子力委員会委員に伊原義徳君、宇宙開発委員会委員に野村民也君を任命することに同意することに決し、商品取引所審議会会長に杉山克己君、同委員に池田正義君、植田守昭君、神崎克郎君、酒巻俊雄君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

平成三年度一般会計暫定予算

平成三年度特別会計暫定予算

平成三年度政府関係機関暫定予算

右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

右の件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決した。

散会 午後三時二十三分

○平成三年四月九日 火曜日

開会 午後五時五十一分

北方領土問題の解決促進に関する決議案（田沢智治君外八名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、田沢智治君から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

中山外務大臣は、右の決議について所信を述べた。

日程第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づ

（衆議院議決）

三・二七 平成三年度一般会計暫定  
予算

平成三年度特別会計暫定  
予算

平成三年度政府関係機関  
暫定予算

四・三〇六 内閣総理大臣の海外出張

（日米首脳会談）

（衆議院議決）

四・九 北方領土問題の解決促進に  
関する決議案

く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、承認することに決した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

商標法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の両案は、日程に追加し、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、日程に追加し、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決された。

（衆議院議決）

三・一五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（開条第六号）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

土地改良法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

散会 午後六時三十七分

○平成三年四月十一日 木曜日

開会 午前十時一分

日程第一 平成三年度一般会計予算

日程第二 平成三年度特別会計予算

日程第三 平成三年度政府関係機関予算

右の三案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成一一一、反対一三五にて否決された。

休憩 午前十一時三十九分

平成三年度一般会計予算

平成三年度特別会計予算

平成三年度政府関係機関予算

〔衆議院予算委員会〕

二・一六、一八 公聴会

二・二四、一五 集中審議

三・一一、一三 分科会

三・一四 可決

〔衆議院本会議〕

三・一四 可決

再開 午後零時三十一分

平成三年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

休憩 午後零時三十三分

再開 午後二時十一分

平成三年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員議長報告

右は、平成三年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員議長安恒良一君から平成三年度一般会計予算外二件両院協議会において成案を得なかつた旨の報告があつた。

散会 午後二時十八分

○平成三年四月十二日 金曜日

開会 午前十時一分

育児休業等に関する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、小里労働大臣から趣旨説明があつた後、前島英三郎君、糸久八重子君、中西珠子君、沓脱タケ子君、乾晴美君、勝木健司君が質疑をした。

日程第一 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決され

〔参議院予算委員会〕

四・二 公聴会

四・九 委嘱審査

四・一〇 否決

〔参議院本会議〕

四・一一 否決

〔両院協議会〕

四・一一 成案を得ず

平成三年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員

議長 安恒良一君

副議長 及川順郎君

稲村稔夫君

佐藤三吾君

菅野久光君

角田義一君

白浜一良君

吉岡吉典君

粟森喬君

足立良平君

た。

散会 午後零時三十分

○平成三年四月十七日 水曜日

開会 午後二時一分

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案  
(閣法第三八号) (趣旨説明)

右は、日程に追加し、中尾通商産業大臣から趣旨説明があった後、吉田達男君が質疑をした。

日程第一 郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第二 司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後二時四十分

四・一七 ミハイル・ゴルバチョフ・

ソ連邦大統領の演説(衆議院議場)

○平成三年四月十九日 金曜日

開会 午前十時二分

国務大臣の報告に関する件（平成三年度地方財政計画について）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右の両件は、日程に追加し、吹田自治大臣から報告及び趣旨説明があった後、岩本久人君が質疑をした。

地価税法案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、橋本大蔵大臣から趣旨説明があった後、三上隆雄君、中野鉄造君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 再生資源の利用の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第三 日本開発銀行法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第六 国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

右の四案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第三乃至第五は可決、日程第六は全会一致をもって可決された。

日程第七 生産緑地法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第八 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第九 鉄道整備基金法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一〇 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の三案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第一一 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一二 森林法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前十一時五十九分

○平成三年四月二十四日 水曜日

開会 午前十時二分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、臨時行政改革推進審議会委員に西原春夫君を任命することに同意することに決した。

日程第一 昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年度特別会計歳入歳出

決算、昭和六十二年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十二年度政府関係機関決算書

日程第二 昭和六十二年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第三 昭和六十二年度国有財産無償貸付状況総計算書

右の三件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、是認しないことに決した。

日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認

を求めるの件（衆議院送付）

日程第七 国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の四件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

日程第八 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第九 道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一〇 河川法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第一一 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一二 地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件（衆議院送付）

右の両件は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第一一は可決され、日程第一二は全会一致をもって承認することに決した。

日程第一三 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第一四 食品流通構造改善促進法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第一五 産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一六 商品投資に係る事業の規制に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第一七 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第一八 児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一九 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第一八は可決、日程第一九は全会一致をもって可決された。

休憩 午前十時五十七分

再開 午後五時四十一分

国務大臣の報告に関する件（平成元年度決算の概要について）

右の件は、日程に追加し、橋本大蔵大臣から報告があった後、喜岡淳君、猪熊重二君、諫山博君がそれぞれ質疑をした。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、日程に追加し、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

地価税法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後七時十二分

○平成三年四月二十六日 金曜日

開会 午前十時二分

日程第一 国務大臣の報告に関する件（自衛隊掃海艇等のペルシャ湾への派遣に関する報告について）

右の件は、海部内閣総理大臣から報告があった後、竹山裕君、深田肇君、太田淳夫君、吉岡吉典君、高井和伸君、寺崎昭久君がそれぞれ質疑をした。

日程第二 故李方子女史（英親王妃）に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と

（衆議院議決）

四・一八 地価税法案（開法第一七号）

（衆議院）

四・二五 自衛隊掃海艇等のペルシャ湾への派遣に関する報告及び報告に対する質疑

大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第三 麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第四 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第五 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第六 日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第七 日本放送協会昭和六十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日程第八 日本放送協会昭和六十三年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

（衆議院議決）

四・一八 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第三一号）

右の両件は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第七は全会一致をもって委員長報告のとおり是認することに決し、日程第八は委員長報告のとおり是認することに決した。

日程第九 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第一〇 行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第一一 育児休業等に関する法律案（内閣提出）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決された。

散会 午後零時十七分

（衆議院議決）

五・八 育児休業等に関する法律案（  
關法第八五号）

四・二七〽五・六 内閣総理大臣の海  
外出張（東南アジア諸国連  
合諸国）

○平成三年五月八日 水曜日

開会 午後一時十六分

日程第一は、後に回すことに決した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、中央社会保険医療協議会委員に金森久雄君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

日程第二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長より委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

消費税法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の両案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正

（衆議院議決）

四・二三

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三八号）

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案（閣法第三九号）

する法律案（内閣提出、衆議院送付）

中小小売商業振興法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の五案は、日程に追加し、商工委員会理事から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、第一及び第二の議案に対する討論の後、第一乃至第四の議案は可決、第五の議案は全会一致をもって可決された。

国会法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決された。

外交・総合安全保障に関する調査の中間報告

右の件は、中間報告を聴取することに決し、外交・総合安全保障に関する調査会長から報告があつた。

産業・資源エネルギーに関する調査の中間報告

右の件は、中間報告を聴取することに決し、産業・資源エネルギーに関する調査会長から報告があつた。

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願外五百五十七件の請願

右の請願は、日程に追加し、法務委員長外十委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

国会法の一部を改正する法律案

五・八 衆議院に回付

五・八 衆議院同意

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、学校教育法の一部を改正する法律案（第百十八回国会参第六号）

一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（第百十八回国会参第七号）

一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第百十八回国会参第八号）

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律案（参第二号）

一、原子爆弾被爆者等援護法案（第百十八回国会参第四号）

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

逓信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、住宅基本法案（参第一号）

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、昭和六十三年年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十三年年度特別会計歳入歳出決

算、昭和六十三年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十三年度政府関係

機関決算書

一、昭和六十三年年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和六十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、平成元年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度特別会計歳入歳出決算、平成元年度国税収納金整理資金受払計算書、平成元年度政府関係機関決算書

一、平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

#### 議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

#### 科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

#### 環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

#### 災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

#### 選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

#### 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

#### 土地問題等に関する特別委員会

一、土地問題及び国土利用に関する対策樹立に関する調査

#### 外交・総合安全保障に関する調査会

一、外交・総合安全保障に関する調査

国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査

産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

日程第一 一 常任委員長の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は商

工委員長に岩本政光君を指名した。

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

休憩 午後二時一分

再開するに至らなかった。

## 二、両院協議会の審議概要

○平成二年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会

案 件	請求	請求の理由	請求日	本院協 議員 選挙日	両院協議会 開会日	成案の議決		備 考
	議 院					参議院 衆議院		
平成二年度一般会計補 正予算(第1号)外二 件	衆議院	参議院が衆 議院送付案 を否決	二、 一一、一七	二、 一一、一七	二、 一一、一七	参議院 衆議院	協議会において成案を得 なかった。	憲法第六十条第二項に より衆議院の議決が国 会の議決となった。

### 平成二年度一般会計補正予算(第1号)外二件

#### 両院協議会参議院協議委員長報告

平成二年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会の経過及び結果について御報告を申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして議長より指名せられました後、直ちに協議委員長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員長に私、安恒良一が、副議長に及川順郎君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院側におきましては、越智伊平君が協議委員長に、近藤鉄雄君が副議長に選任をされました。

両院協議会の初会の議長はくじによって決定することになっておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、衆議院側協議委員長は越智君が議長に当選されました。

協議会におきましては、まず、衆議院側の佐藤信二君から、本補正予算は災害復旧等事業費、国家公務員の給与改善費、湾岸平和基金拠出金など特に緊要となった事項について措置を講じており、国民生活ばかりでなく、国際的な責務を果た

す上でも極めて重要なものである等の理由で賛成、次に、本院側佐藤三吾君から、本補正予算三案には財政法第二十九条の補正予算の編成要件から見て妥当性を欠く経費が計上されていること、多国籍軍、特に米軍の軍事費に使われる危険があること、政府の言う特例公債依存脱却後の第二段階の財政再建の踏み出しに早くもつまづきが見られること、補正後予算には国民が一たん撤廃ないし凍結を求めている消費税が組み込まれていること、本補正により防衛関係費が対GNP比で一%を超えることなどの理由によって反対と、それぞれ議決の趣旨の説明が行われました。

次に、協議に移りまして、参議院側から、片上、吉岡、池田の三協議委員から、衆議院側から宮下、神田の両協議委員から意見が述べられました。

協議を終えまして、参議院側から、両院協議会としては、参議院側が指摘した補正予算三案に反対する理由として掲げた諸事項を除去することによって本補正予算が成立できるよう衆議院側に協力を要請する旨の意見が述べられました。また、衆議院側からは、本補正予算は国民生活並びに国際的責務を果たす上で極めて重要なものであり、原案どおり成立することが望ましい旨の意見がそれぞれ述べられましたが、結局、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

以上、御報告を申し上げます。

○平成三年度一般会計予算外二件両院協議会

平成三年度一般会計予算外二件	案 件		議 院	請 求	請求の理由	請 求 日	本 院 協 議 委 員 選 挙 日	両院協議会	成 案 の 議 決	備 考
	衆議院	参議院が衆議院送付案を否決	三、 四、一一	三、 四、一一	三、 四、一一	三、 四、一一	三、 四、一一	参議院 衆議院	協議会において成案を得なかつた。	憲法第六十条第二項により衆議院の議決が国会の議決となつた。

平成三年度一般会計予算外二件

両院協議会参議院協議委員議長報告

平成三年度一般会計予算外二件両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして議長より指名せられました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員議長に私、安恒良一が、副議長に及川順郎君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院側におきましては、渡部恒三君が協議委員議長に、増岡博之君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなり、おりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、衆議院側協議委員議長の渡部君が議長に当選されました。

協議会におきましては、まず、衆議院側の鹿野道彦君から、平成三年度予算は、真に必要な財政需要に適切に対応しつつ、歳出の徹底した見直し、合理化を行う等、現状において編成し得る最良、最善の予算であること、財政改革に向けて引き

続き真剣な努力が払われていること、国民生活の質の向上、活力ある福祉社会の形成に向けて十分な配慮がなされていること、節度ある防衛予算が計上されていること、国際社会への貢献を積極的に推進するための予算措置が図られていること等の理由で賛成、次に本院側佐藤三吾君から、平成三年度予算が防衛関係費突出、社会保障関係費後退の予算となつていふこと、生活関連社会資本整備に重点配備すると言いながら、公共事業関係費の配分率が改められていないこと、政府の税収見積もりに疑問があるほか、税収見積もりの積算内容がつまびらかでないこと、平成三年度の租税及び社会保障負担率が昭和六三年三月の国民負担率に関する仮定試算の目標値に十年早く到達していること、国民が撤廃ないし構造欠陥是正を求める消費税が導入時そのままの内容で組み込まれていること、特例公債依存脱却の第一段階の財政再建に引き続き、第二段階の財政再建を実施することが政府の責務であるのに、その推進が足踏みしていること等の理由によって反対と、それぞれ議決の趣旨の説明が行われました。

直ちに協議に移りましたところ、本院側協議委員の白浜一良君、吉岡吉典君、粟森喬君及び足立良平君から、また、衆議院側協議委員の大石千八君から、それぞれ種々の発言があり、双方において熱心な意見交換が行われました。

懇談の中で、両院協議会のあり方について、憲法第六十条の趣旨を生かすため、予算についても両院の歩み寄りによって成案が得られるよう、今後の運営改善を図るようになされた旨の発言があり、両院で研究することを申し合わせました。かくて、協議終結に当たり、本院側の及川順郎君から、両院協議会としては、参議院側が指摘した平成三年度予算三案に反対する理由として掲げた諸事項を除去することによって、本予算が成立できるよう衆議院側に協力を要請する旨の意見が述べられました。また、衆議院側の近藤鉄雄君からは、平成三年度予算は国民生活にとって欠くことのできないものであり、一日も早く成立することが望ましい旨の意見が述べられました。

結局、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

以上、御報告申し上げます。

### 三、議案の審議経過

#### 1 議案件数表

規 程 案	決 議 案	その他		予備費		承 認	条 約	予 算	衆 法		参 法		閣 法		
		継 続	新 規	衆 継	新 規				衆 継	新 規	参 継	新 規	衆 継	新 規	
一	一	九	四	七	六	二	一四	一	四	一八	六	三	三	九三	提出
一	一	二				二	一四	一		一〇			一	八三	成立
		三	三								四	二			参議院 継続
		一	一								二	一			参議院 未了
				七	六				四	五			二	一〇	衆議院 継続
												一			
		是認しないと議決 三								撤回 二					備考

◎内閣提出法律案（九六件）（うち衆議院において前国会から継続三件）

●両院通過（八四件）（うち衆議院において前国会から継続一件）

- 一 日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案
- 二 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 三 特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 四 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 五 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
- 六 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 七 地方交付税法等の一部を改正する法律案

- 八 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案
- 九 恩給法等の一部を改正する法律案
- 一〇 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 一一 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 一二 運輸省設置法の一部を改正する法律案
- 一三 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案
- 一四 農住組合法の一部を改正する法律案
- 一五 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 一六 罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案〈修〉
- 一七 地価税法案
- 一八 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案
- 一九 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

（件名の上の数字は提出番号、件名の下は〈修〉は本院修正、（修）は衆議院修正を示す。

る法律案

- 二〇 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案
- 二一 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案
- 二二 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案
- 二三 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案
- 二四 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案
- 二五 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 二六 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案
- 二七 国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案
- 二九 児童手当法の一部を改正する法律案(修)
- 三〇 勤労者財産形成促進法の一部を改正する

法律案

- 三一 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 三二 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案
- 三三 電気通信基盤充実臨時措置法案
- 三四 欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案
- 三五 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案
- 三六 鉄道整備基金法案
- 三七 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案
- 三八 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案
- 三九 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案
- 四〇 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案
- 四一 民間事業者の能力の活用による特定施設

- の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 四二 中小小売商業振興法の一部を改正する法律案
- 四三 地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案
- 四四 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案
- 四五 関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案
- 四六 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
- 四七 日本開発銀行法等の一部を改正する法律案
- 四八 国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案
- 四九 湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案
- 五〇 再生資源の利用の促進に関する法律案
- 五一 郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案
- 五二 簡易生命保険法の一部を改正する法律案
- 五三 生産緑地法の一部を改正する法律案
- 五四 道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案
- 五五 河川法の一部を改正する法律案
- 五六 下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
- 五七 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 五八 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案
- 五九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 六〇 森林法等の一部を改正する法律案
- 六一 郵便貯金法の一部を改正する法律案
- 六二 郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案

六三 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案

六四 司法試験法の一部を改正する法律案

六五 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案

六六 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案（修）

六七 学校教育法等の一部を改正する法律案

六八 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（修）

七〇 産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案

七一 土地改良法等の一部を改正する法律案

七二 著作権法の一部を改正する法律案

七三 救急救命士法案

七四 日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案

七五 行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案

七六 食品流通構造改善促進法案

七七 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

七八 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

七九 電波法の一部を改正する法律案

八〇 商標法の一部を改正する法律案

八一 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

八二 商品投資に係る事業の規制に関する法律案

八三 育児休業等に関する法律案（修）

八四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

八五 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案

一一八回 七〇 地方自治法の一部を改正する法律案（修）  
●衆議院継続（一二二件）（うち衆議院において前国会から

継続二件）

二八 老人保健法等の一部を改正する法律案

六八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を  
改正する法律案

八二 借地借家法案

八三 民事調停法の一部を改正する法律案

八六 留置施設法案

八七 刑事施設法案

八八 刑事施設法施行法案

八九 海上保安庁の留置施設に関する法律案

九二 麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正  
する法律案

九三 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正  
行為を助長する行為等の防止を図るため  
の麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に  
関する法律案

一一八回 一八 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正  
する法律案

一一八回 六七 医療法の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（九件）（うち前国会から継続六件）

●本院継続（六件）（うち前国会から継続四件）

一 住宅基本法案

二 積雪又は寒冷の度が特に高い地域におけ  
る指定業種関係労働者の年間を通じた雇  
用の確保等に関する法律案

一一八回 四 原子爆弾被爆者等援護法案

一一八回 六 学校教育法の一部を改正する法律案

一一八回 七 学校教育法及び教育職員免許法の一部を  
改正する法律案

一一八回 八 女子教職員の出産に際しての補助教職員  
の確保に関する法律の一部を改正する法  
律案

●本院未了（三件）（うち前国会から継続二件）

三 国及び地方公共団体の職員の育児休業に  
際しての公務の円滑な運営の確保に関す  
る法律案

一一八回 三 育児休業法案

一一八回 五 育児休業手当特別会計法案

◎衆議院議員提出法律案（二二二件）（うち衆議院において前国会から継続四件）

●両院通過（二〇件）

- 一 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 二 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 四 平成二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
- 六 過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律案
- 七 山村振興法の一部を改正する法律案
- 八 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
- 一〇 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 一六 消費税法の一部を改正する法律案
- 一七 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院継続（九件）（うち衆議院において前国会から継続四件）

- 一八 国会法の一部を改正する法律案（修）
  - 三 住宅基本法案
  - 一 総合保養地域整備法の一部を改正する法律案
  - 一三 消費者保護基本法の一部を改正する法律案
  - 一四 沖縄県における駐留軍用地等の返還及び駐留軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置法案
  - 一五 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
  - 一一八回 九 学校教育法等の一部を改正する法律案
  - 一一八回 一〇 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案
  - 一一八回 一一 公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案
  - 一一八回 一二 空き缶、空き瓶等の回収に関する法律案
- 衆議院未了（二件）
- 一二 大規模小売店舗における小売業の事業活

動の調整に関する法律の一部を改正する法律案

●撤回（二件）

- 五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 九 日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍を離脱した者等についての出入国管理特別法案

◎予算（一一件）

●両院通過（五件）

- 七 平成二年度一般会計補正予算（第2号）
  - 八 平成二年度特別会計補正予算（特第2号）
  - 九 平成三年度一般会計暫定予算
  - 一〇 平成三年度特別会計暫定予算
  - 一一 平成三年度政府関係機関暫定予算
- 憲法第六十条第二項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり成立したもの（六件）
- 一 平成二年度一般会計補正予算（第1号）
  - 二 平成二年度特別会計補正予算（特第1号）

◎条約（一四件）

●両院通過（一四件）

- 三 平成二年度政府関係機関補正予算（機第1号）
  - 四 平成三年度一般会計予算
  - 五 平成三年度特別会計予算
  - 六 平成三年度政府関係機関予算
- 一 万国郵便連合憲章の第四追加議定書の締結について承認を求めめるの件
  - 二 万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めめるの件
  - 三 小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めめるの件
  - 四 郵便為替に関する約定の締結について承認を求めめるの件
  - 五 郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めめるの件
  - 六 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設

及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

七 欧州復興開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

八 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件

九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパングラデシュ人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

一〇 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

一一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィランド共和国との間の条約を改正する

議定書の締結について承認を求めるの件

一二 国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求めるの件

一三 故李方子女史（英親王妃）に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

一四 麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（二件）

●両院通過（二件）

一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

二 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（二三件）（うち衆議院において前国会から継続七件）

●衆議院継続（二三件）

- 昭和六十三年一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査（その2）（第百十八回国会提出）
- 昭和六十三年特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査（その2）（第百十八回国会提出）
- 昭和六十三年特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査（第百十八回国会提出）
- 昭和六十三年特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査（その2）（第百十八回国会提出）
- 平成元年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査（その1）（第百十八回国会提出）
- 平成元年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査（その1）（第百十八回国会提出）
- 平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査（その1）（第百十八回国会提出）

○平成元年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査（その2）

○平成元年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査（その2）

○平成元年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査

○平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査（その2）

○平成二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査（その1）

○平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査（その1）

◎決算その他（二三件）

●是認すると議決（二件）

○日本放送協会昭和六十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第百十四回国会提出）

○日本放送協会昭和六十三年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第百十七回

国会提出)

●是認しないと議決(三件)

○昭和六十二年一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年特別会計歳入歳出決算、昭和六十二年国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十二年度政府関係機関決算書(第百十四回国会提出)

○昭和六十二年度国有財産増減及び現在額総計算書(第百十四回国会提出)

○昭和六十二年度国有財産無償貸付状況総計算書(第百十四回国会提出)

●継続(六件)

○昭和六十三年一般会計歳入歳出決算、昭和六十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十三年度政府関係機関決算書(第百十七回国会提出)

○昭和六十三年度国有財産増減及び現在額総計算書(第百十七回国会提出)

○昭和六十三年度国有財産無償貸付状況総計算書(第百十七回国会提出)

○平成元年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度特別会計歳入歳出決算、平成元年度国税収納金整理資金受払

計算書、平成元年度政府関係機関決算書

○平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書

○平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書

●未了(二件)

○昭和六十三年一般会計国庫債務負担行為総調書(第百十七回国会提出)

○日本放送協会平成元年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

◎決議案(一件)

●可決(一件)

一 北方領土問題の解決促進に関する決議案

◎賀詞案(一件)

●可決(一件)

○賀詞案(立太子の礼につき天皇陛下並びに皇太子殿下に奉呈する賀詞案)

◎規程案（一件）

●可決（一件）

○参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

3 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）  
 ○内閣委員会

・内閣提出法律案（七件）

（注）※は予算関係法律案

番号	件名	院議先	提出日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
2	一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	二、 一一、 一一	二、 一一、 一一 (予)	二、 一一、 一八	二、 一一、 一八	二、 一一、 一一	二、 一一、 一八	二、 一一、 一八	
3	特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	ク	一一、 一一	一一、 一一 (予)	一一、 一八	一一、 一八	一一、 一一	一一、 一八	一一、 一八	
4	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	ク	一一、 一一	一一、 一一 (予)	一一、 一八	一一、 一八	一一、 一一	一一、 一八	一一、 一八	
9 ※	恩給法等の一部を改正する法律案	ク	二、 三、 五	二、 三、 五 (予)	三、 三、 二六	三、 三、 二六	二、 三、 五	三、 三、 一五	三、 三、 一五	
12 ※	運輸省設置法の一部を改正する法律案	ク	二、 五	二、 五 (予)	四、 九	四、 九	二、 五	三、 七	三、 一一	

75	65	番号
案 等の整理及び合理化に関する法律	国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案	件名
ク	衆	院議先
三、一五	三、 三、 八	月提出日
四、一二 (予)	三、 三、 八 (予)	委員会付託
可決	可決	委員会議決
可決	可決	本会議議決
四、九	三、 三、 八	委員会付託
可決	可決	委員会議決
可決	可決	本会議議決
		備考

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案  
(閣法第二号)

### 要旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成二年八月七日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行うおうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、全俸給表の全俸給月額を引き上げる(平均引上額一万二百九十二円)。
- 二、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を二十六万五千円(現行二十五万五千円)に引き上げる。
- 三、住居手当の支給月額の限度額を二万三千円(現行二万一千円)に引き上げる。
- 四、期末手当の支給割合を三月期〇・五五月分(現行〇・五月分)、六月期一・六月分(現行一・五月分)、一二月期二・〇月分(現行一・九月分)にそれぞれ引き上げるとともに、係長級以上の職員の期末手当及び勤勉手当の算定基礎額について、官職の職制上の段階、職務の級

等を考慮した区分に応じ、俸給及び調整手当の月額合計額の二〇%以内の額を加算する措置を導入する。

- 五、非常勤の委員、顧問、参与等に対する手当の支給限度額を日額三万千円(現行二万九千六百円)に引き上げる。
- 六、通勤による災害を受けた職員の給与上の取扱いを公務上の災害を受けた場合と同様とするよう改める。
- 七、本法律は、公布の日から施行し、平成二年四月一日から適用する。ただし、通勤による災害を受けた職員の給与上の取扱いに関する改正規定等は、平成三年一月一日から施行する。

### 委員長報告

ただいま議題となりました給与関係三法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであります。

その内容は、一般職の職員の給与について全俸給月額、住居手当及び初任給調整手当を本年四月から引き上げるとともに期末手当の支給割合の引き上げ並びに期末・勤勉手

当に役職段階別加算措置を導入する等の改正を行おうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、その俸給月額を改定を行おうとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、給与改善見込み額の当初予算計上問題、期末・勤勉手当に役職段階別加算措置を導入する理由、完全週休二日制の実施方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わった後、日本共産党の吉川理事より、一般職職員給与法改正案に対し、期末・勤勉手当に役職段階別加算措置を導入する改正規定を削り、期末手当の支給割合を引き上げる修正案が提出されました。

次いで、討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、一般職職員給与法改正案は全会一致をもって、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案はそれぞれ多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三号）

#### 要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣総理大臣、国務大臣、内閣法制局長官、政務次官その他の俸給月額を引き上げる。
- 二、大使及び公使の俸給月額を引き上げる。
- 三、秘書官の俸給月額を引き上げる。
- 四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額をそれぞれ引き上げる。
- 五、期末手当及び勤勉手当の算定基礎額について、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する加算措置と同様の措置を講ずる。
- 六、国際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額を引き上げる。
- 七、本法律は、公布の日から施行し、平成二年四月一日か

ら適用する。

### 委員長報告

五四ページ参照

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案  
(閣法第四号)

### 要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、参事官等俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる。
- 二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を八万四千五百円（現行七万四千八百円）に引き上げる。
- 三、営舎外居住を許可された自衛官に支給する営外手当の月額を六千六百六十円（現行六千三百二十円）に引き上げる。
- 四、期末手当及び勤勉手当の算定基礎額について、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する加算措置と同様

の措置を講ずる。

五、通勤による災害を受けた職員給与上の取扱いを公務上の災害を受けた場合と同様とするよう改める。

六、本法律は、公布の日から施行し、平成二年四月一日から適用する。ただし、通勤による災害を受けた職員の給与上の取扱いに関する改正規定等は、平成三年一月一日から施行する。

### 委員長報告

五四ページ参照

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）

### 要旨

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額等を増額することにより、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図ろうとするものであって、その主な内容は、次のとおりである。

- 一、恩給年額の計算の基礎となっている仮定俸給年額を、平成三年四月分以降、三・七二%引き上げる。
- 二、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成三年四

月分以降、三・七二%引き上げる。

三、公務関係扶助料の最低保障額を、平成三年四月分以降、三・七二%引き上げる。また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、同月分以降、十一万四千七百円（現行十一万四百円）に引き上げる。

四、傷病恩給の基本年額を、平成三年四月分以降、三・七二%引き上げる。

五、傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成三年四月分以降、三・七二%引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、同月分以降、六万八千三百円（現行六万四千三百円）に引き上げる。

六、普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成三年四月分以降、扶養遺族である子を二人以上有する妻にあっては二十万九千九百円（現行二十二万九千九百円）に、扶養遺族である子を一人有する妻及び扶養遺族である子を有しない六十歳以上の妻にあっては十三万五千円（現行十三万九百円）に、それぞれ引き上げる。

七、本法律は、平成三年四月一日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、御報告

申し上げます。

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、恩給年額及び各種恩給の最低保障額を、本年四月分から、三・七二%引き上げるとともに、寡婦加算及び遺族加算についても、その額を、本年四月分から、それぞれ引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、恩給改定方式、戦後処理問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致もって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

運輸省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一二二号）

#### 要旨

本案は、最近における我が国の運輸行政をめぐる国際的な諸情勢の推移等にかんがみ、運輸行政の強力な推進を図

るため、運輸省にその所管行政に関する重要な政策の企画立案及び実施に関する事務を総括整理する運輸審議官を設置しようとするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、最近における我が国の運輸行政をめぐる国際的な諸情勢の推移等にかんがみ、運輸行政の強力な推進を図るため、運輸省にその所管行政に関する重要な政策の企画立案及び実施に関する事務を総括整理する運輸審議官を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、運輸審議官の職務の内容、運輸行政にかかわる国際交渉の現状、運輸省の組織の再編成等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川理事より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（閣法第六五号）

#### 要旨

本法律案は、民間における退職金の実情等にかんがみ、長期勤続者に対する退職手当の特例に関する規定を整備するとともに、通勤による傷病に係る退職手当の取扱いを改善しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、職員が通勤による傷病により退職した場合に適用される退職手当の支給率を通勤による死亡により退職した場合と同等の水準に引き上げる。

二、職員が通勤による傷病により休職にされた場合の休職期間については、退職手当支給の基礎となる在職期間の計算にあたり、当該休職期間の二分の一の期間の除算を行うことなく、全期間を在職期間に通算する。

三、勤続期間が二十年以上で、定年、勲奨等の理由により退職した長期勤続者については、現在、昭和四十七年十二月一日の在職者に対し、退職手当の割増措置が講じられていたが、その翌日以降新たに職員となった者に対しても同様の措置を講ずる。

四、本法律は、公布の日から施行する。ただし、通勤による傷病に係る退職手当の取扱いに関する改正規定は、平成三年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、御報告申し上げます。

本法律案は、民間における退職金の実情等にかんがみ、長期勤続者に対する退職手当の特例に関する規定を整備するとともに、通勤による傷病に係る退職手当の取扱いを改善しようとするものであります。

委員会におきましては、退職手当の官民比較のあり方、公務災害及び通勤災害の実態、退職公務員の生活状況等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案（閣法第七五号）

#### 要旨

本法律案は、平成元年十二月二十日に臨時行政改革推進審議会が行った国と地方の関係等に関する答申の具体化を推進するとともに許可認可等臨時措置法を廃止し、同法の実効性を有している部分を恒久化するための関係法律の整備を行うものである。

これらの措置はいずれも、改革の趣旨、目的に統一性、共通性があることから三十三法律にわたる改正と一法律の廃止とを一括法案として取りまとめたもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、権限委譲等に関する事項（二十一法律）

1 国から地方への権限委譲を実施するため森林法等五法律の一部改正を行う。

2 許可認可等臨時措置法を廃止し、実効性を有している権限委譲の措置について恒久化を図るため民法等十五法律の一部改正を行う。

二、国の関与・必置規制の廃止・緩和等に関する事項（十三法律）

国の関与の緩和等を図るため学校教育法等十三法律の一部改正を行う。

三、本法律は、一部を除き公布の日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、平成元年十二月に臨時行政改革推進審議会が行いました。

国と地方の関係等に関する答申を具体化するため、森林法等十八法律の一部改正を行いますとともに許可認可等臨時措置法を廃止し、同法の実効性を有している部分を恒久化するため、民法等十五法律の一部改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、行政審答申に対する政府の基本姿勢、国と地方の機能分担のあり方、国から地方への権限委譲の実態等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党の吉川理事より、本法律案のうち、農地法等六法律の一部改正に係わる条文の削除を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の吉岡委員より修正案に賛成、原案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目からなる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○地方行政委員会  
内閣提出法律案（七件）

（注）※は予算関係法律案  
（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院				衆議院				備考
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	衆議院	委員会付託	委員会議決	本会議議決	衆議院	
7	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	二、 一一、 一二	二、 一一、 一二 （予）	二、 一一、 一八	二、 一一、 一八	二、 一一、 一二	二、 一一、 一八	二、 一一、 一八			
25 ※	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三、 二、 一二	三、 二、 一二 （予）	三、 二、 二六	三、 二、 二六	三、 二、 一二	三、 二、 一二	三、 二、 一四			
26 ※	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案	衆	二、 一二	三、 二、 二〇	三、 二、 二六	三、 二、 二六	三、 二、 二六	三、 二、 二六	三、 二、 二二	三、 三、 五	衆本会議趣旨説明	
31 ※	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	二、 一五	四、 一九	四、 二五	四、 二六	三、 七	四、 一八	四、 一八	三、 七	衆本会議趣旨説明 四、 一九	
77	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案	参	三、 一五	三、 一五 （予）	四、 九	四、 九	三、 一五 （予）	四、 一九	四、 二二			
90	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案	衆	四、 一二	四、 一九 （予）	四、 二六	五、 八	四、 一八	四、 一九	四、 二二			



## 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第七号）

### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

#### 一、地方交付税総額の特例

平成二年度補正予算により同年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れが増額されることに伴い、地方公務員の給与改定に要する経費、消費譲与税の減額に対する補てん等の財源措置を講ずるほか、同特別会計の一時借入金及び借入金の利子の支払に充てるため必要な額を三百五十三億円増額するとともに、同特別会計における借入金を五百十九億円減額することとする（以上の措置により、地方交付税の総額は、十四兆三千二百七十九億八千八百万円となる。また、同特別会計の借入金残高は、一兆五千二百二十一億三千五百万円となる。）。

#### 二、基準財政需要額の算定方法の改正

給与改定、地方債の縮減等に伴い必要となる財源を措置するため、普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定することとする。

### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今回の補正予算により平成二年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れが増額されることに伴い、五千六百八十五億円を平成二年度分の地方交付税として地方公共団体に交付するとともに、三百五十三億円を同特別会計における借入金等の利子の支払に充て、五百十九億円を同特別会計における借入金の減額に充てることとし、このため、平成二年度分の地方交付税の総額について特例を設けるほか、給与改定、地方債の縮減等に伴い必要となる財源を措置するため、単位費用の一部を改定すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地方財政の現況、公共投資、福祉対策など地方財政需要に対する財源確保、高齢化社会に対する対応等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原

案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

#### 要旨

本法律案は、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成十三年三月三十一日（現行平成三年三月三十一日）まで延長するものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方自治法の一部を改正する法律案は、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、機関委任事務制度の見直し、監査委員の職務権限の拡大、議会運営委員会の設置等の措置を講ずるとともに、公の施設の管理委託制度の充実を図り、あわせて地縁による団体に関する規定の整備等を行おうとするものであります。

なお、衆議院におきまして、職務執行命令訴訟制度について国が提起する一回裁判に改めるとともに、地方公共団体の休日に関する事項及び地方公営企業職員の在籍専従期間に関する事項を追加する等の修正が行われております。

次に、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、法律の有効期限を十年間延長し、平成十三年三月三十一日までとするものであります。

次に、過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律案は、過疎地域において公共下水道の幹線管渠等の設置を、都道府県が市町村に代わって行うことができることとし、その経費の負担について国の補助の割合の特例を設けようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括議題として審議を進め、職務執行命令訴訟制度のあり方、地縁による団体の規定の趣旨と運営、第三セクターへの管理委託の公正の確保、公害防止事業の財政特別措置の効果、過疎市町村における下水道の代行整備のあり方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、まず、地方自治法改正案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して神谷委員より反

対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、公害防止に関する国の財政特別措置法改正案及び過疎地域活性化特別措置法改正案について順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案は、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税の税率の適用区分の見直し及び基礎控除額等の引上げ、土地の評価替えに伴う固定資産税及び都市計画税の負担の調整並びに特別地方消費税の免税点の引上げ等を行うとともに、市街化区域農地に対する固定資産税等の課税の適正化、特別土地保有税の全般的見直し及び遊休土地に対する課税の強化等を行うおとするものであります。

委員会におきましては、固定資産税の評価替えに伴う負担調整措置のあり方、住民税減税と固定資産税増収との関連、特別土地保有税の見直し内容等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を

代表して諫山委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

#### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

#### 一、道府県民税及び市町村民税

中堅所得者層の税負担の軽減を図ることを主眼に、平成三年度において所得割の税率の適用区分を改めるとともに、基礎控除等の額を一万円引き上げる。

#### 二、特別地方消費税

1 免税点を飲食等に係るものにあつては七千五百円（現行五千円）、宿泊等に係るものにあつては一万五千円（現行一万円）に引き上げる。

2 特別地方消費税の収入額の五分の一に相当する額の範囲内の額を道府県から市町村に対し交付する制度を創設する。（1、2の施行日は平成三年七月一日）

### 三、固定資産税及び都市計画税

1 平成三年度から平成五年度までの各年度分の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額について、平成三年度評価額の平成二年度分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じて定める負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額を限度とする措置を講じる。

2 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地について、長期営農継続農地制度を平成三年度限りで廃止し、改正後の生産緑地法に基づく生産緑地地区内の農地を除き、平成四年度以降宅地並み課税の対象とする。

### 四、特別土地保有税

1 三大都市圏の特定市において、昭和六十一年一月一日以後に取得した土地の保有並びに平成三年四月一日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税について、十年間に限り、免税点（基準面積）を引き下げるとともに、土地自体の利用を主たる目的とする一定の特定施設（駐車場等）の用に供する土地を納税義務の免除の対象としないこととする。

2 都市計画法に規定する遊休土地転換利用促進地区の区域内に所在する土地で同一の者が一月一日に所有する一団の土地の面積が千平方メートル以上であるもの

に対しては、特別土地保有税のほか、時価等を課税標準として遊休土地に係る特別土地保有税を課することとする。

### 委員長報告

六四ページ参照

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第三一号）

### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

#### 第一 地方交付税法の一部改正

##### 一 地方交付税の総額の特例

1 平成三年度分の地方交付税の総額は、地方交付税法第六条第二項の額から、同法附則第三条の規定に基づく特例措置額四千五百二億四千万円、昭和六十年年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律附則第二項の規定に基づく減額四百九十七億六千万円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金利子支払額六百二十七億円及び同特別会計借入金償還額一兆七百十八億九千五百万円を控除した額とする（以上の

措置により、地方交付税の総額は、十四兆八千四百三億六千二百万円となる。）。

2 1において控除した額のうち四千五百二億四千万円に相当する額については、平成四年度から平成十三年度までの各年度において当該年度分の地方交付税の総額に加算する。

3 2による加算額のほか、五千八百十一億円を平成六年度から平成十一年度までの地方交付税の総額に加算する。

## 二 基準財政需要額の算定方法の改正

平成三年度分の普通交付税の算定については、自主的な地域づくりの推進・地域経済の活性化等地域振興に要する経費、高齢者の保健福祉の増進・生活保護基準の引上げ等福祉施策に要する経費、道路・街路・公園・下水道・社会福祉施設・清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善・学習用教材の拡充・私学助成の充実・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、消防救急業務の充実等に要する経費並びに地域社会における国際化・情報化への対応に要する経費の財源を措置するほか、土地対策の推進に資するため土地開発基金費

を、高齢化社会に対応し地域福祉の向上を図るため地域福祉基金費を、地方財政の健全化を図るため財源対策債償還基金費を設けることとする。

## 第二 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

一 関係都道府県に対して国が行う利子補給の対象となる地方債を平成七年度（現行平成二年度）までに発行を許可された地方債とし、平成三年度以降に発行を許可される地方債の利子補給及び平成二年度以前に発行を許可された地方債に係る平成八年度以降の各年度の利子補給については、利子補給の基準となる利率を縮減するものとする。

二 関係市町村に対する国の負担割合の特例について、財政力による調整の割合を高めることとした上、対象となる事業を平成七年度（現行平成二年度）までにおいて行われる事業とする。

第三 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正  
一 関係都府県に対して国が行う利子補給の対象となる地方債を平成七年度（現行平成二年度）までに発行を許可された地方債とし、平成三年度以降に発行を許可

される地方債については、利子補給の基準となる利率を縮減するものとする。

二 関係市町村に対する国の負担割合の特例について、財政力による調整の割合を高めることとした上、対象となる事業を平成七年度（現行平成二年度）までにおいて行われる事業とする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、まず、平成三年度分の地方交付税総額について、法第六条第二項の額から、特例措置額四千五百二億四千万円、昭和六十年分の地方交付税の総額の特例に係る一部返済額四百九十七億六千万円、交付税特別会計借入金利子支払額六百二十七億円及び同特別会計借入金償還額一兆七百十八億九千五百万円を控除した額とすること、また、後年度の地方交付税の総額について、特例措置額四千五百二億四千万円に相当する額及び五千八百一十億円を加算すること、次に、普通交付税の算定について、地域振興、福祉施策、公共施設の整備及び維持管理、教育施策等に要する経費の財源を措置するほか、土地開発基金

費、地域福祉基金費、財源対策償還基金費を設けること、さらに、新産業都市等の建設並びに首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備に関する国の財政上の特別措置に関する法律について、法律の適用期間を五年間延長すること等であります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地方交付税の性格、地方交付税の減額問題、公共投資基本計画と地方負担、地方財政の現状認識、過疎団体の財政の現状と財源対策等の諸問題について熱心な質疑が行われ、またその間、参考人の意見聴取を行いました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して神谷委員より反対、日本社会党・護憲共同を代表して岩本委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第七七号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、けん銃部品の所持及び輸入の禁止

けん銃を部品に分解して所持し、又は密輸入する事案が発生していることにかんがみ、けん銃の銃身等のけん銃部品の所持及び輸入を、一定の場合を除き、禁止することとする。

二、銃砲及び刀剣類の所持に関する規制の合理化

芸能の公演、博物館での展示等で銃砲（けん銃等を除く。）又は刀剣類を所持しようとする者は、都道府県公安委員会の許可を受けてこれらを所持することができることとする。

三、練習射撃場の指定等

都道府県公安委員会は、猟銃に係る指定射撃場のうちから練習射撃場を指定することができることとし、猟銃の所持の許可を受けた者等が練習射撃場に備え付けられた猟銃を使用して射撃練習を行うことができることとする。

四、美術品として価値のある刀剣類の製作の承認

文化庁長官が行っている美術品として価値のある刀剣類の製作の承認に関する事務を、一定の場合を除き、都道府県の教育委員会に行わせることとする。

五、罰則の強化等

けん銃等の密輸入の予備行為をした者及びけん銃等の密輸入に対する資金等を提供した者を処罰することとするとともに、けん銃等の密輸入の未遂罪及び予備罪の国外犯を処罰することとする。

なお、本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近におけるけん銃使用犯罪の実情にかんがみ、新たに、けん銃の銃身等の部品の所持及び輸入を規制し、けん銃等の密輸入の予備等を処罰することとするとともに、猟銃の射撃に関する技能の向上等に資するため練習射撃場の指定の制度を設けること、社会情勢の変化等に応じた銃砲・刀剣類の所持に関する規制の合理化を行うこと、美術品として価値のある刀剣類の製作の承認に関する規定を整備すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、けん銃の密輸入防止等に対する法改正の効果、暴力団銃器発砲事件の防止、けん銃の密輸

入予備罪の運用等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、けん銃等銃器の密輸入ルートの解明・撲滅に全力を挙げることを内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案（閣法第九〇号）

#### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

##### 一、指定暴力団等の指定

都道府県公安委員会は、暴力団が一定の要件に該当する場合に、その暴力団を指定暴力団又は指定暴力団の連合体として指定するものとする。

##### 二、指定暴力団員の暴力的要求行為の規制等

指定暴力団員がその所属する指定暴力団等の威力を示して金品等の供与を要求する等の暴力的要求行為を行う

ことを禁止し、その違反に対しては、都道府県公安委員会が当該違反行為の中止を命じ又は再発防止のために必要な事項を命じることができることとする。

##### 三、対立抗争時の指定暴力団等の事務所の使用制限その他の規制

指定暴力団等の間に対立抗争が発生した場合において、その事務所が多数の指定暴力団員の集合の用等に供されることにより付近の住民の生活の平穩が害されると認めるときは、都道府県公安委員会は当該事務所を管理する指定暴力団に対し、期間を定めて、当該事務所をこれらの用に供すること等を禁止することを命ずる等の措置を講ずることができることとする。

##### 四、暴力追放運動推進センターの指定

暴力団員による不当な行為に関する相談、少年に対する暴力団の影響の排除活動、暴力団員による不当な行為の予防に関する広報その他の活動等の事業を行うものとして、都道府県公安委員会は、都道府県ごとに一を限って暴力追放運動推進センターを指定することとする。

なお、本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

## 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、暴力団員の不当な行為によって市民生活の安全と平穏が脅かされている実情にかんがみ、国民の自由と権利の侵害を防止するため、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団を指定する制度を設け、指定暴力団員の行う暴力的要求行為を禁止し、その違反に対し、都道府県公安委員会が必要な事項を命ずることができるとともに、暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するため事務所の使用制限その他の規制措置を講ずるほか、暴力団員による不当な行為の防止等に資するため暴力追放運動推進センターの指定の制度を設けること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、法案作成の経緯、指定暴力団の指定の要件、暴力的要求行為の禁止規定、暴力追放運動推進センターの活動内容等について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、暴力団の壊滅のための総合的かつ有効な対策の確立に努めること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律案（第百十八回国会閣法第七〇号）

### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、機関委任事務について、地方公共団体の議会の検閲・検査権及び監査請求権並びに監査委員の監査権を認めることとする。

二、機関委任事務に係る職務執行命令訴訟制度を見直し、現行制度の二回裁判を一回裁判とするとともに、地方公共団体の長に対する勧告、命令は著しく公益を害することが明らかである場合に限り、あわせて地方公共団体の長の罷免制度は廃止する。（衆議院において修正）

三、議会の委員会に、参考人制度を設け、条例で議会運営委員会を設置できることとする。

四、監査委員制度について、職務権限の拡大等の整備を行う。

五、地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものについては、当該地方公共団体と請負の関係にある場合であっても地方公共団体の長等が取締役等を兼ねることができるとし、また、地方公共団体が公の施設の管理を委託することができることとする。

六、地縁による団体（いわゆる自治会・町内会等）で一定の要件に該当するものは、市町村長の認可を受けたとき、規約の目的の範囲内で、権利を有し義務を負うものとする。

なお、認可の目的が地域的な共同活動のための不動産等を保有するためであること、認可を受けた地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものであること等を明らかにする。（後段は衆議院修正）

七、地方公共団体において特別な歴史的・社会的意義を有し、住民がこぞって記念することが定着している日で、国民の理解を得られるようなものを限定的に当該団体の休日として定めることができることとする。（衆議院修正による追加）

八、地方公営企業職員の在籍専従期間を、当分の間、国営

企業の場合と同様七年以下の範囲内で労働協約で定める期間とする。（衆議院修正による追加）

九、この法律は、公布の日から施行する。ただし、職務執行命令訴訟制度については、公布の日から起算して一年以内に施行する。

なお、複合的一部事務組合の設置に係る知事の勧告制度の創設に関する改正規定は、衆議院修正により削除された。

#### 委員長報告

六四ページ参照

過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律案（衆第六号）

#### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、過疎地域における市町村が管理する公共下水道のうち広域の見地から設置する必要があるものであって、過疎地域の市町村のみでは設置することが困難なものとして建設大臣が指定するものの幹線管渠等の設置については、都道府県計画に基づき都道府県が行うことができる

ものとする。

二、一により都道府県が行う公共下水道の幹線管渠等の整備事業に係る国の補助の割合は、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の規定の例によるものとする。

三、この法律は、平成三年四月一日から施行する。

#### 委員長報告

六四ページ参照

○法務委員会

・内閣提出法律案（七件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
5	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	二、 一一、 一一	二、 一一、 一一 (予)	二、 一一、 一八 二、 一一、 一八	二、 一一、 一八 二、 一一、 一八
6	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	ク	一一、 一一	一一、 一一 (予)	一一、 一八 一一、 一八	一一、 一八 一一、 一八
15※	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	ク	三、 二、 八	三、 二、 八 (予)	三、 三、 二六 三、 三、 二六	三、 二、 二二 三、 二、 二五
16※	罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案	ク	二、 八	二、 一九 (予)	四、 九 四、 九	三、 一一 三、 一一
64	司法試験法の一部を改正する法律案	ク	三、 四	三、 四 (予)	四、 一六 四、 一七	三、 一九 三、 二七
66	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案	ク	三、 八	四、 一一 (予)	四、 二五 四、 二六	四、 一一 四、 一八
						衆三、 衆四、 衆四、 衆九、 衆二、 衆一、 衆意

(注) ※は予算関係法律案



裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額  
の改定等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、平成二年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例

に準じて裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、裁判官及び検察官の給与と弁護士収入との格差、初任給調整手当の見直し、裁判官及び検察官の欠員状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、順次採決した結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、お

おむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、検事及び副検事の俸給については、おむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、平成二年四月一日にさかのぼって行う。

#### 委員長報告

前ページ参照

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

#### 要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、判事補の員数を五人増加し、六百八人に改める。
- 二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十八人増加し、二万千四百五十四人に改める。
- 三、この法律は、平成三年四月一日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の員数を五人増加するとともに、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十八人増加しようとするものであります。

委員会におきましては、判事補等を増員する理由、裁判所職員の欠員状況、裁判所調査官制度の実態等につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告いたします。

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

#### 要旨

本法律案は、刑法その他の刑罰法規に定める罰金及び科

料の額等が現在の経済事情に適合せず、これら財産刑の刑罰としての機能が低下していることにかんがみ、消費者物価及び労働者賃金の上昇率等を勘案して、刑法等に定める罰金及び料料の額等を原則的に現行の二・五倍に改定した上、関連する手続的な整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、罰金の寡額を一万円に、料料の額を千円以上一万円未満に引き上げた上、刑法の罪について定める罰金の多額を原則的に現行の二・五倍に改定し、多額が低い一部の罪に関しては多額の最下限を十万円まで引き上げる。また、刑の執行を猶予することのできる罰金の最高額を五十万円に引き上げる。刑法に合わせて、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律についても同様に罰金の多額を引き上げる。

二、刑法ほか二法の罪以外の罪で罰金多額が二万円に満たないものについては一律にこれを二万円に、罰金寡額が一万円に満たないものについては一律にこれを一万円に引き上げるほか、命令への罰金の委任の限度額についても二万円に引き上げる。

三、刑事訴訟法が定める罰金及び過料の多額を十万円に引き上げ、併せて勾留及び逮捕が制限される罪の基準とな

る罰金の額、公判期日における被告人の出頭義務及びその免除の基準となる罰金の額並びに略式命令が許される罰金の限度額をそれぞれ二・五倍に改定するほか、未決勾留日数に関する一日の法定通算の基準となる罰金額を四千円に引き上げる。

四、交通事件について即決裁判をすることができる罰金の最高額を五十万円に引き上げる。

五、条例に罰則を設ける際、定め得る罰金額の最高限度を百万円に引き上げる。

六、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

#### 修正要旨

罰金又は料料を減輕した際に一銭未満の端数が生じた場合これを切り捨てる旨の刑法第七十条第二項を削るものがある。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、刑法その他の刑罰法規に定める罰金及び料の額等が現在の経済事情に適合せず、これら財産刑の刑罰としての機能が低下していることにかんがみ、消費者物価及び労働者賃金の上昇率等を勘案して、刑法等に定める罰金及び料の額等を原則的に現行の二・五倍に引き上げるとともに、これに関連する手続的な整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、罰金制度の意義と限界、罰金の徴収手続、特別法等における罰則との区別、刑法第七十条第二項の存在意義等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院の各派及び各派に属しない議員紀平梯子君を代表して福田理事より刑法第七十条第二項を削除する旨の修正案が提出されました。

採決の結果、本法律案は、全会一致をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、罰金刑制度のより適正かつ合理的の見直し等を内容とする附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

以上、御報告いたします。

司法試験法の一部を改正する法律案（閣法第六四号）

#### 要旨

本法律案は、司法試験が、近年、合格までに極めて長期間を要する状況になっており、法曹の後継者を適切に確保・養成する上で多くの問題を生じているという実情にかんがみ、多様な人材の合格可能性を損なわないように配慮しつつ、法曹としての資質を有するより多くの者が比較的短期間で合格できる試験制度に改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、司法試験管理委員会は、司法試験における状況に照らして必要があると認めるときは、第二次試験の論文式による試験における合格者を定める方法として、司法試験管理委員会規則で定めるところにより、合格者の一部につき、第二次試験の短答式による試験を初めて受けた時（ただし、平成四年以前に行われたものを含まない。）から一定の期間内に当該論文式による試験を受けた者のうちから定める方法によることができることとする。
- 二、第二次試験における論文式試験及び口述試験の試験料

目のうち非法律選択科目を廃止する。

三、この法律は、平成四年一月一日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました司法試験法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、司法試験が、近年、合格までに極めて長期間を要する等多くの問題を生じているという実情にかんがみ、多様な人材の合格可能性を損なわないように配慮しつつ、法曹としての資質を有するより多くの者が比較的短期間で合格できる試験制度に改めようとするものであります。

委員会におきましては、司法試験の近時の実態、法曹養成制度の在り方と諸外国との比較、任官希望者を増やすための方策等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、司法試験・法曹養成制度の見直し等を内容とする附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

以上、御報告いたします。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案（閣法第六六号）

#### 要旨

本法律案は、終戦前から引き続き我が国に居住し、昭和二十七年の日本国との平和条約の発効に基づき日本の国籍を離脱した在日韓国・朝鮮人及び台湾人並びにその子孫を対象として、その歴史的経緯及び我が国における定住性を考慮し、その法的地位をより一層安定させるため、出入国管理及び難民認定法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、これら対象者のうち、日韓特別法に基づく協定永住者など本法施行前からすでに永住許可を受けている者等については、特別永住者として本邦で永住できるものとする。

二、これら対象者のうち、本法施行後に出生した者及び本法施行前から引き続き在留する者のうち定住者等の在留資格をもって在留する者等については、申請に基づき法務大臣の許可を受けて、特別永住者として本邦で永住で

きるものとする。

三、特別永住者に対しては、内乱、外患若しくは国交に関する罪、外交上の重大な利益を害する罪又はこれに準ずる重大な罪を犯した者に限り、本邦からの退去を強制できることとする。

四、特別永住者については、再入国許可の有効期間を四年以内とし、さらに、一年以内に限り、在外公館での延長を許可できることとするとともに、当該許可を受けて本邦に上陸する際には、入管法第五条に定める上陸拒否事由につき審査しないものとする。

五、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、法務大臣が、特別永住者に対する再入国許可の規定の適用に当たり、特別永住者の本邦における生活の安定に資するとのこの法律の趣旨を尊重するものとする規定を追加する修正が行われている。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

案につきまして、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、終戦前から引き続きわが国に居住し、昭和二十七年の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した在日韓国・朝鮮人及び台湾人並びにその子孫を対象として、その歴史的経緯及び我が国における定住性を考慮し、その法的地位をより一層安定させるため、出入国管理及び難民認定法の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案提出の経緯、退去強制の要件、再入国許可の有効期間等の諸問題につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○外務委員会

・条約（一四件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
1	万国郵便連合憲章の第四追加議定書の締結について承認を求めの件	衆	二、 一、 一	二、 一、 一 (予)	二、 一、 一 承認	二、 一、 一 承認
2	万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めの件	〃	一、 一、 一	一、 一、 一 (予)	一、 一、 一 承認	一、 一、 一 承認
3	小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めの件	〃	一、 一、 一	一、 一、 一 (予)	一、 一、 一 承認	一、 一、 一 承認
4	郵便為替に関する約定の締結について承認を求めの件	〃	一、 一、 一	一、 一、 一 (予)	一、 一、 一 承認	一、 一、 一 承認
5	郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めの件	〃	一、 一、 一	一、 一、 一 (予)	一、 一、 一 承認	一、 一、 一 承認

番号	件名	院議先	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
6	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件	衆	三、 二、 一	三、 三、 二六	承 認 三、 四、 二	承 認 三、 四、 九	三、 二、 二二	承 認 三、 三、 一五	承 認 三、 三、 一五	三、 二、 二二 衆本会議趣旨説明 三、 二六 参本会議趣旨説明
7	欧州復興開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めめるの件	ク	二、 一八	二、 一八 (予)	承 認 三、 三、 二六	承 認 三、 三、 二六	二、 一八	承 認 三、 三、 六	承 認 三、 三、 七	
8	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めめるの件	ク	二、 一八	二、 一八 (予)	承 認 三、 三、 二六	承 認 三、 三、 二六	二、 一八	承 認 三、 三、 八	承 認 三、 三、 一二	
9	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件	ク	三、 一六	三、 一六 (予)	承 認 四、 四、 二四	承 認 四、 四、 二四	三、 一六	承 認 四、 四、 一二	承 認 四、 四、 一八	
10	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件	ク	三、 一六	三、 一六 (予)	承 認 四、 四、 二四	承 認 四、 四、 二四	三、 一六	承 認 四、 四、 一二	承 認 四、 四、 一八	

内閣提出法律案（一件）

10※	番号	件名	衆議院	提出日	参議院	衆議院	衆議院	備考
法律案		在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院	三、二五	三、二五 三、二六 三、二六 三、二六	三、二五 三、二六 三、二六 三、二六	三、二五 三、二六 三、二六 三、二六	

14	13	12	11	番号	件名	衆議院	提出日	参議院	衆議院	衆議院	備考
麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めめるの件	故李方子女史（英親王妃）に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件	国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求めめるの件	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件			衆議院	三、一六	三、一六 三、一六 三、一六	三、一六 四、二二 四、二二 四、二二	三、一六 四、二二 四、二二 四、二二	
承 認	承 認	承 認	承 認	衆議院	衆議院	衆議院	三、一六	三、一六 三、一六 三、一六	三、一六 四、二二 四、二二 四、二二	三、一六 四、二二 四、二二 四、二二	
承 認	承 認	承 認	承 認	衆議院	衆議院	衆議院	三、一六	三、一六 三、一六 三、一六	三、一六 四、二二 四、二二 四、二二	三、一六 四、二二 四、二二 四、二二	

万国郵便連合憲章の第四追加議定書の締結について承認を求めの件（閣条第一号）

#### 要旨

万国郵便連合は、郵便物の国際交換制度の確立を目的として一八七四年（明治七年）に設立された世界で最も古い歴史を有する国際機関の一つである。連合は、その基本的文書である万国郵便連合憲章に基づき機能しており、憲章の枠内において、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約並びに個々の業務を規律する諸約定が締結されている。

憲章を除くこれらの文書については、連合の最高機関で通常五年ごとに開催される大会議においてその内容の改正が行われ、新たな文書が作成されることになっているが、一九八九年（平成元年）にワシントンで開催された第二十回大会議では、これら新文書の作成のほか、憲章についても連合の組織及び運営の効率化の観点から所要の改正を加えるため、第四追加議定書が新たに採択された。その主な改正点は次のとおりである。

一、連合の文書において用いる貨幣単位は、現行の金フランに代えて、国際通貨基金（IMF）の特別引出権（SDR）を採用することとした。

二、連合への加入又は加盟の手続、連合からの脱退の手続等は、従来スイス政府が行っていたが、今後は連合の国際事務局長が行うこととした。

三、条約及び関係諸約定の施行規則は、従来大会議において改正されていたが、今後は大会議の決定を考慮して執行理事会が定めることとした。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました条約五件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

これらの条約は、いずれも昨年の万国郵便連合大会議において作成されたものでありまして、このうち万国郵便連合憲章の第四追加議定書は、連合の運営を効率化するため、連合の基本文書である万国郵便連合憲章に、連合の貨幣単位の変更等の改正を加えるものであります。

また、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約並びに小包郵便物、郵便為替及び郵便小切手に関する諸約定は、いずれも国際郵便業務における最近の事情を考慮して、連合諸機関の権限の強化、通常郵便物の基本料金のガイドライン化、小包郵便物の重量制限の緩和など、連合の運営に関する事項及び料金等の業務上の事項について所要の修正と

補足を行った上で現行の諸文書を更新しようとするもの  
あります。

委員会におきましては、国際郵便業務におけるサービ  
スの改善、開発途上国に対する郵便分野での技術協力等につ  
いて質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知  
願います。

質疑を終え、採決の結果、五件はいずれも全会一致をも  
って承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認  
を求めるの件（閣条第二号）

### 要旨

この一般規則及び条約は、一九八九年（平成元年）にワ  
シントンで開催された万国郵便連合の第二十回大会議にお  
いて採択されたもので、国際郵便業務における最近の事情  
を考慮し、万国郵便連合の運営及び国際郵便業務に関する  
事項について所要の変更を加えた上で、現行の万国郵便連  
合一般規則及び万国郵便条約を更新しようとするものであ  
る。その主な改正点は次のとおりである。

### 一、万国郵便連合一般規則

① 執理事事会の権限に条約及び約定の施行規則を改正  
する権限、国際郵便業務の質の維持、強化及び近代化  
のために必要な活動を行う権限、特別活動基金の管理  
規則を定める権限並びに大会議から大会議までの間に  
おいて通常郵便物の普通料金を改正する権限等を加え  
ることとした。

② 郵便研究諮問理事会の権限に技術、業務その他その  
権限内の分野において統一的な実施が不可欠であるも  
のについての基準を郵政庁に対する勧告として作成し、  
提示する権限及び既に作成した基準を変更する権限を  
加えることとした。

③ 国際事務局長の権限に連合の文書の寄託者として及  
び連合への加入等の手続における仲介者として行動す  
る権限並びに執理事事会が定め又は改正した施行規則  
を郵政庁に通告する権限を加えることとした。

### 二、万国郵便条約

① 個々の郵便物、納器等の識別のために、バーコード  
又は統一識別方式が利用できることとした。

② 通常郵便物に、従来の種別の他に、取扱速度に従っ  
た新たな種別（優先郵便物・非優先郵便物）を導入す

ることとした。

③ 通常郵便物の運送に係る料金を定めるための基本料金をガイドラインとすることとした。

④ 名あて郵政庁は、自国あての航空通常郵便物等の処理のための時間を定め、差出郵政庁は、名あて郵政庁が定めた時間を考慮して、自国発の航空通常郵便物等の配達までの時間を定めることとした。

⑤ 保険付書状の保険金額の限度額を一定の金額以下に制限する場合の限度額を、二千二百八十六・八三SDR（四十二万円）から、三千二百六十六・九一SDR（約六十四万円）に引き上げることとした。

⑥ 郵政庁は、書留郵便物の一部盗取又は損傷についても責任を負うこととなり、また、賠償金の最高限度額を二十五パーセント引き上げることとした。

⑦ 賠償金の支払期限について、請求の日の翌日から「六箇月以内」を「四箇月以内」に短縮することとした。

⑧ 到着料は、従来郵便物の種類のいかんにかかわらず重量一キログラム当たりの単一料率が定められていたが、二国間の郵便物の交換重量に従いLC（書状及び郵便葉書）・AO（印刷物、点字郵便物及び小形包装物）別の料率を導入することとした。

⑨ 名あて郵政庁は、自国内で国際郵便物の航空運送を行う場合、当該航空運送に利用する運送路の加重平均距離が三百キロメートルを超えるときに限り、その費用の償還を請求する権利を有することとした。

⑩ EMS（国際ビジネス郵便）業務の定義、意匠及び料金に関する規定を設けることとした。

#### 委員長報告

八五ページ参照

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）

#### 要旨

この約定は、一九八九年（平成元年）にワシントンで開催された万国郵便連合の第二十回大会議において採択されたもので、国際郵便業務における最近の事情を考慮し、郵便小包業務に関する事項について所要の変更を加えた上で、現行の小包郵便物に関する約定を更新しようとするものである。その主な改正点は次のとおりである。

一、郵政庁は、合意により、重量が二十キログラムを超え

る小包の交換を行うことができることとした。

二、名あて郵政庁は、自国あての航空小包郵便物等の処理のための時間を定め、差出郵政庁は、名あて郵政庁が定めた時間を考慮して、自国発の航空小包郵便物等の配達までの時間を定めることとした。

三、郵政庁が保険付小包の保険金額を一定の金額以下に制限する場合の限度額を、一千二百八十六・八三SDR（四十二万円）から三千二百六十六・九一SDR（約六十四万円）に引き上げることとした。

四、保険付きとされない小包の賠償金の最高限度額を各重量級で五十パーセントずつ引き上げることとした。

五、発送及び到着の陸路割当料金について、小包一個ごと及び閉袋の重量一キログラムごとのガイドラインとなる料金を定めることとした。

六、継越しの陸路割当料金及び海路割当料金を改定するとともに、継越しの距離に応じて小包一個ごと及び閉袋の重量一キログラムごとのガイドラインとなる料金を定めることとした。

七、名あて郵政庁は、自国内で国際小包の航空運送を行う場合、当該航空運送に利用する運送路の加重平均距離が三百キロメートルを超えるとときに限り、その費用の償還

を請求する権利を有することとした。

#### 委員長報告

八五ページ参照

郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件  
(閣条第四号)

#### 要旨

この約定は、一九八九年（平成元年）にワシントンで開催された万国郵便連合の第二十回大会議において採択されたもので、国際郵便業務における最近の事情を考慮し、郵便為替業務に関する事項について所要の変更を加えた上で現行の「郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定」を更新しようとするものである。その主な改正点は次のとおりである。

一、郵便為替の種類を、通常為替、電信通常為替、払込為替及び電信払込為替と明記し、これら以外の業務についても関係郵政庁間で取り決め、その実施方法を定めることができることとした。

二、通常為替一口の最高限度額は、約定により定められて

いたが、関係郵政庁間の合意により定めることとした。

三、通常為替の振出しの際に差出人から徴収する料金の最高限度額を、十四・七〇SDR（二千七百円）から二十二・八六SDR（約四千四百七十円）に引き上げることとした。

四、為替金が郵便振替口座に受入登記される場合には、受取人から受入登記料を徴収することができることとした。

五、関係郵政庁は、電信為替の送達のために電報以外の電気通信の方式を利用することを取り決めることができることとした。

#### 委員長報告

八五ページ参照

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）

#### 要旨

この約定は、一九八九年（平成元年）にワシントンで開催された万国郵便連合の第二十回大会議において採択され

たもので、国際郵便業務における最近の事情を考慮し、郵便小切手業務に関する事項について所要の変更を加えた上で、現行の郵便小切手業務に関する約定を更新しようとするものである。その主な改正点は次のとおりである。

一、郵政機関以外の機関が、自国の郵政庁との取決めの範囲内で郵便小切手業務の交換に参加することができることとした。

二、郵便小切手業務において提供される業務の種類を、振替、払込み、払出小切手等による払渡し及び郵便保証小切手と明記し、これら以外の業務についても関係郵政庁間で取り決め、その実施方法を定めることができることとした。

三、振替及び払込みについては、関係郵政庁間の合意がある場合には、郵便振替口座以外の口座への受入登記の請求ができることとした。

四、振あて郵政庁は、振替金が郵便振替口座へ受入登記される場合には、振あて人から徴収する料金を定めることができることとした。

#### 委員長報告

八五ページ参照

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）

#### 要旨

我が国は、日米地位協定第二十四条についての現行特別協定に基づき、在日米軍従業員に支給される調整手当等八種類の手当の支払に要する経費を負担している。

本協定は、日米両国を取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、在日米軍経費の我が国による一層の負担を図り、在日米軍の効果的な活動を確保するため、昨年十二月以来日米両国政府間で交渉が行われた結果、本年一月十四日に署名されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、我が国は、本協定の有効期間中、現行特別協定の対象である調整手当等八種類の手当に加え、新たに、在日米軍従業員に支給される基本給、時間外勤務給、船長・機関長手当等の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

二、我が国は、本協定の有効期間中、在日米軍又はは在日米

軍の公認調達機関が公用のため調達する、公益事業によつて使用に供される電気・ガス・水道・下水道及び暖房・調理・給湯用燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

三、我が国が負担する経費の具体的金額は、我が国が会計年度ごとに決定し、米国に対し速やかに通報する。

四、日米両国は、本協定の実施に関するすべての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができる。

五、現行特別協定は、本協定の効力発生の日に終了する。

六、本協定は、一九九六年三月三十一日まで効力を有する。

なお、本協定に関連して合意された議事録において、本協定の対象となっている給与には、現行特別協定の効力発生の際、我が国による負担の対象となっている部分を含まないことが確認されており、また、関連の書簡において、我が国が負担する経費の具体的金額の決定についての我が国政府の方針等が表明されている。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました協定につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

我が国は、現在、日米地位協定第二十四条についての特

別措置協定に基づき、在日米軍従業員に支給される調整手当等八種類の手当の支払い経費を負担しておりますが、今般の本協定は、日米両国を取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、在日米軍の効果的な活動を確保するため、在日米軍駐留経費の我が国による一層の負担を図ろうとするものであります。

すなわち、我が国は、本協定の有効期間中、現行特別措置協定の対象である調整手当等に加え、新たに基本給等の支払い経費並びに在日米軍等が公用のため調達する光熱水料等の支払い経費の全部または一部を負担すること、我が国が負担する経費の具体的金額は我が国が会計年度ごとに決定し、米国に対し速やかに通報すること、現行特別措置協定は本協定の効力発生の日に終了すること、本協定は一九九六年三月三十一日まで効力を有すること等を内容としております。

委員会におきましては、海部内閣総理大臣及び中山外務大臣の出席を求め、日米関係のあり方と日米安保条約の意義、アジア・太平洋地域における安全保障の枠組み構築の必要性、地位協定における駐留経費負担の原則、駐留経費負担の現況と今後の見通し、所要経費の積算根拠、在日米軍削減計画と米軍基地の整理縮小等の諸問題について質疑

が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同の清水委員より反対、自由民主党の岡部理事より賛成、日本共産党の立木委員より反対の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

欧州復興開発銀行を設立する協定の締結について承認を求め  
るの件（閣条第七号）

#### 要旨

この協定は、一九八九年（平成元年）以来の中欧及び東欧諸国の政治的及び経済的改革に対する支援を強化するため、これらの諸国を対象とした地域開発銀行を設立するとフランスの提案を受け、関係諸国の会議における検討の結果、一九九〇年（平成二年）五月二十九日に作成されたものである。この協定は、欧州復興開発銀行の設立、その目的、資本、業務、組織及び運営等について規定してお

り、主な内容は次のとおりである。

一、銀行は、複数政党制民主主義、多元主義及び市場経済の諸原則を誓約しかつ適用している中欧及び東欧諸国における開放された市場指向型経済への移行並びに民間及び企業家の自発的活動の促進を目的とする。

二、銀行は、その目的達成のため、民間分野の活動の育成等の促進、内外の資本等の調達、生産的な投資の助長、技術援助の供与、資本市場の発展の促進及び奨励、環境上健全なかつ持続的な開発の促進等を任務とする。

三、銀行の加盟者の地位は、欧州の国、欧州の国以外の国際通貨基金（IMF）加盟国、欧州経済共同体（EEC）及び欧州投資銀行（EIB）に開放される。なお、当初の加盟資格は、欧州共同体（EC）加盟国、ソ連を含む中欧・東欧諸国、北欧諸国、米国、日本等三十九カ国並びにEEC及びEIBの二国際機関のみに与えられている。

四、銀行の当初の授権資本は、百億欧州通貨単位（ECU、約百二十億ドル）であり、それぞれ一萬ECUの額面価格を有する百万株に分けられる。各加盟者は割当てに基づき株式に応募するが、我が国の応募額は八・五一七五％に当たる八億五千七百七十五萬ECU（約千四百四

十八億円）である。なお、主要加盟国の出資率は、米国一〇％、フランス、ドイツ、イタリア、英国及び日本八・五一七五％、ソ連六％、スペイン及びカナダ三・四％である。

五、銀行は、①民間部門の企業、民営化しつつある国有企業等への貸付け、投資、保証等、②民間部門の発展等に必要な経済基盤の復興又は開発のための貸付け、技術援助等を業務とする。

六、銀行は、加盟国が銀行の目的に反する政策を実施しているおそれがある場合には当該国の受益を停止又は制限することができる。又、自ら要請する国は、この協定の効力発生後三年の期間中その受益規模を自国が払い込んだ株式の額に限定し、かつ、融資を受ける対象を民間部門、民営化しつつある国有企業等に限定できる。この要請を行ったのはソ連のみである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました条約二件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、欧州復興開発銀行設立協定は、ソ連を含む中欧・

東欧諸国の政治的経済的改革を支援し、これらの改革を実施している各国の市場志向型経済への移行等を促進するため、欧州復興開発銀行を設立することを目的とするものでありまして、同銀行の設立、その目的、資本、業務、組織及び運営等について規定しております。

次に、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、消費、生産等の規制の対象となる物質の範囲を拡大すること、開発途上国に対する資金供与の制度を設けること等について規定するものであります。

次に、在外公館名称、位置、給与法改正案は、米国のマイアミ及びフランスのストラスブルにそれぞれ総領事館を設置すること、最近の為替相場及び物価水準の変動等を勘案して、在外職員の在勤基本手当の基準額を改定すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、欧州復興開発銀行の設立目的と業務内容、オゾン層破壊物質の全廃に向けての我が国の対応策、外交実施体制の充実強化策等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終え、討論に入りましたところ、欧州復興開発銀

行設立協定について日本共産党の立木委員より反対する旨の意見が述べられました。

ついで採決の結果、欧州復興開発銀行設立協定は多数をもって、モントリオール議定書の改正は全会一致をもってそれぞれ承認すべきものと決定し、また、在外公館名称、位置、給与法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

以上、御報告申し上げます。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第八号）

#### 要旨

この改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、消費、生産等の規制の対象となる物質の範囲を拡大すること、開発途上国に対する資金供与の制度を設けること等を目的とするもので、一九九〇年（平成二年）六月にロンドンで開催されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の第二回締約国会合において採択されたものである。その主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、新規規制物質として追加されたフロン十種類、四塩化炭素、一・一・一トリクロロエタンについて、その生産及び消費を段階的に削減して今世紀中又は二〇〇五年までに全廃する。

二、締約国は、新規規制物質の非締約国との輸出入を禁止する等貿易規制を強化する。

三、締約国は、新規規制物質及びオゾン層を破壊するおそれのある物質であるがフロンの代替物質として当面その使用を続けざるを得ない物質として特定された過渡的物質に関し、生産量及び輸出入量の統計資料等を事務局に提出する。

四、締約国は、開発途上国である締約国による規制措置の実施を可能とするために、開発途上国である締約国に対し資金協力及び技術協力を行うことを目的とする制度を設ける。当該制度は、締約国の管理の下に運営される多数国間基金を含む。

五、締約国は、環境上安全な代替品及び関連技術を開発途上国である締約国に対して速やかに移転すること及びこの移転が公正で最も有利な条件の下に行われることを確保するため、資金供与の制度によって支援される計画に合致したすべての実行可能な措置をとる。

#### 委員長報告

#### 九二ページ参照

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるとの件（閣条第九号）

#### 要旨

本条約は、本年二月、ダッカにおいて署名されたものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合にはのみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてはのみ相手国において課税される。

二、国際運輸業所得のうち、航空機所得については企業の居住地国においてのみ課税され、船舶所得については相手国においてその国内法上の課税額の五十%又は企業が取得する課税対象総収入の四%のいずれか少ない方の額で課税される。

三、投資所得に対する源泉地国税率は、相手国の居住者が支払う配当については親子会社間の場合十%、その他の場合十五%、相手国において生ずる利子及び使用料に

ついでには十%をそれぞれ超えないものとする。

四、短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸能人等、教授、学生等の所得については、一定の条件の下に相手国の租税が免除される。

五、二重課税の回避については両国とも外国税額控除方式による。また、一定の所得について我が国においてみなし外国税額控除を認める。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました条約四件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、バングラディッシュとの租税条約及びブルガリアとの租税条約は、我が国と両国との間でそれぞれ二重課税の回避方法を定めたものでありまして、その内容は、いずれも従来我が国が諸外国と締結してきております租税条約と同様、OECDモデル条約案に基本的に沿ったものであります。

次に、フィンランドとの租税条約改正議定書は、フィンランドの税制改正に伴うものでありまして、同国における対象税目の一部及び同国の二重課税の排除方式を改正しよ

うとするものであります。

次に国際通貨基金協定の第三次改正は、IMFに対する債務の履行遅滞の増大に対処するため、IMF協定上の義務の不履行を続けている加盟国の投票権の停止等を規定するものであります。

委員会におきましては、今回の租税条約締結の目的、我が国と相手国との経済関係、租税条約の濫用防止策、IMFにおける投票権停止措置の妥当性、IMF協定改正と第九次増資との関係等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立木委員より、四件に反対する旨の意見が述べられました。

次いで採決の結果、四件はいずれも多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるとの件（閣案第一〇号）

#### 要旨

本条約は、本年三月、ソフィアにおいて署名されたものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合にのみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。

二、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。

三、投資所得に対する源泉地国税率は、相手国の居住者が支払う配当については親子会社間の場合十%、その他の場合十五%、相手国において生ずる利子及び使用料については十%をそれぞれ超えないものとする。

四、短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸能人等、教授、学生等の所得については、一定の条件の下に相手国の租税が免除される。

五、二重課税の回避については、我が国は外国税額控除方式、ブルガリアは一定の所得を除き国外所得免除方式による。また、一定の所得について我が国においてみなし外国税額控除を認める。

#### 委員長報告

前ページ参照

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めの件（閣条第一一号）

本議定書は、一九七二年（昭和四十七年）に締結された現行租税条約をフィンランドの新税制に合わせて一部改正するものであって、その主な改正点は次のとおりである。

一、フィンランド側の一般対象税目のうちの船員税に代えて非居住者の所得に対する源泉徴収税を対象税目とする。

二、フィンランドの二重課税排除の方式については、一定の所得を除き国外所得免除方式をとっているが、一定の配当以外の所得について外国税額控除方式とする。

#### 委員長報告

前ページ参照

国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求める件（閣条第一二号）

要旨

この改正は、国際通貨基金協定上の義務の不履行を続けている加盟国の投票権の停止等を規定することによって、国際通貨基金（IMF）に対する加盟国の債務の履行遅滞の増大に対処しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、加盟国が、本協定上の義務を履行しないために一般資金を利用する資格の喪失を宣言され、なお相当の期間の経過後においても義務の不履行を続けているときには、基金は、総投票権数の七十%の多数により当該加盟国の投票権を停止することができる。

二、投票権を停止された加盟国は、すべての加盟国の受諾を必要とする改正及び特別引出権（SDR）会計のみに関する改正の場合を除くほか、協定の改正案の採択に参加してはならず、総務、理事等を任命、選出してはならない。ただし、当該加盟国は、自国の行った要請又は自国に特に関係のある事項について審議が行われている間は、総務会、理事会等の会合に出席する代表者一人を送

る資格を有する。

三、加盟国の投票権の停止は、総投票権数の七十%の多数により、いつでも解くことができる。なお、この改正の発効は、IMFにおける我が国の出資比率を第二位とすること等を内容とする第九次増資の発効要件の一つとなっている。

委員長報告

九五ページ参照

故李方子女史（英親王妃）に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一三号）

要旨

本協定は、日韓両国の友好関係及び文化、学術、歴史、相互理解、人的交流等の諸分野における協力関係の発展に資するため、本年四月十五日東京において署名されたもので、その主な内容は次のとおりである。

一、日本国政府は、故李方子女史に由来する服飾、装身具等で附属書に掲げる二二七点を、本協定の効力発生後六

箇月以内に韓国政府に対して対価なしに譲渡する。

二、韓国政府は、譲渡される服飾、装身具等が日韓両国の友好関係及び諸分野における協力関係の発展に資することとなるよう適切な措置をとる。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、故李方子女史に由来する服飾等の譲渡に関する韓国との協定は、日韓両国の友好・協力関係の発展に資するため、我が国政府が、故李方子女史に由来する服飾等二百二十七点を、韓国政府に対して対価なしに譲渡すること等について規定しております。

次に、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国連条約は、麻薬及び向精神薬の不正取引の処罰、不正取引による収益等の没収、犯罪人引渡し等について国際的な枠組みを定めるものであります。委員会におきましては、故李方子女史に由来する服飾等を韓国に譲渡することとした理由、韓国における本件服飾等の展示の方法、薬物濫用の現況と防止対策、薬物問題に関する国際協力、マネー・ロンダリングに対する規制策、監視付移転による薬物犯罪捜査

の実効性等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一四号）

#### 要旨

本条約は、一九八八年（昭和六十三年）十二月に、国連加盟国等によりウィーンで開催された条約採択会議において作成されたものであって、大麻・コカイン・ヘロイン等の「麻薬」及び、LSD等の幻覚剤・ヒロポン等の覚せい剤・催眠剤等の「向精神薬」の不正取引の防止及び処罰のための国際協力を促進することを目的として、麻薬及び向精神薬の不正取引の処罰、不正取引による収益等の没収、犯罪人引渡し等について国際的な枠組みを定めており、その主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、①麻薬又は向精神薬の不正な製造、製剤、販売、仲介、輸出入等、②麻薬の生産のためのけし・コ

カ樹・大麻植物の栽培、③麻葉等の不正な製造等に用いられることを知りながら行った装置・原材料の製造、輸送等、④麻葉等の不正な製造・販売等に対する資金提供等、⑤以上の行為により生じた財産の隠匿、偽装等（いわゆる「マネー・ロンダリング」）。不正資金を金融機関を経由することにより「浄化」し、不正収益の出所・所有者等を偽装、隠匿すること）及び、⑥以上のすべての行為の未遂、共謀、幫助等を、いずれも本条約上の「不正取引」として、国内法により犯罪とし刑罰等の制裁を科するための必要な措置をとる。

二、締約国は、本条約に基づく犯罪が自国の領域内で行われる場合及び容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、当該容疑者が自国民であること等を理由に他の締約国に対し引渡しを行わない場合には、当該犯罪について自国の裁判権を設定するために必要な措置をとる。

三、締約国は、本条約に基づく犯罪により生じた収益、その収益に相当する財産又は当該犯罪のために用いられた麻葉・向精神薬・装置等を没収するために必要な措置をとる。

四、本条約に基づき締約国が定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約に定める引渡犯罪とみなされ、将来

締結される犯罪人引渡条約においても引渡犯罪に含まれる。また、締約国は、一定の事由に基づいて自国の領域内に所在する容疑者の引渡しを行わない等の場合には、訴追のため自国の権限ある当局に事件を付託する等の措置をとる。

五、締約国は、本条約に基づく犯罪の捜査、訴追及び司法手続において、最大限の法律上の援助を相互に与える。

六、締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、本条約に基づく犯罪を防止するための法執行活動の効果を上げるため相互にかつ緊密に協力する。

七、締約国は、自国の国内法制の基本原則によって認められる場合、本条約に基づく犯罪の関与者を特定し法的措置をとるため、相互に合意する協定等により国際的規模の監視付移転（コントロール・デリヴァリー。締約国の権限ある当局が、事情を知らずその監視の下に、麻葉等の不正な送り荷が自国の領域を出、これを通過し又はこれに入ることと認める捜査方法）の適当な利用ができるように、可能な範囲内で必要な措置をとる。

八、締約国は、麻葉等の不正な製造に頻繁に使用される、本条約の付表Ⅰ及びⅡに掲げる物質が麻葉等の不正な製造に流用されることを防止するための適当な措置をとり、

このために相互に協力する。また、当該物質の製造・分配・国際取引等の監視のための適当な措置等をとる。

九、締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な生産又は製造に用いられる原料及び装置の取引及び流用を防止するため適当な措置をとり、このために協力する。

十、締約国は、麻薬及び向精神薬を含有する植物の不正栽培防止及び撲滅のため、並びに、麻薬及び向精神薬の不正な需要を無くし又は減少させるために適当な措置をとる。

十一、締約国は、商業運送業者が用いる輸送手段が、本条約に基づく犯罪の実行に利用されないための適当な措置等をとる。

十二、締約国は、自国の領域における本条約の運用に関する資料を国連麻薬委員会に提出する。

#### 委員長報告

九八ページ参照

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

#### 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、米国のマイアミ及びフランスのストラスブルに総領事館を設置するとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

二、最近の為替相場及び物価水準の変動等にかんがみ、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

三、ドイツ統一に伴い、在ドイツ民主共和国日本国大使館に係る規定を削除するとともに、在ドイツ連邦共和国日本国大使館の名称を在ドイツ日本国大使館に変更する。

四、イエメン統一に伴い、在南イエメン日本国大使館に係る規定を削除する。

五、チェコスロヴァキアの国名変更に伴い、同国にある日本国大使館の名称を在チェッコ・スロヴァキア日本国大使館に変更する。

#### 委員長報告

九二ページ参照

○大蔵委員会

・内閣提出法律案(一一件)

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
8 ※	国の補助金等の臨時特例等に関する法律案	衆	三、 一、二五	委員会付託 三、 二、二二	委員会議決 三、 三、二六 本会議議決 三、 三、二六	委員会付託 三、 二、二二 委員会議決 三、 二、一八 本会議議決 三、 二、二二
1 1 ※	租税特別措置法の一部を改正する法律案	衆	二、 五	三、 二〇	三、 二六 三、 二六	二、 二二 三、 一三 三、 一四
1 7	地価税法案	衆	二、 八	四、 一九	四、 二四 四、 二四	三、 二二 四、 一八 四、 一八
3 4 ※	欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案	衆	二、 一六	二、 一六 (予)	三、 二六 三、 二六	三、 一五 三、 一五
4 5 ※	関稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案	衆	二、 二二	二、 二二 (予)	三、 二六 三、 二六	三、 一五 三、 一五
4 6 ※	航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	二、 二二	二、 二二 (予)	三、 二六 三、 二六	三、 一五 三、 一五

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考				
47※	日本開発銀行法等の一部を改正する法律案	衆	三、 二、二二	委員会付託 三、 二、二二 (予)	委員会議決 三、 四、一八	本院議決 三、 四、一九	委員会付託 三、 二、二二	委員会議決 三、 四、九	本院議決 三、 四、二一	
48※	国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案	〃	二、 二、二二	二、 二、二二 (予)	四、 一八 可決	四、 一九 可決	二、 二二	四、 九 可決	四、 二一 可決	
49	沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案	〃	二、 二、二二	三、 一	三、 六 可決	三、 六 可決	二、 二六	二、 二八 可決	二、 二八 可決	衆本会議趣旨説明 三、 一
57	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	〃	二、 二、二六	二、 二、二六 (予)	四、 一八 可決	四、 一九 可決	二、 二六	四、 九 可決	四、 二一 可決	
58	外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案	〃	二、 二、二六	二、 二、二六 (予)	四、 一八 可決	四、 一九 可決	二、 二六	四、 九 可決	四、 二一 可決	

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出	参議院		衆議院		備考	
4	平成二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 (三、二、六)	三、二、六	三、二、七	委員会付託 (予)	委員会議決 三、二、二	本会議議決 三、二、二	委員会付託 (予)	委員会議決 三、二、二	
16	消費税法の一部を改正する法律案	小淵恵三君 外二十六名 (五、二)	五、二	五、七	委員会付託 (予)	委員会議決 五、八	本会議議決 五、八	委員会付託 五、二	委員会議決 五、七	
17	貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案	大蔵委員長 (五、七)	五、七	五、七	委員会付託 (予)	委員会議決 五、八	本会議議決 五、八	委員会付託 (予)	委員会議決 五、七	

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	衆議院へ 提出	参議院		衆議院		備考	
118国会 5	育児休業手当特別会計法案	糸久八重子君 外七名 (二、五、二)			委員会付託 二、六、二〇	委員会議決 未了	本会議議決 未了	委員会付託 未了	委員会議決 未了	

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案（閣法第八号）

要旨

本法律案は、最近における財政状況及び社会経済情勢並びに累次の臨時行政調査会及び臨時行政改革推進審議会等の答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図るため、国の負担金又は補助金に関する臨時特例等の措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国の負担又は補助に関する措置（三十一法律）

平成二年度まで暫定措置が講じられてきた事業に係る補助率等に関して、公共事業に係る補助率等については、平成五年度までの暫定措置として、昭和六十一年度に適用されていた補助率等まで復元する。

また、義務教育費国庫負担金に係る経費のうち共済費追加費用に要する経費等に係る補助率等については、平成五年度までの暫定措置として、引き続き昭和六十年年度に適用された補助率等を適用する。

以上の措置に関しては、地方財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずる。

二、国の負担に係る繰入れの特例（二法律）

地震再保険特別会計法及び自動車損害賠償保障法に係る事務費の財源について、平成五年度までの暫定措置として一般会計から繰入れは行わない。

なお、本法律施行に伴う平成三年度の一般会計及び特別会計の歳出増加額は約千六百億円と見込まれている。

委員長報告

ただいま議題となりました五法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案は、平成二年度まで暫定措置が講じられてきた事業の補助率等に関して、平成五年度までの暫定措置として、昭和六十一年度に適用されていた補助率等まで復元する措置等を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、土地譲渡益課税を中心とした土地税制の見直し、住宅取得促進税制の拡充等の措置を講ずるとともに、租税特別措置の整理合理

化等を行おうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、近藤忠孝委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

次に、欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案は、欧州復興開発銀行への加盟に伴い、同銀行に対する出資及び抛出等について所要の措置を講じようとするものであります。

次に、関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案は、我が国市場の一層の開放を図る等の見地から、特惠関稅制度、関稅率等について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案は、税関手続の迅速かつ的確な処理を図るため、現在電算処理を行っている航空運送貨物に加え、海上運送貨物についても同様の処理が行えるよう所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし質疑を行いました。その詳細は、会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、近藤忠孝委員より欧州復興開発銀行への加盟措置法案及び関稅定率法等改正案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、順次採決の結果、欧州復興開発銀行への加盟措置法案及び関稅定率法等改正案は、多数をもって、航空運送貨物の税関手続特例法改正案は、全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関稅定率法等改正案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

租稅特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

#### 要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、土地税制の見直し、住宅取得促進税制の拡充等の措置を講ずるとともに、租稅特別措置の整理合理化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 一、土地税制

1 個人の土地等の長期譲渡所得に対する税率を引き上げる。

2 法人の土地譲渡について短期所有土地等又は超短期所有土地等の譲渡以外のものに対する新たな重課措置を講じる。

3 買換え等の特例制度及び農地等に係る相続税の納税猶予制度を見直す。

## 二、住宅取得促進税制

控除対象となる借入金等の年末残高の限度額を三千万円（現行二千万円）に引き上げ、これにより税額控除限度額を二十五万円（現行二十万円）にする等の措置を講ずる。

## 三、租税特別措置の整理合理化等

特定地域における工業用機械等の特別償却等五つの特別償却を廃止し、電線類地中化設備の特別償却制度の償却割合の引下げ等、特別償却の縮減合理化等を図るとともに、特定電気通信設備及び商業施設等に対する特別償却、特定駐車場及び老人保健施設に対する割増償却を認めることとするほか、中小企業等基盤強化税制、廃棄物処理用設備の特別償却の拡充を図る。

## 四、その他

交際費等の損金不算入制度の適用期限の二年延長、移転価格税制の更正の期間制限についての三年から六年への延長等を行う。

なお、本法律施行に伴う租税の増収見込額は、平成三年度約二十億円である。

## 委員長報告

一〇四ページ参照

## 地価税法案（閣法第一七号）

### 要旨

本法律案は、土地基本法に定められた土地についての基本理念にのっとり、土地に対する適正かつ公平な税負担の確保を図りつつ土地政策に資するため、地価税を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一、課税対象

個人又は法人が有する国内にある土地及び借地権等（土地等）。

### 二、納税義務者

各年一月一日（課税時期）において土地等を有する個人又は法人。

### 三、評価

課税時期における時価（相続税評価額）による。

### 四、非課税とされる土地等

- 1 国及び地方公共団体その他公共法人が有する土地等。
- 2 社団法人、財団法人等公益法人等が有する土地等（一定のものは除く）。
- 3 自然、国土保全等公益的用途に供されている土地等で特に定めるもの。
- 4 次に掲げる住宅の敷地の用に供されている土地等（その面積（共同住宅は一戸当たりの床面積に対応する敷地の面積）が、一千平方メートルを超えるときは、一千平方メートルに相当する部分に限る）。
  - ・ 自ら所有し居住している住宅（一つに限る）。
  - ・ 他人に貸し付けられている住宅（会社役員の住宅を除く）。
- 5 一平方メートル当たりの更地価額（借地権等が設定されていないものとした場合の土地の価額）が三万円以下である土地に係る土地等。

### 五、課税標準

1 課税時期において有する土地等の価額の合計額（課税価格）を課税標準とする。

2 特に定める一定の土地等については、課税価格に算入する金額を土地等の価額の五分の一又は二分の一に軽減する特例措置を講ずる。

### 六、課税対象額及び基礎控除

1 課税対象額は、課税価格から基礎控除を差し引いた残額とする。

2 基礎控除の金額は、次のいずれか多い金額とする。

- ・ 十億円（個人及び資本又は出資の額が一億円以下である法人等は十五億円）
- ・ 一平方メートル当たりの土地の更地価額が三万円を超える土地等の面積×三万円

但し、借地権等が設定されている土地等は三万円に借地権等の割合を乗じた金額、課税価格の特例の対象となる土地等は三万円に当該特例の軽減割合を乗じた金額とする。

### 七、税率

○・三％（平成四年度については○・二％）

### 八、申告・納付

各年十月一日から同月三十一日までの間に申告し、同

日及び翌年三月三十一日までに二分の一ずつ分割納付する(平成四年度については経過措置を講ずる)。

#### 九、適用期日等

- 1 平成四年の課税時期に係る地価税から適用する。
- 2 地価税の負担の在り方については、少なくとも五年ごとに、固定資産税の土地の評価の適正化等を勘案しつつ土地保有に対する税負担全体の状況等を踏まえて検討するものとし、必要があるときは、地価税の課税対象及び税率等について所要の措置を講ずるものとする。

なお、本法律施行に伴う租税の増収額は、平年度三千億円から四千億円程度と見込まれる。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました地価税法案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、土地基本法の理念を踏まえ、土地に関する税負担の適正・公平を確保しつつ、土地政策に資するため、土地税制改革の一環として、新たに地価税を創設し、土地の保有コストに対する意識を高め土地の有効利用の促進等

を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、土地政策における税制の果たすべき役割、地価税の検討条項発動の条件、持ち家奨励から賃貸住宅重視への政策転換の必要性、今後の不動産融資規制のあり方等について、総理、大蔵大臣並びに係当局に対して質疑が行われたほか、土地問題等に関する特別委員会と連合審査会を開く等、慎重に審査を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑終局の後、近藤忠孝委員より、本法律案に対し、税率を一％に引き上げること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、修正案及び原案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、近藤忠孝委員より修正案に賛成、原案に反対、日本社会党・護憲共同を代表して鈴木和美理事、公明党・国民会議を代表して峯山昭範理事より、それぞれ、修正案に反対、原案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、修正案及び原案を順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決、原案は賛成多数をもって可決。よって、本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。  
以上、御報告申し上げます。

欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案（閣法第三四号）

#### 要旨

本法律案は、欧州復興開発銀行（以下「銀行」という。）への加盟に伴い、銀行に対する出資及び銀行の特別基金に充てるための拠出等について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、政府は、銀行に対して、千四百四十七億五千四百九十一万二千五百円の範囲内において、本邦通貨により出資するとともに、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により、追加出資し、又は銀行の特別基金に充てるため拠出することができる。

二、政府は、銀行に出資し又は拠出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資し又は拠出することができることとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずる。

三、銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は、日本銀行が行うものとする。

#### 委員長報告

一〇四ページ参照

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）

#### 要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、特恵関税制度の適用期限の延長、関税率等の改正を行うほか、関税率表について所要の調整等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特恵関税制度の改正

本年三月三十一日をもって期限の到来する特恵関税制度の適用期限を平成十三年三月三十一日まで延長するとともに、鋳工業産品に対する特恵関税のシーリング枠の算定基準としての基準年次を平成元年に改めるほか、国内産業の実情に応じて鋳工業産品のうち可能な品目について平成三年度の特例措置としてシーリング枠を拡大する。

二、関税率等の改正

鉱物油添加剤等五品目について関税を無税とするともに、ガス製造用揮発油に係る関税の還付制度の廃止等の措置を講ずるほか、平成三年三月三十一日に期限の到来する五千七百六十五品目に係る暫定税率の適用期限を一年間延長する。

### 三、関税率表の改正

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）に定める品目表が改正されることに伴い、関税率表の品目分類について所要の調整を行う。

### 四、施行期日

本法律は平成三年四月一日から施行する。ただし、HS条約の改正に伴う関税率表の改正については平成四年一月一日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成三年度一般会計の関税減収見込額は、約五十億円である。

## 委員長報告

一〇四ページ参照

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四六号）

## 要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢の変化に対応し、海上運送貨物に係る税関手続の迅速かつ的確な処理を図るため、航空運送貨物と同様に、海上運送貨物についても電子情報処理組織を使用して処理することができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一、法律名の改正

現行の「航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律」を「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律」に改める。

二、電子情報処理組織により処理される税関手続に関する規定の整備

電子情報処理組織により処理される税関手続に、海上運送貨物に係る税関手続を含めるため所要の改正を行う。

三、航空貨物通関情報処理センターの名称及び業務の改正  
航空貨物通関情報処理センターの名称を「通関情報処理センター」に改めるとともに、同センターの業務に海上運送貨物に係る電算処理業務を含めるため所要の改正

を行う。

#### 委員長報告

一〇四ページ参照

#### 日本開発銀行法等の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

##### 要旨

本法律案は、経済社会の進展に即応するため、日本開発銀行等の業務等について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、地域基盤充実資金の貸付け

日本開発銀行が、地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設又は整備に必要な資金の貸付けを行うことができることとする。

##### 二、ユーロ円債の発行

日本開発銀行が、外国を発行地とする本邦通貨をもって表示する債券（いわゆる「ユーロ円債」）を発行することができることとする。

##### 三、国からの無利子の貸付金を財源の一部とする資金の貸付け

日本開発銀行、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫が、社会資本の整備を行う事業で無利子の貸付けの対象となるものに準ずるものに対し、国からの無利子の貸付金を財源の一部として低利の貸付けを行うことができることとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、日本開発銀行法等の一部を改正する法律案は、日本開発銀行等を通じて、国からの無利子の貸付金を財源の一部に充てて行う低利の貸付制度を創設する等、社会資本整備の促進を政策金融の面から助成しようとするものであります。

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際通貨基金に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、これに応ずるための措置を講じようとするものであります。

次に、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案は、対内直接投資及び技術導入に関する外国為替

及び外国貿易管理法上の手続を、事前届出制から、原則として事後報告制に改める等、より開放的、かつ、透明なものとしようとするものであります。

次に、国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案は、国民金融公庫等の進学資金貸付制度を教育資金貸付制度に改め、新たに、在学中に必要な資金の貸付けを行うことができるようにしようとするものであります。

委員会におきましては、四法律案を一括して議題とし、質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、近藤忠孝委員より国民金融公庫法等改正案を除く三法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、日本開発銀行法等改正案、国際通貨基金等加盟措置法改正案及び外国為替・外国貿易管理法改正案の三法律案は、いずれも多数をもって、また、国民金融公庫法等改正案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

#### 要旨

本法律案は、最近における高等学校、大学等において教育を受けるために必要な資金の負担増大の状況にかんがみ、国民金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、現行の進学資金の小口貸付けの業務を拡充し、在学中に必要な資金を含む教育資金の小口貸付けの業務を行うことができることとする措置等を講じようとするものである。

#### 委員長報告

前ページ参照

湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案（閣法第四九号）

### 要旨

本法律案は、平成二年度の一般会計補正予算（第2号）（以下、「補正予算」）に基づき、湾岸平和基金に対し新たに九十億ドルの資金を拠出するに当たり、そのための財源措置として、別に予算で定める措置にあわせて、平成二年度において税外収入の確保等の特例措置を設け、さらに平成三年度一般会計予算の歳出予算等の節減を図ることにより得られる財源を国債整理基金特別会計に繰り入れる特例措置を設けるとともに、なお不足する財源については、法人臨時特別税及び石油臨時特別税を創設するほか、これらの税の収入及び歳出予算等の節減により得られる財源が確保されるまでの間、つなぎのための臨時特別公債を発行する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特

### 例

補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、平成二年度において、外国為替資金特別会計から千二百二十五億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとする。

二、一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例

平成二年度に発行する臨時特別公債の償還に充てるため、平成三年度に二千七百億四百八十六万五千円、平成四年度から平成六年度までの間に九百九十一億六千六百六十六万五千円に達するまでの金額を一般会計から国債整理基金特別会計へそれぞれ繰り入れるものとする。

三、法人臨時特別税の創設

法人は、原則として平成三年度中に終了する課税事業年度の基準法人税額から三百万円を控除した残額を課税標準として、二・五％の税率を乗じて計算した法人臨時特別税を納付しなければならない。

なお、同税の税収見込額は平成三年度四千三百六十億円、平成四年度四十億円である。

四、石油臨時特別税の創設

石油税の納税義務者は、平成三年四月一日から翌年三

月三十一日までの間に、課税物件を移出し、又は引き取る場合、原油及び輸入石油製品については一キロリットル当たり千二十円、天然ガスについては一トン当たり三百六十円、その他のガス状炭化水素については一トン当たり三百三十五円の税率で計算した石油臨時特別税を納付しなければならぬ。

なお、同税の税収見込額は、平成三年度二千六百十億円、平成四年度百二十億円である。

#### 五、臨時特別公債の発行等

補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、同予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内（九千六百八十八億六千六百五十三万円）で、平成三年度から平成六年度までの間における一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入金並びに平成三年度及び平成四年度における法人臨時特別税・石油臨時特別税の両税（以下、「臨時特別税」）の収入によって償還すべき臨時特別公債を発行することができる。

なお、同公債及びこれに係る借換債の償還期間は平成六年度までの間とする。

#### 六、臨時特別税の収入の用途等

平成三年度及び平成四年度における臨時特別税の収入

は、当該各年度の国債整理基金特別会計に組み入れることとし、その組み入れられた臨時特別税の収入は、臨時特別公債及びこれに係る借換債の償還に要する費用（発行価格相当分）の財源に充てることとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、湾岸平和基金における平和回復活動を支援するため、湾岸平和基金に対し平成二年度の一般会計補正予算第2号に基づいて緊急に資金を拠出するに当たり、これに必要な財源の確保に係る臨時の措置として、別に予算で定める措置にあわせて、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰り入れの特例措置及び一般会計の歳出予算等に係る節減に伴う同会計からの国債整理基金特別会計への繰り入れの特例措置を講ずるとともに、なお不足する財源の確保に係る臨時の措置として法人臨時特別税及び石油臨時特別税を創設するほか、一般会計からの繰入金及びこれらの税の収入により償還すべき臨時特別公債の発行に関する措置等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、追加支援規模を九十億ドルに決

定した根拠と経緯、臨時特別公債の財政上の性格、中東地域の戦後復興に対する我が国の果たすべき役割、外国為替資金特別会計からの繰入金による財源調達の妥当性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して前畑幸子委員、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、連合参議院を代表して古川太三郎委員より本法律案にそれぞれ反対、自由民主党を代表して倉田寛之理事、公明党・国民会議を代表して峯山昭範理事よりそれぞれ賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

#### 要旨

本法律案は、国際通貨基金に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同基金に対し、八十二億四千百五十万特別引出権に相当する金額（現行は四十二億

二千三百三十万特別引出権に相当する金額）の範囲内において出資することができることとするものである。

#### 委員長報告

一一一ページ参照

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）

#### 要旨

本法律案は、最近における国際経済情勢にかんがみ、国際的な資本交流の一層の円滑化を図る等の観点から、対内直接投資等及び技術導入契約の締結等に関する外国為替及び外国貿易管理法上の手続をより開放的、かつ、透明なものとするため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、対内直接投資等

現行の事前届出制を改め、外国投資家が対内直接投資等を行ったときは、大蔵大臣及び事業所管大臣に報告しなればならないこととし、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうか審査が必要となるおそれの

あるものについてのみ事前届出制を維持する。

また、事前届出に係る取扱いの基準について、対内直接投資等を広範に制限し得る現行の規定を改め、多数国間条約等において対内直接投資等に関する制限の除去の義務がないものについてのみ制限し得ることを明示する。

## 二、技術導入契約の締結等

居住者が非居住者との間で技術導入契約の締結等をしたときは、現行の事前届出制から大蔵大臣及び事業所管大臣への事後報告制に改め、国の安全等に係る技術導入契約の締結等に該当しないかどうか審査が必要となるおそれのあるものについてのみ事前届出制を維持する。

また、事前届出に係る取扱いの基準についても、技術導入契約の締結等を広範に制限し得る現行の規定を改め、多数国間条約等において技術導入契約の締結等に関する制限の除去の義務がないものについてのみ制限し得ることを明示する。

## 委員長報告

一一一ページ参照

平成二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第四号）

## 要旨

本法律案は、平成二年度において、水田農業確立対策による米の計画生産を推進するため、政府等が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田農業確立助成補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う平成二年度における租税の減収見込額は、約六億円である。

## 委員長報告

ただいま議題となりました平成二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する

法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、平成二年度に政府等から交付される水田農業確立助成補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法律施行に伴う平成二年度の租税の減収額は、約六億円と見込まれております。

委員会におきましては、政府が当該補助金を事業所得の収入金額とみなすことの可否、ウルグアイ・ラウンド農業交渉決着の見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

消費税法の一部を改正する法律案（衆第一六号）

#### 要旨

本法律案は、先般の税制改革の一環として創設された消費税について、その実施状況等を踏まえ、所要の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、非課税範囲

次のものを非課税とする。

- 1 第二種社会福祉事業
- 2 助産
- 3 火葬・埋葬
- 4 一定の身体障害者用物品
- 5 教育（入学金、施設設備費、学籍証明等手数料、教科用図書）
- 6 住宅家賃

#### 二、簡易課税制度

- 1 適用限度額を四億円（現行五億円）に引き下げる。
- 2 みなし仕入率の区分・水準については政令事項とし、その区分を、現行の卸売、その他の二区分（九十％、八十％）から、卸売、小売、製造等、その他の四区分

に改め、それぞれの売上区分に応じ、その水準を九十%、八十%、七十%、六十%とする。

### 三、限界控除制度

限界控除制度の適用限度額を五千万円（現行六千万円）に引き下げる。

### 四、申告・納付制度

直前の課税期間（一年分）の確定税額が五百万円を超える事業者については、申告・納付回数を現行の年二回（確定申告一回、中間申告一回）から、年四回（確定申告一回、中間申告三回）に改め、原則として当該確定税額の各四分の一ずつを申告・納付することとする。

### 五、その他

本法律は、平成三年十月一日から施行することとし、二（簡易課税制度）、三（限界控除制度）及び四（申告・納付制度）については、同日以後に開始する課税期間から適用することとするほか、その他所要の経過措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う租税の増収見込額は、平年度約八百億円である。

### 委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、最近における貸金業者による融資の金融政策等に与える影響にかんがみ、貸金業の規制等に関する法律の目的として、新たに、国民経済の適切な運営に資することを加えるとともに、融資規模の大きい貸金業者について、定期的な事業報告書の提出を義務付ける等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院大蔵委員長より趣旨説明を聴取した後、質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと、決定致しました。

次に、消費税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

消費税の問題につきましては、昨年六月に設置された税制問題等に関する両院合同協議会において、各党派の衆・参両院にわたる代表者各位による精力的な協議が重ねら

られてきたところでありますが、去る四月二十五日の同協  
議会において、日本共産党を除く各党会派の間で消費税に  
関する緊急措置についての合意が得られました。

本法律案は、同協議会の結論に基づき、提出されたもの  
であり、手続上、衆議院議員提出の形がとられております  
が、本院議員である齋藤十朗君、久保巨君、中村鋭一君、  
井上吉夫君、安恒良一君、峯山昭範君、古川太三郎君、勝  
木健司君の各位を含めた各党会派の代表者の合意に基づい  
て提案されているものであることを申し添えます。

本法律案の主な内容は、運用益・益税・逆進性問題につ  
いての措置として、申告・納付回数を増やし、簡易課税の  
適用上限の引下げ等を行うとともに、非課税範囲を拡大し  
ようとするものであります。

なお、この改正は、本年十月一日から施行することにし  
ております。

委員会におきましては、提出者を代表して衆議院議員加  
藤六月君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律  
案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決  
定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第  
一七号）

#### 要旨

本法律案は、最近における貸金業者による融資が我が国  
の金融政策及び経済社会に与える影響にかんがみ、貸金業  
の規制等に関する法律の目的に国民経済の適切な運営に資  
することを加えるとともに、融資規模の大きい貸金業者に  
ついて定期的な事業報告書の提出を義務付ける等、所要の  
措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のと  
りである。

#### 一、本法律の目的規定の改正

本法律は、資金需要者等の利益の保護を図ることを目  
的としているが、これに国民経済の適切な運営に資する  
ことを追加する。

#### 二、事業報告書の提出

一定規模以上の貸付残高を有する貸金業者に対して定  
期的に事業報告書の提出義務を課することとする。

#### 三、報告徴収・立入検査の規定及び罰則の整備

大蔵大臣及び都道府県知事は、この法律を施行するた  
め必要があると認めるときは、その貸金業務に関し報告

させることができることとし、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、その職員に営業所又は事務所に立ち入りを認め、帳簿、書類その他業務に係のある物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることとする。また、事業報告書の不提出及び虚偽記載について新たに罰則を設ける等、罰則の整備を行う。

#### 四、本法律運用の指針

貸金業に係る事業報告書及び報告徴収の規定の運用に当たっては、土地に係る貸金業者の貸付実態の把握及び適正化のため必要な最小限度において行われなければならないものとする。

#### 委員長報告

一一八ページ参照

○文教委員会

・内閣提出法律案（四件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院		衆議院		備考
1	日本体育・学校健康センター法の 一部を改正する法律案	衆	二、 一一、一一	二、 一一、一一 (予)	二、 一一、一八 可決	二、 一一、一八 可決	二、 一一、一八 可決	
27※	国立学校設置法及び学校教育法の 一部を改正する法律案	ク	三、 一一、一一	三、 一一、一五 (予)	三、 一一、二六 可決	三、 一一、二六 可決	三、 一一、二二 可決	
67	学校教育法等の一部を改正する法 律案	ク	三、 八	三、 八 (予)	三、 二六 可決	三、 二六 可決	三、 八 可決	
72	著作権法の一部を改正する法律案	ク	三、 一一	三、 一一 (予)	四、 二二 可決	四、 二四 可決	三、 一一 可決	

(注) ※は予算関係法律案

衆議院議員提出法律案（一件）

15	番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出	参議院	衆議院	備考
		国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	村山富市君 外六名 (三、四、三〇)	三、 五、 二、		委員会付託 三、 五、 二、 (予)	委員会付託 三、 五、 二、 内閣	委員会付託 三、 五、 二、 継続審査

本院議員提出法律案（三件）

8	118国会	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	衆議院へ 提出	参議院	衆議院	備考
		女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	森暢子君 外一名 (六、一五)			六、二〇	六、二〇 継続審査	
7	118国会	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	衆議院へ 提出	参議院	衆議院	備考
		学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	小林正君 外一名 (六、一五)			六、二〇	六、二〇 継続審査	
6	118国会	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	衆議院へ 提出	参議院	衆議院	備考
		学校教育法の一部を改正する法律案	山本正和君 外一名 (二、六、一五)			二、 六、 二〇	二、 六、 二〇 継続審査	

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（閣法第一号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、我が国のスポーツの一層の振興を図るため、日本体育・学校健康センターにスポーツ振興基金を設け、スポーツに関する競技水準の向上等のために必要な援助を行うこと。

二、スポーツ振興基金については、政府からの出資金と政府以外の者からの出せん金をもって充てること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国のスポーツの一層の振興を図るため、日本体育・学校健康センターにスポーツ振興基金を設け、競技水準の向上等のために必要な援助を行おうとするものであります。

委員会におきましては、スポーツ振興に関する基本施策の必要性、スポーツ予算の充実策、スポーツ振興基金の拡

充と援助の方針、日本体育・学校健康センターの運営と組織のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、スポーツ科学の研究推進、女性に対するスポーツ振興施策の拡充等六項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、先端科学技術分野の急速な進展に対応するため、学部を置かない大学院のみの大学として奈良先端科学技術大学院大学を本年十月一日に設置し、平成五年度から学生を入学させること。

二、岐阜大学医学部附属看護学校（専修学校）を改組転換し、同大学に医療技術短期大学部を本年十月一日に併設し、平成四年度から学生を入学させること。

三、小樽商科大学短期大学部及び岐阜大学工業短期大学部は、平成四年度から学生募集を停止、平成五年度（予定）限りで廃止し、それぞれ当該大学の商学部及び工学部に統合すること。

四、大学卒業者が称し得る「称号」として位置付けられている学士を、「学位」として位置付けること。

五、大学以外に学位の授与等を行う機関として、学位授与機構を本年七月一日に設置すること。学位授与機構は、短期大学又は高等専門学校卒業者等で大学等においてさらに一定の学習を行った者及び大学以外の教育施設において大学又は大学院に相当する教育を受けた者に対し、その水準に応じ、学位を授与するものとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案は、大学卒業者の称号として位置付けられている学士を学位として位置付けるとともに、学位授与機構を創設し、短期大学、高等専門学校卒業者等で大学等において一定の学習を行った者及び各省の大学校等で相当の教育を受

けた者に対し、学位を授与することとするほか、奈良先端科学技術大学院大学及び岐阜大学医療技術短期大学部の新設等を行うとするものであります。

次に、学校教育法等の一部を改正する法律案は、短期大学及び高等専門学校卒業者について、新たに準学士の称号を授与するとともに、高等専門学校について、学科の分野の拡大と専攻科の制度の創設を図るほか、医学部・歯学部における進学課程及び専門課程の区分を廃止すること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括議題として審査し、学位授与機構の運営と学位授与のあり方、大学設置基準の大綱化と教育・研究水準の維持向上、短期大学と高等専門学校の今後の充実策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、日本共産党を代表して、高崎委員より、両案に対し反対の討論が行われた後、順次採決の結果、両案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第六七号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 一、大学における医学又は歯学を履修する課程について、進学課程及び専門課程の区分を廃止し、すべて六年制の課程とすること。
- 二、短期大学及び高等専門学校の卒業者について、新たに準学士の称号を付与すること。
- 三、高等専門学校に置かれる学科について、工業又は商船以外の分野の学科も置くことができることとすること。
- 四、高等専門学校について、専攻科を置くことができることとすること。
- 五、教育職員の二種免許状授与の基礎資格について、短期大学卒業者に係る準学士の称号を有することとすること。

委員長報告

前ページ参照

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第七二号）

要旨

本法律案は、最近の国際的な動向を踏まえ、歌手や俳優等の実演家、レコード原盤の製作者等の役割の重要性にかんがみ、また、外国の実演やレコードに関して、わが国の国際的地位にふさわしい保護の強化を図る観点から、著作権隣接権制度の充実のため所要の措置を講ずるものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、レコードの貸与に関する権利を「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」及び「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約」により保護を受ける外国の実演家及びレコード製作者に対しても認めること。
- 二、著作権隣接権の存続期間を三十年から五十年に延長すること。
- 三、外国で製造された外国原盤の商業用レコードについて、国内で製造された外国原盤の商業用レコードと同様に、商業用レコードとしての無断複製、複製物の頒布、又は頒布を目的とする所持を処罰の対象とすること。なお、これらの行為を禁止する期間を原盤作成後三十年から五

十年に延長すること。

四、旧著作権法による保護を受けていた演奏歌唱及び録音物の保護期間の残存期間の上限を現行著作権法施行後三十年から五十年に延長すること。

五、この法律は平成四年一月一日から施行すること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、著作隣接権制度等の一層の充実を図るため、レコードの貸与に関する権利を外国の実演家及びレコード製作者にも認めるとともに、著作隣接権の保護期間を三〇年から五〇年に延長するほか、レコード保護条約に加入した一九七八年以前の外国レコードについて輸入盤からの無断複製等も禁止するなどの措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、外国レコードの貸与に関する円満な利用秩序の形成のあり方、著作権をめぐる国際的動向と我が国の対応、文献複写に関する著作権の集中的処理体制の確立、著作権思想の普及策、著作権保護の実効性を確保するための方策など

の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、私的録音・録画問題への対応など六項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○社会労働委員会  
内閣提出法律案（七件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院		衆議院		備考		
29※	児童手当法の一部を改正する法律案	衆	三、 二、一二	委員会付託 三、 三、一二 (予)	委員会議決 三、 四、二三	本会議議決 三、 四、二四	委員会付託 三、 三、六	委員会議決 三、 四、一一	本会議議決 三、 四、一八	
30※	勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案	衆	二、 二、一二	(予) 二、 二、一二	可決 四、 四、九	可決 四、 四、九	二、 二、一二	可決 三、 三、一二	可決 三、 三、一四	
43※	地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案	衆	二、 二、一八	(予) 二、 二、一八	可決 四、 四、二四	可決 四、 四、二四	二、 二、一八	可決 三、 三、二六	可決 三、 三、二七	
44※	中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案	衆	二、 二、一八	(予) 四、 四、一二	可決 四、 四、二四	可決 四、 四、二四	三、 三、二〇	可決 四、 四、一六	可決 四、 四、一八	
69※	戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案	衆	三、 三、八	(予) 三、 三、八	可決 四、 四、二三	可決 四、 四、二四	三、 三、八	修正 四、 四、一二	修正 四、 四、一八	
73	救急救命士法案	参	三、 三、一二	三、 三、一二	可決 三、 三、二六	可決 三、 三、二六	(予) 三、 三、一二	可決 四、 四、二三	可決 四、 四、一八	

(注) ※は予算関係法律案



## 児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

### 要旨

本法律案は、家庭における児童の養育の実態等にかんがみ、三歳に満たない児童を養育している者に児童手当を支給することとし、あわせて児童手当の額を引き上げるとともに、これに伴う暫定措置等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、児童手当の支給対象については、現行の第二子以降から第一子以降に拡大すること。
- 二、支給期間については、現行の義務教育就学前から三歳未満に重点化すること。
- 三、手当月額については、第一子・第二子については五千元、第三子以降については一万円とすること。
- 四、平成三年五月末日で期限切れとなる特例給付については、当分の間、継続すること。
- 五、この法律は、平成四年一月一日から施行すること。ただし、特例給付に関する規定については平成三年六月一日から施行すること。
- 六、制度改正の実施については、経過措置を設け、三年間で段階的に実施すること。

七、児童手当制度については、その目的を踏まえ、この法律の施行後における制度の実施状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、給付及び費用負担のあり方を含め、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする（衆議院修正による追加）。

### 委員長報告

ただいま議題となりました二件の法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、児童手当法の一部を改正する法律案の主な内容は、家庭における児童の養育の実態等にかんがみ、児童手当の支給対象を第一子以降に拡大し、支給期間を三歳未満に重点化するとともに、手当額を改善しようとするものであります。

なお、衆議院において、制度全般に関して検討が加えられ、必要な見直し等の措置が講ぜられるよう修正が行われております。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案の主な

内容は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大しようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、両案を便宜一括して議題とし、児童手当制度の見直しの時期、手当の給付・費用負担のあり方、シベリア抑留者問題等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して沓脱委員より児童手当法の一部を改正する法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、児童手当法の一部を改正する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

また、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付

されております。

以上、御報告申し上げます。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

#### 要旨

本法律案は、勤労者財産形成貯蓄契約に係る年齢要件を撤廃する等勤労者財産形成貯蓄制度の改善を図るとともに、勤労者財産形成給付金制度等に関しその受益者等とされる勤労者の要件を緩和する等の改正を行うほか、勤労者財産形成持家融資制度の合理化を図る等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである（「勤労者財産形成」は、以下「財形」という。）。

一、一般財形貯蓄の契約締結について年齢要件（五十五歳未満）を撤廃すること。

二、いわゆる社内預金（勤労者の委託を受けて事業主が管理する貯蓄金）が中止されたときには、勤労者はその貯蓄金を一般財形貯蓄に預入できるようにすること。

三、財形給付金・財形基金契約の受益者等となる勤労者の要件について、最初の信託金等の払込時に一年以上財形

貯蓄を有することが要件とされていたものを、財形貯蓄を有することに緩和すること。

四、財形給付金・財形基金契約の要件として、勤労者が支払を受ける満期給付金は、原則として、当該勤労者が実施している財形貯蓄契約等に基づく預入等に充てることにより支払うようにすること。

五、財形持家個人融資の貸付限度額について、財形貯蓄残高による区分制を廃止し、一律に財形貯蓄残高の十倍に相当する額（政令で定める額を限度とする）に改めると。

六、雇用促進事業団が行う進学のために必要な資金の貸付け（進学融資）を、在学中の費用も含む教育を受けるために必要な資金の貸付けに拡充するとともに、その名称を教育融資に改めること。

七、雇用促進事業団は、事業主団体、福利厚生会社及び日本勤労者住宅協会に対し、事業主がその雇用する勤労者に貸し付けるために借入れることとなる共同社宅用住宅の建設、購入等の資金を貸し付ける業務（共同社宅用住宅融資）ができるようにすること。

八、この法律は、平成三年十月一日から施行すること。ただし、一般財形貯蓄に係る年齢要件の撤廃及び財形持家

個人融資の貸付限度額の改定に係る規定については公布の日から施行すること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、財形貯蓄契約に係る年齢要件を撤廃する等財形貯蓄制度の改善を図るとともに、財形給付金制度等に関しその受益者等とされる勤労者の要件を緩和する等の改正を行うほか、財形持ち家融資制度の合理化を図る等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、財形年金、住宅貯蓄の非課税限度額の引き上げ、共同社宅用住宅融資制度と持ち家取得との関係、中小企業に対する財形制度の普及等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案（閣法第四三  
号）

#### 要旨

本法律案は、最近における雇用失業情勢にかんがみ、その適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業に就くことを促進する必要があると認められる求職者に係る雇用機会が相当程度不足している地域について、必要な措置を講ずるとともに、現行の雇用開発促進地域制度について見直しを行う等所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、雇用環境整備地域を新たに設けるとともに従来の地域を整理し、地域雇用対策を講ずべき対象地域を「雇用機会増大促進地域」、「特定雇用機会増大促進地域」、「雇用環境整備地域」及び「緊急雇用安定地域」の四区分とすること。

二、雇用環境整備地域は、雇用機会増大促進地域又は緊急雇用安定地域以外の地域のうち、求職者の適性、能力等に適合した雇用機会が不足している状況に対応して、地

域雇用開発のための措置を講ずる必要があるものとして政令で指定する地域であって、都道府県の定める地域雇用環境整備計画を労働大臣が承認したものをいうものとする。

三、雇用環境整備地域における地域雇用開発のための措置として次のことを行うこと。

1 政府は、地域雇用環境整備計画に沿って事業所を設置・整備する事業主に対して、雇用保険法第六十四条の雇用福祉事業として、必要な助成及び援助を行うこと。

2 雇用促進事業団は、事業主の行う職業訓練の援助を実施するための施設、宿舍及び福祉施設を設置するに当たっては、当該雇用環境整備地域について特別の配慮を行うほか、地域雇用環境整備計画の定める事項に照らして宿舍の確保が必要であると認められる求職者に対して、雇用促進住宅を貸与することができること。

3 地域雇用環境整備計画に係る業務（公益法人によるものに限る。）を行うための基金に充てるための負担金を事業主が支出した場合には、租税特別措置法に定めるところにより、必要経費算入の特例及び損金算入の特例があるものとする。

四、雇用機会増大促進地域における地域雇用開発のための措置として、改正前の雇用開発促進地域におけるのと同様の措置を講ずるとともに、指定期間を延長し、又は短縮することができること。

五、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二件の法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案の主な内容は、最近における雇用失業情勢にかんがみ、その適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業に就くことを、促進する必要があると認められる求職者に係る雇用機会が、相当程度に不足している地域について必要な措置を講ずるとともに、現行の雇用開発促進地域制度について見直しを行おうとするものであります。

次に、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案の主な内容は、最近の労働力需給の状況が中小企業に与えている深刻な影響に対処して、

労働力の確保を図るために、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進し、中小企業の振興及びその労働者の福祉の増進に寄与するため、雇用保険法の雇用福祉事業としての助成及び援助、中小企業信用保険法の特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を便宜一括して議題とし、雇用環境整備地域の創設の趣旨、中小企業における人材確保の実効性、下請企業の雇用管理の改善等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案（閣法第四四号）

### 要旨

本法律案は、最近の労働力需給の状況が中小企業に与えている深刻な影響に対処して、労働力の確保を図るために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進し、中小企業の振興及びその労働者の福祉の増進に寄与するため、雇用保険法の雇用福祉事業としての助成及び援助、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、通商産業大臣及び労働大臣は、労働力の確保を図るために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置に関し、基本的な指針を定めなければならないものとする。

二、事業協同組合等は、その構成員たる中小企業者の労働力の確保を図るための労働環境の改善、福利厚生の実施、募集方法の改善その他の雇用管理の改善に関する事業（以下「改善事業」という。）についての計画（以下「改善計画」という。）を作成し、都道府県知事による改善計画の認定を受けることができるものとする。

三、改善計画について認定を受けた事業協同組合等（以下

「認定組合等」という。）及びその構成員たる中小企業者に対する措置等として、以下の措置を行うこと。

1 国は、認定計画に従って改善事業を実施するために必要な資金の確保又はその融通のあっせんを努めるものとする。

2 政府は、雇用保険法の雇用福祉事業として、雇用管理改善に関する調査研究、指導その他の事業を行う認定組合等に対して必要な助成及び援助を行うとともに、その構成員たる中小企業者であって、必要な設備及び福祉施設の設置又は整備を行い、認定計画の目標を達成したものに對して、必要な助成及び援助を行うこと。

3 雇用促進事業団は、認定組合等の設置する福祉施設に對する資金の貸付け業務を行うとともに、移転就職者用宿舎について、認定組合等の構成員たる中小企業者に就職する者で、宿舎の確保を図ることが特に必要であると認めるものに入居範囲を拡大すること。

四、中小企業信用保険法に規定する普通保険等の保険関係であって、労働力確保関連保証（認定組合等又はその構成員たる中小企業者が認定計画に従って改善事業を実施するために必要な資金に係るものをいう。）を受けた中小企業者に係るものについて、付保限度額の別枠化等の

特例を設けること。

五、中小企業近代化資金等助成法に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であつて、認定組合等の構成員たる中小企業者が認定計画に従つて改善事業を実施するために必要な設備の整備に係るものについては、償還期間を従来の五年から七年を超えない範囲内で政令で定める期間とすること。

六、中小企業投資育成株式会社は、認定組合等の構成員たる中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社があつて、認定計画に従つた改善事業の実施に必要な資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け等を行うことができること。

七、認定組合等の構成員たる中小企業者が認定組合等をして労働者の募集を行わせようとする場合において、認定組合等が認定計画に従つて募集に従事しようとするときは、労働大臣の許可を必要としないものとする。

八、国及び都道府県は、認定組合等及びその構成員たる中小企業者に対し、認定計画に係る改善事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うこと。

九、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### 委員長報告

一三三ページ参照

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第六九号）

#### 要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正

1 障害年金の額の引上げ

障害年金の額を恩給法の改正に準じて引き上げ、第一項症の場合、平成三年四月分から五百二十四千円（現行額四百八十四万四千円）に増額する等とすること。

2 遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を恩給法の改正に準じて引き上げ、公務死に係る額について、平成三年四月分から百七十七万六千七百円（現行額百六十四万五千四

百円)に増額するとともに、障害年金受給者が死亡(平病死)した場合に係る額についても引き上げる等とすること。

二、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

- 1 昭和五十八年四月二日以後に戦傷病者等の妻となつた者に対し、特別給付金として額面十五万円、五年償還の国債を支給すること。

- 2 昭和五十八年四月一日から昭和六十一年九月三十日までの間に、夫たる戦傷病者等が平病死した場合、その妻に特別給付金として額面五万円、五年償還の国債を支給すること。

### 三、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用すること(衆議院修正)。

### 委員長報告

一一九ページ参照

### 救急救命士法案(閣法第七三号)

### 要旨

本法律案は、病院又は診療所に搬送されるまでの間における重度傷病者に対する適切な救急救命処置の確保を図るため、新たに救急救命士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって医療の普及及び向上に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、定義

救急救命士とは、厚生大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者とする。

#### 二、免許

救急救命士になろうとする者は、救急救命士国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならないこと。

#### 三、試験

試験は、救急救命士として必要な知識及び技能について行うこととし、毎年一回以上、厚生大臣が行い、試験の受験資格は、次のとおりとすること。

- 1 高校卒業者であつて、一定の学校又は養成所において、二年以上必要な知識及び技能を修得したもの。

- 2 救急業務に関する講習の課程を修了し、一定期間救急業務に従事した者であつて、一定の学校又は養成所

において一年（厚生省令で定める学校にあっては、六月）以上必要な知識及び技能を修得したものを。

3 外国の救急救命処置に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で救急救命士に係る厚生大臣の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が1及び2と同等以上の知識及び技能を有すると認定したものを。

#### 四、業務等

1 救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生省令で定める救急救命処置を行ってはならないこと。

2 救急救命士は業務を行うに当たって、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならないこと。

3 救急救命士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと。

4 救急救命士でない者は、救急救命士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならないこと。

五、医師の具体的な指示がなく厚生省令の規定で定める救急救命処置を行った者及び正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らした者等は罰金に処せられること。

#### 六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました救急救命士法案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、病院または診療所に搬送されるまでの間に於ける重度傷病者に対する適切な救急救命処置の確保を図るため、新たに救急救命士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律しようとするものであります。

委員会におきましては、救急救命士に対する医師の指示、医師等医療関係者との連携、救急医療体制の整備等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

育児休業等に関する法律案（閣法第八五号）

要旨

本法律案は、最近における我が国の社会経済情勢にかんがみ、育児と就業に関する労働者の意識等の変化に対応して、子を養育する労働者の雇用の継続を促進し、あわせて次代を担う者の健全な育成に資するため、育児休業に関する制度を設けるとともに、子を養育する労働者の勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、労働者（日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。）は、期間を明らかにして事業主に申し出るにより、その一歳に満たない子を養育するための休業（以下「育児休業」という。）をすることができるものとし、事業主は、次の措置を講ずるものとする。
  - 1 事業主は、当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者等のうち、労使協定で育児休業をすることができないと定めた労働者の申出を除き、育児休業の申出を拒むことができないものとする。
  - 2 事業主は、労働者が育児休業の申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者を解雇する

ことができないものとする。

- 3 事業主は、育児休業に関して、あらかじめ、労働者の育児休業の期間中における待遇、育児休業後における賃金、配置その他の労働条件等に関する事項を定め、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならないものとする。育児休業の申出をした労働者に対し、当該事項に関する取扱いを明示するよう努めなければならないものとする。

- 4 事業主は、労働者の育児休業の申出及び育児休業後における就業が円滑に行われるようするため、配置その他の雇用管理等に関して、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

- 二、事業主は、その雇用する労働者（日々雇用される者を除く。以下三において同じ。）のうち、その一歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしないものに関して、労働者の申出に基づく勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置を講じなければならないものとする。

- 三、事業主は、その雇用する労働者のうち、その一歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、育児休業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に

準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

四、労働大臣は、事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するとともに、この指針に従い、事業主に対し、必要な助言、指導又は勧告を行うことができるものとする。

五、国は、一の4の措置を講ずる事業主その他の事業主に對して、必要な援助に努めるものとする。

六、労働大臣は、この法律の施行に関する重要事項等について決定しようとするときは、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならないものとする。

七、この法律は、国家公務員及び地方公務員に関しては、適用しないものとする。

八、この法律は、平成四年四月一日から施行すること。

九、この法律の施行の際常時三十人以下の労働者を雇用する事業所の労働者に関しては、平成七年三月三十一日までの間、一及び二は、適用しないこと。この場合において、当該事業所の事業主は、当該労働者のうち、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、一又は二に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければ

ばならないものとする。

#### 修正要旨

政府は、この法律の施行後適当な時期において、育児休業の制度の実施状況、育児休業中における待遇の状況その他のこの法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、子を養育する労働者の福祉の増進の観点からこの法律に規定する育児休業の制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 委員長報告

本法律案の委員長報告については、社会労働委員長から訂正の申出があり、議院運営委員会理事会でその取扱いを協議中のため、本号には掲載しなかった。



衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出	参議院				備考		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	衆議院			
7	山村振興法の一部を改正する法律案	鹿野道彦君 外十二名 (三、三、一三)	三、 三、 一四	三、 三、 一五	三、 三、 一四 (予)	三、 三、 一六 可決	三、 三、 一六 可決	三、 三、 一四 委員会付託	三、 三、 一五 委員会議決	三、 三、 一五 本会議議決	
8	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	農林水産委員長 (三、一五)	三、 一五	三、 一五	三、 一五 (予)	三、 一六 可決	三、 一六 可決			三、 一五 委員会議決	

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第三二二号）

要旨

本法律案は、国有林野事業の経営の状況にかんがみ、その改善を推進するため、平成三年度以降十年間を新たな改善期間とし、改めて改善計画を策定するとともに、一般会計からの繰入れの対象の拡大、土地売払い等収入の累積債務への充当、退職促進のための特別給付金の支給等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、平成二十二年度に収支の均衡を回復する等事業全体の経営の健全性を確立することを新たな目標とし、累積債務と区分した経常事業部門の財政の健全化等を平成二十二年まで完了することを旨として、平成三年度以降十年間を改善期間とする新たな改善計画を策定することとする。なお、新たな改善計画において定める事項には累積債務の処理に関する事項を加えることとする。

二、改善期間中に改善を図るべき特別措置として、従来から定められていたものに加えて、一般会計からの繰入れの対象の拡大、土地売払い等収入の累積債務への充当、

退職促進のための特別給付金の支給等の措置を新たに定めることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案は、国有林野事業の経営改善を推進するため、改めて改善計画を策定するとともに、一般会計からの繰入れの対象の拡大、土地売払い等収入の累積債務への充当、退職促進のための特別給付金の支給等について所要の措置を講じようとするものであります。

また、森林法等の一部を改正する法律案は、特定森林事業計画制度及び森林施業の共同化を促進するための協定制度を創設するとともに、緊急に間伐等を要する森林の整備のための制度及び民有林についての開発許可制度等について所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、地球環境問題への我が国の対応、森林整備五箇年計画の策定、森林施業代行制度の導入、間伐材の利用促進、国有林野事業の収

支改善策、特別給付金の支給等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より、反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、両法律案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

森林法等の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）

#### 要旨

本法律案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林施業の合理化と森林の特性に応じた整備水準の向上等を図るため、森林の公益的機能を重視した特定森林施業計画制度及び森林施業の共同化を促進するための協定制度を創設するとともに、緊急に間伐等を要する森林の整備のための制度及び民有林についての開発許可制度を充実するほか、特定森林施業の円滑な推進に資するための森林組合の事業範囲の拡大と農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例等の措置を講じようとするもので

あって、その主な内容は次のとおりである。

一、流域を基本単位とした民有林・国有林を通ずる森林整備の推進のため、森林計画区を民有林・国有林に共通の区域に再編成することを前提として、新たに国有林の地域別の森林計画を作成することとともに、森林施業の条件整備を図るため、市町村森林計画を含め森林計画に関する計画事項の拡充等の改善を行うこととする。

また、その一環として、森林整備の計画的かつ着実な推進を図るため、森林整備事業計画を創設することとする。

二、森林の有する公益的機能の維持増進等のため、上下流の地方公共団体が協力して森林整備を推進するための森林整備協定の円滑な締結の促進のための措置を講じるとともに、複層林・長伐期施業等森林の公益的機能を重視した特定森林施業計画制度を創設することとする。

三、緊急に間伐等を要する森林についてその適正実施のための森林施業代行制度を創設するとともに、林地の保全のため、林地開発許可制度の改善を行うこととする。

四、特定森林施業の円滑な推進に資するため、森林組合法及び林業等振興資金融通暫定措置法の改正により、所要の措置を講じることとする。

## 委員長報告

一四二ページ参照

土地改良法等の一部を改正する法律案（閣法第七一号）

### 要旨

本法律案は、最近における農業をめぐる諸情勢の推移にかんがみ、土地改良事業の円滑かつ効果的な推進を図る観点から、国営及び都道府県営土地改良事業における市町村の事業費負担の明確化、事業実施方式の改善等を講ずるとともに、これと併せて、水資源開発公団が行うかんがい排水事業及び農用地整備公団事業についても、市町村の事業費負担を明確化する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、国営及び都道府県営土地改良事業について、当該事業により市町村の受ける利益を限度として、都道府県が事業費の一部を市町村に負担させることができることとする。

二、不換地又は特別減歩見合いの創設換地により、地域における農業の担い手たる農業者の経営規模の拡大に必要な農用地を創出することができることとするとともに、

換地計画に係る地域の全部について工事が完了する以前においても換地処分を行うことができることとする。

三、土地改良区が、その管理する土地改良施設と一体となって機能を発揮する国又は都道府県が管理する土地改良施設の更新事業につき国又は都道府県が行うべきことを申請することができることとする。

四、土地改良区の組合員以外の理事の定数を拡大するとともに、土地改良事業団体連合会の事業の拡充を図ることとする。

五、水資源開発公団が行うかんがい排水事業及び農用地整備公団事業について、これらの事業により市町村の受ける利益を限度として、都道府県が事業費の一部を市町村に負担させることができることとする。

### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告致します。

本法律案は、国営及び都道府県営土地改良事業等における市町村の事業費負担の明確化を図るとともに、換地制度、土地改良施設の更新事業の実施手続等について所要の措置を行うものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、土地改良事業の現状、土地改良事業に係る市町村負担の在り方、地方財政措置の充実、農家負担金の軽減策等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、日本共産党を代表して、林委員より、修正案が提出されました。

続いて、討論に入りましたところ日本共産党を代表して、林委員より、修正案に賛成し、原案に反対する旨の発言がありました。

討論終局の後、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

なお、本法律案に対し、七項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告致します。

#### 食品流通構造改善促進法案（閣法第七六号）

#### 要旨

本法律案は、食品の流通をめぐる諸情勢の変化にかんが

み、食品の流通部門の構造改善の促進を図るため、基本方針の策定及び構造改善計画の認定について定めるとともに、構造改善事業を実施する食品販売業者等に対し農林漁業金融公庫からの資金の貸付けその他の措置を講ずるほか、食品流通構造改善促進機構の指定、食品流通審議会の設置等について定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、農林水産大臣は、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針を、食品流通審議会の意見を聴いて定めることとする。

二、食品販売業者、卸売市場開設者等は、食品生産販売提携事業、卸売市場機能高度化事業、食品販売業近代化事業又は食品商業集積施設整備事業について構造改善計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとする。

三、農林水産大臣の認定を受けた構造改善計画に基づき構造改善事業を実施する者に対し、農林漁業金融公庫からの長期低利資金の貸付け、特別償却等の税制上の特例措置その他の支援措置を講ずることとする。

四、農林水産大臣は、食品の流通部門の構造改善を促進することを目的として設立された民法法人を食品流通構造

改善促進機構として指定することができるものとし、食品流通構造改善促進機構は、構造改善事業等の実施に必要な資金の借入れに係る債務の保証、構造改善事業等への参加、食品販売業者に対する研修等の業務を行うこととする。

五、卸売市場審議会を改組して、農林水産省に食品流通審議会を置くこととする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、食品の流通部門の構造改善の促進を図るため、基本方針の策定、構造改善計画の認定、食品販売業者等に対する農林漁業金融公庫資金の貸付け等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の提出理由、構造改善事業の内容、食品流通構造改善促進機構のあり方、今後の食品流通政策の方向、食品の安全性等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は、全会一致をも

って原案どおり可決すべきものと決定致しました。  
なお、本法律案に対し、五項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（閣法第七八号）

#### 要旨

本法律案は、最近における競馬をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、競馬の健全な発展を図り、かつ、畜産の振興に資するため、競馬の公正の確保のための体制の整備を図るとともに、日本中央競馬会に特別振興資金を設けて競馬の健全な発展を図るための業務及び畜産の振興に資するための業務を行うことができることとする等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、競馬法の一部改正

1 馬主の登録制度並びに調教師及び騎手の免許制度を改善することとし、馬主登録の要件を省令で定めることとするとともに、馬主登録の抹消規定並びに調教師及び騎手の免許の取消規定を追加することとする。

2 地方競馬主催者が、他の都道府県における地方競馬主催者に対して競馬の実施に関する事務を委託することができるとするとともに、地方競馬主催者が地方競馬全国協会に交付する交付金の額を経済事情の変化等に応じて見直すこととする。

3 中央競馬の競馬場及び開催の規定、特別登録料の規定等諸規定の整備を行うこととする。

### 二、日本中央競馬会法の一部改正

1 農林水産大臣が任命した委員から成る審査会を日本中央競馬会に設置し、日本中央競馬会が馬主登録等を行おうとするときは、審査会の意見を聴かなければならないこととする。

2 日本中央競馬会が、畜産振興事業等について助成することを業務とする法人に対し、必要な資金を交付する業務を行うことができるようにするとともに、この業務の経費及び競馬場の周辺地域の住民の利便に供する施設の整備その他の競馬の健全な発展を図るため必要な業務の経費に充てるため、今後生ずる剰余金を原資とした特別振興資金を設けることとする。

3 国庫納付金の使途として、営農環境の整備又は農林畜水産業に関する研究開発であって畜産の振興に資す

るものに必要な経費を、追加することとする。

### 三、附則において定める措置

日本中央競馬会は、当分の間、剰余金を原資として、一定の勝馬投票法の勝馬投票の者に対し、一定の金額を交付することができることとする。

また、地方競馬主催者も、その競馬事業の収支の状況からみて競馬の円滑な実施に支障がないと認められるときは、同様の措置を講ずることができることとする。

### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、競馬の公正の確保のための体制の整備を図るとともに、日本中央競馬会に特別振興資金を設けて競馬の健全な発展を図るための業務及び畜産の振興に資するための業務を行うことができることとする等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、競馬の運営等の現状とその在り方、競馬の公正確保の強化、日本中央競馬会の益金の有効活用、地方競馬の振興、軽種馬生産対策、場外馬券発売所設置問題等

について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、日本共産党を代表して、林委員より、修正案が提出されました。

採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

なお、本法律案に対し、七項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

#### 山村振興法の一部を改正する法律案（衆第七号）

##### 要旨

本法律案は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村において、森林等の保全を図るため、森林等の保全に関する事業等を行う地方公共団体の出資又は拠出に係る法人が作成する当該事業等の計画を都道府県知事が認定することができることとする。とともに、当該認定を受けた法人に対する支援措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、森林等の保全を図ることを山村振興の目標に規定することとする。

二、第三セクターは、森林、農用地等の保全に関する事業等の計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとする。

三、計画の認定を受けた第三セクターに対し、保全事業等の用に供する建物、機械等についての特別償却、特別土地保有税の非課税措置を設けるとともに、固定資産税、不動産取得税の不均一課税を行った市町村に対し、減収補てんに係る措置を講じることとする。

##### 委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告致します。

まず、山村振興法の一部を改正する法律案は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村において、森林等の保全を図るため、森林等の保全に関する事業等を行う地方公共団体の出資又は拠出に係る法人が作成する当該事業等の計画を都道府県知事が認定できることとする。とともに、当該認定を受けた法人に対する支援措置を講じようとするものであります。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案は、酪農の健全な発達に資するため、牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の造成等について、農林漁業金融公庫が特定の乳業者に対して行う長期低利の資金の融通に関する臨時措置を、更に五年間延長しようとするものであります。委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、審査を行いました。別に関し、順次採決の結果、両法律案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

以上、御報告申し上げます。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆第八号）

要旨

本法律案は、酪農の健全な発達に資するため、牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の造成等について、農林漁業金融公庫が特定の乳業者に対して行う長期低利の資金の融通に関する臨時措置を、更に五年間延長しようとするものである。

委員長報告

○商工委員会

内閣提出法律案(一二件)

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	院議先	提出日	参議院		衆議院		備考	
18	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三、 二、 八	三、 二、 八 (予)	三、 三、 二六	三、 三、 二六	三、 二、 八	三、 二、 二〇 三、 二、 二二	
19※	産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	二、 八	二、 八 (予)	四、 九	四、 九	二、 八 特 石 炭 対 策 委	三、 七 三、 一、 二	三、四、九 衆本会議趣旨説明 四、一七 参本会議趣旨説明
38	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案	〃	二、 一八	四、 一七 (予)	五、 八	五、 八	四、 九	四、 二、 三	
39	輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案	〃	二、 一八	四、 一、 二 (予)	五、 八	五、 八	四、 九	四、 二、 三	
40※	特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案	〃	二、 一八	四、 一、 二 (予)	五、 八	五、 八	四、 九	四、 二、 三	
41	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	二、 一八	四、 一、 二 (予)	五、 八	五、 八	四、 九	四、 二、 三	

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考	
42	中小小売商業振興法の一部を改正する法律案	衆	三、 二、一八	委員会付託 三、 四、一二 (予)	可決 三、 五、八	委員会付託 三、 四、九	委員会議決 三、 四、二二 本院議決 三、 四、二三
50	再生資源の利用の促進に関する法律案	〃	二、 二、二二	二、 二、二二 (予)	可決 四、 一八	二、 二、二二	可決 三、 三、六 本院議決 三、 三、七
59	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	〃	二、 二、二六	三、 三、七 (予)	可決 四、 一八	三、 三、六	可決 三、 三、一三 本院議決 三、 三、一四
70	産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案	〃	三、 八	三、 三、八 (予)	可決 四、 二二三	三、 八	可決 三、 三、一五 本院議決 三、 三、二七
80	商標法の一部を改正する法律案	参	三、 一六	三、 一六 (予)	可決 四、 九	三、 一六 (予)	可決 四、 二四 本院議決 四、 二五
84	商品投資に係る事業の規制に関する法律案	衆	三、 二六	三、 二六 (予)	可決 四、 二二三	三、 二六	可決 四、 二二 本院議決 四、 一八

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出	参議院		衆議院		備考	
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	
									本会議議決	
5	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	和田貞夫君 外 十名 (三、二、二七)	三、 三、 六		三、 三、 七 (予)			三、 三、 六		三、三、一三 撤回 (委員会許可)
1 2	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案	和田貞夫君 外 十名 (四、五)	四、 九		四、一 二 (予)			四、 九	未 了	
1 3	消費者保護基本法の一部を改正する法律案	倉田栄喜君 外 四名 (四、一一)	四、 一七		四、一 七 (予)			四、一 七 等価問題 特委	継 続 審 査	

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

#### 要旨

最近の科学的知見の蓄積を踏まえ、オゾン層の保護のための規制を強化すべきではないかとの見解が国際的に有力となっている。本法律案は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正等を踏まえ、オゾン層の一層の保護を図るため、製造の規制等の措置を講ずる特定物質にトリクロロエタン、四塩化炭素等を加えるとともに、指定物質の製造数量の把握等所要の措置を講じようとするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最近の科学的知見の蓄積を踏まえ、各国によりオゾン層保護問題への対応のあり方について改めて検討が進められた結果、昨年六月規制対象物質を追加すること等を内容と

するオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正等が採択されました。

本法律案は同改正等を踏まえ、オゾン層の一層の保護を図るため、製造の規制等の措置を講ずる特定物質を追加するとともに、指定物質の製造数量の把握等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特定物質の削減状況及び削減計画の強化、特定物質の代替品開発状況、特定物質の規制が我が国産業に及ぼす影響等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

#### 要旨

本法律案は、産炭地域における鉱工業等の振興を促進する等の必要性が依然として存続している実情にかんがみ、

同地域における鉱工業等の急速かつ計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図ることを目的とする産炭地域振興臨時措置法の有効期限等を十年延長するほか、最近の経済社会環境の変化を踏まえた所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、法の有効期限の延長

産炭地域振興臨時措置法の有効期限を十年延長し、平成十三年十一月十二日までとする。

二、産炭地域振興実施計画の策定手法の変更

産炭地域振興実施計画の原案は、道県知事が作成する。

三、地方税の減免補てんの対象となる業種の追加

事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った地方公共団体への地方交付税による補てん措置の対象事業に、政令で定める事業を追加する。

四、産炭地域振興事業債の対象期間の延長

産炭地域振興事業債の利子補給が認められる対象期間を十年延長し、平成二十二年度末までとする。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、産炭地域における鉱工業の急速かつ計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図ることを目的とする産炭地域振興臨時措置法の有効期限等を十年延長するほか、最近の経済社会環境の変化を踏まえた所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、第八次石炭政策下での産炭地域の現状、今後の産炭地域振興対策と石炭産業の展望、法改正後の地域指定の見直しの基準等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、第八次石炭政策影響地域等の自治体に対する財政支援を強化すること等を内容とする附帯決議を行いました。

次に、商標法の一部を改正する法律案は、近年におけるサービス取引の著しい発展等に伴い、商品について使用する現行の商標と同様に、サービス事業者がその提供するサービスについて使用するサービスマークに登録制度を設け、サービス事業者の信用の維持及び需要者の利益の保護を図

ろうとするものであります。

委員会におきましては、サービスマークの登録制度導入に際しての経過措置、国際分類の主たる体系への移行に伴う体制整備等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、サービスマーク登録制度の導入に当たっての周知徹底、必要な人員の確保等を内容とする附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三八号）

### 要旨

本法律案は、消費者ニーズの多様化、業態間競争の激化、国際化の進展等最近における小売業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、消費者の利益の一層の保護に配慮しつつ、小売業の正常な発達を図るため、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整を行うに当たって、手続の迅速性、

透明性を確保するため、通商産業大臣又は都道府県知事からその意見を聴かれた審議会が消費者等から広く意見を聴くこととするともに、地方公共団体が行う施策については法律の趣旨を尊重するものとする等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、審議会等の意見聴取対象の拡充

国又は都道府県大規模小売店舗審議会がその意見を定めようとするときは、通商産業省令で定めるところにより選定した消費者、小売業者又はそれらの団体及び学識経験者を有する者の意見を聴くものとする。

#### 二、地方公共団体による規制

地方公共団体は、小売業の事業活動の調整に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

#### 三、種別境界面積の引上げ

第一種大規模小売店舗（通商産業大臣が調整）と第二種大規模小売店舗（都道府県知事が調整）とを区別する種別境界面積を千五百平方メートル（都の特別区及び政令指定都市においては三千平方メートル）から三千平方メートル（同六千平方メートル）に引き上げるものとする。

#### 四、検討(附則)

政府は、この法律の施行の日から二年以内に、「新法」の規定及び「新法」の各地方公共団体における実施状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました五法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、出店調整手続及び機関の明確性・透明性を高めるとともに、地方公共団体の規制の適正化を図る等の措置を講じようとするものであります。

次に、輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案の主な内容は、大規模小売店舗内における輸入品専門売場の設置について、当分の間、大店法の特例を定めようとするものであります。

次に、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案の主な内容は、商業施設及び関係公共施設を官民一体で整

備し、商業の発展と良好な都市環境の形成を図ろうとするものであります。

次に、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の主な内容は、民活法の特定施設として、小売業の高度化を図るための施設等を新たに追加する等の措置を講じようとするものであります。

次に、中小小売商業振興法の一部を改正する法律案の主な内容は、支援対象となる高度化事業の範囲を拡大するとともに、事業実施の円滑化のための助成措置を拡充する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上五案を一括議題として審議を進め、参考人から意見を聴取するとともに、出店調整手続の短縮化と大店審の役割、地域の実情を勘案した特定商業集積の形成、流通制度の規制緩和の下での魅力ある街づくり等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、五案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して谷畑委員より大店法改正案及び輸入品売場に関する特例法案の二案に反対、自由民主党の斎藤理事より自由民主党、公明党・国民会議、連合

参議院及び民社党・スポーツ・国民連合を代表して五案に賛成、日本共産党を代表して市川委員より大店法改正案、輸入品売場に関する特例法案、商業集積法案及び民法改正案の四案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。次いで、順次採決の結果、大店法改正案、輸入品売場に関する特例法案、商業集積法案及び民法改正案はそれぞれ多数をもって、小売商業振興法改正案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、大店法改正案及び商業集積法案に対し、それぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案（閣法第三九号）

### 要旨

本法律案は、最近における内外の経済的事情の変化にかんがみ、輸入を促進するとともに、消費者の利益の増進を図るため、大規模小売店舗内における輸入品専門売場の設置について、当分の間、大規模小売店舗における小売業の

事業活動の調整に関する法律の特例を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、定義

この法律において「輸入品専門売場」とは、大規模小売店舗において専ら輸入品（外国を原産地とする物品として政令で定めるものをいう。）を販売するために設置されるものであることその他の政令で定める要件に適合するものをいうものとする。

#### 二、届出

輸入品専門売場を設置しようとする者は、輸入品専門売場の店舗面積の合計が千平方メートルを超えないときは、輸入品専門売場の開店日までに、その氏名等を通商産業大臣又は都道府県知事に届けることができるものとする。

三、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例

店舗面積の合計が千平方メートルを超えない輸入品専門売場については、当分の間、通商産業大臣又は都道府県知事による調整、勧告、命令、大規模小売店舗審議会における調査審議、大規模小売店舗における小売業の営業開始等の制限等の手続及び制限の適用を除外するもの

とする。

#### 四、改善勧告、改善命令及び営業の停止

通商産業大臣又は都道府県知事は、輸入品専門売場が政令で定める要件に適合しなくなったと認めるときは、その届出をした者に対し、相当の期間を定めてその届出に係る店舗をその要件に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとし、その勧告に従わない者に対しては、相当の期間を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができるものとする。また、小売業者が虚偽の届出等を行ったときには、一年以内の期間を定めて営業の停止を命ずることができるものとする。

#### 五、準用

届出をした者の地位の承継等については、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の規定を準用するものとする。

#### 六、罰則

以上の制度を担保するために、必要な罰則を設けるものとする。

#### 委員長報告

一五六ページ参照

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案（閣法第四〇号）

#### 要旨

最近の本店法の規制緩和や消費者ニーズの多様化等、小売業をめぐる諸情勢の急速な変化に対応して、魅力ある商業集積の整備の必要性が高まっている。本法律案は、中小小売商業の振興及び地域の発展に配慮しつつ、小売業の健全な発展と良好な都市環境の形成にも資するような特定商業集積の整備を促進するものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、定義

- 1 「特定商業集積」とは、「商業施設」と「商業基盤施設」とが一体的に設置される施設であって、規模等が政令で定める要件に該当するものをいうものとする。
- 2 「商業基盤施設」とは、コミュニティホール等の顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設及び相当数の小売業の業務を行う者が利用するための施設

設（「共同利用施設」）をいうものとする。

3 「商業施設」とは、店舗等の小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設であつて、共同利用施設以外のものをいうものとする。

## 二、特定商業集積整備基本指針

通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣は、関係行政機関の長に協議して、特定商業集積の整備及びこれと一体的に整備すべき公共施設等に関する基本指針を定めるものとする。

## 三、特定商業集積整備基本構想

1 市町村は、基本指針に基づき、位置、規模、機能等を内容とする特定商業集積の整備に関する基本構想を作成し、都道府県知事の承認を申請することができるものとする。

2 都道府県知事は、基本構想が、基本指針に適合するものであること等の要件に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

## 四、中小小売商業振興法等に係る認定の申請

承認を受けた基本構想（「承認基本構想」）に係る特定商業集積を構成する施設を設置する事業に関する計画について、中小小売商業振興法または「民活法」の認定

を申請する場合には、当該計画は承認基本構想に従った内容のものでなければならぬものとする。

## 五、中小企業信用保険法の特例

中小小売商業振興法の特定会社又は公益法人が、同法の認定を受けた商店街整備等支援計画に基づき、承認基本構想に係る事業に必要な資金に係るものの保険上限、てん補率及び保険料率の特例を定めるものとする。

## 六、産業基盤整備基金の業務追加等

産業基盤整備基金に、承認基本構想に係る特定商業集積の事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証及びイメント支援会社への出資等の業務を追加するものとする。

## 七、税制関連の特例措置

租税特別措置法の定めるところにより、承認基本構想に係る特定商業集積を構成する商業施設については、特別償却をすることができるものとする。また、地方公共団体が商業基盤施設（共同利用施設を除く。）を設置した者について、不動産取得税又は固定資産税に係る不均一の課税をした場合は、当該地方公共団体の減収額について地方交付税により補てんするものとする。

## 八、公共施設の整備

国及び地方公共団体は、承認基本構想を達成するため

に必要な公共施設の整備の促進に配慮するものとする。

委員長報告

一五六ページ参照

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

要旨

本法律案は、最近の我が国小売業及び食品流通をめぐる環境の変化等に対応して、民間事業者の能力の活用により経済社会の健全な発展の基盤の充実に資するため、「民活法」の特定施設として、小売業の高度化を図るための施設並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費の改善を図るための施設を新たに追加する等所要の措置を講じようとするものである。

委員長報告

一五六ページ参照

中小小売商業振興法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

要旨

本法律案は、消費生活様式の多様化、業態間及び都市間競争の激化、大店法の規制緩和といった最近における小売業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、中小小売商業の一層の振興を図るための措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、支援対象となる高度化事業計画の拡充

1 新規立地点における商店街づくりのための店舗集団化計画を追加するものとする。

2 現行の店舗共同化計画の名称を共同店舗等整備計画に改め、事業の内容に共同店舗若しくは店舗と併設される施設又は設備の設置事業並びに共同出資会社等の共同店舗等の設置事業を追加するものとする。

3 組合等又は共同出資会社の行う電子計算機を利用した経営管理合理化のための電子計算機利用経営管理計画を追加するものとする。

4 連鎖化事業に、継続的に、商品の販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業を追加するものと

する。

5 特定会社、公益法人等が、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード等の施設又は設備を設置する事業についての商店街整備等支援計画を追加するものとする。

### 二、中小企業近代化資金等助成法の特例

認定を受けた高度化事業計画に基づき貸付けられる中小企業設備近代化資金の償還期間の上限を、七年に延長するものとする。

### 三、中小企業信用保険法の特例

認定を受けた組合等の高度化事業計画（商店街整備等支援計画を除く）の実施に必要な資金に係る債務保証については、付保限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの措置を講ずるものとする。また、認定を受けた商店街整備等支援計画を実施する公益法人の行う高度化事業の実施に必要な資金の借入れを、保険の対象とするものとする。

### 四、その他

高度化事業計画の拡充に伴い、計画の実施に必要な施設に対する特別償却制度を拡充するものとする。

### 委員長報告

一五六ページ参照

再生資源の利用の促進に関する法律案（閣法第五〇号）

### 要旨

本法律案は、近年の国民経済の発展等に伴い、再生資源の発生量が増加し、その相当部分が利用されずに廃棄されている状況に対応して、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用を促進するための措置を講ずることにより、国民経済の健全な発展に寄与しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、「再生資源」の定義

「再生資源」とは、使用後の物品又は工場等で発生する副産物のうち有用な資源として利用できるものをいう。

#### 二、基本方針

主務大臣は、再生資源の利用を総合的かつ計画的に推進するため、再生資源の利用の促進に関する基本方針を定め、公表するものとする。

#### 三、関係者の責務

再生資源の利用を促進するため、事業者、消費者並びに国及び地方公共団体の責務を一般的に定める。

#### 四、再生資源の原材料としての利用促進に関する措置

主務大臣は、事業者が再生資源を原材料として利用することを促進するため、政令で定める業種（特定業種）について、事業者の判断の基準となるべき事項を策定し、必要な指導及び助言を行うこととする。また、必要に応じ、勧告等を行うことができる。

#### 五、製品に関する措置

主務大臣は、製品が使用された後に再生資源として利用されることを促進するため、政令で定める製品（第一種指定製品）について、製造業者及び販売業者の判断の基準となるべき事項を策定し、必要な指導及び助言を行うことができることとする。また、必要に応じ、勧告等を行うことができる。

#### 六、表示に関する措置

主務大臣は、製品が使用された後に再生資源として利用されるよう、政令で定める製品（第二種指定製品）について、消費者、回収業者等による分別収集をする上での識別が可能となるような表示事項を策定し、必要に応じ、製造業者又は販売業者に対し、勧告等を行うことが

できる。

#### 七、発生する副産物の利用促進に関する措置

主務大臣は、工場等で発生する副産物が利用されるようにするため、政令で定める副産物（指定副産物）について、事業者の判断の基準となるべき事項を策定し、必要な指導及び助言を行うこととする。また、必要に応じ、勧告等を行うことができる。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。まず、再生資源の利用の促進に関する法律案は、近年、再生資源の発生量が増加し、その相当部分が廃棄されている状況に対応して、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講ずることにより、国民経済の健全な発展に寄与しようとするものであります。

委員会におきましては、再生資源の利用の促進に関する基本方針及び判断基準の内容、地方自治体独自のリサイクル行政と本法案との関係、制令指定の対象となる業種及び

製品等の諸問題について質疑が行われるとともに、地方行政委員会、社会労働委員会及び環境特別委員会との連合審査会を開会するなど慎重に審査を進めて参りましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

なお、本法律案に対し、政府は地方自治体が当該地域の実情に応じた施策を実施できるよう、積極的に支援すること等を内容とする附帯決議を行いました。

次に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における企業体質の変化、国際化の進展といった経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、不当な取引制限等に対する課徴金の額を引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、課徴金算定の根拠、今後の刑事罰制度の検討方向、望ましい損害賠償請求訴訟制度のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

なお、本法律案に対し違法カルテルの抑止に資するため、公正取引委員会と検察庁との関係体制を一層強化し、刑事告発を積極的に活用すること等を内容とする附帯決議を行いました。

以上、御報告致します。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五九号）

#### 要旨

本法律案は、最近における企業体質の変化、国際化の進展といった経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、不当な取引制限等に対する課徴金の額を引き上げる等必要な措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、課徴金の算定率の引上げ

不当な取引制限等を行った事業者等に対して納付を命ずる課徴金の額の計算に係る売上額に乗じる率を引き上げ、百分の六（小売業百分の二、卸売業百分の一）とし、規模の小さい事業者に対しては、別に率を設定する。

## 二、実行期間の設定

課徴金の算定の基礎となる実行期間は、三年を限度とする。

## 三、裾切り額の引上げ

課徴金の納付を命ずることができない額を、現行の二十万円未満から五十万円未満に引き上げる。

## 四、その他

施行日前後に行われる違反行為に対して、率の変更等に伴う所要の経過措置を設ける。

## 委員長報告

一六二ページ参照

産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）

## 要旨

近年、我が国では産業技術に関する研究開発が高度化しており、国際的に共同して研究する必要性が増大している。本法律案は、このような状況に対応して、政府又は新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）

の委託による産業技術に関する国際共同研究を促進するため、当該国際共同研究の成果である特許権等の取扱いについて所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

## 一、題名の改正、目的規定の改正

本法の題名を「産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律」に改めるとともに、目的に、政府又は機構の委託に係る産業技術に関する国際共同研究を促進することを追加する。

## 二、国際共同研究の定義

国際共同研究を本邦法人と外国法人、外国の政府機関若しくは公的団体又は国際機関とが共同して行う研究開発と定義する。

## 三、機構の基本方針

通商産業大臣が機構の基本方針の策定において配慮する事項に、国際的な産業技術水準の向上への貢献を加える。

## 四、政府又は機構が委託した国際共同研究の成果たる特許

権等に関する特例措置

政府の委託に係る国際共同研究については、その成果として得られた特許権等について、政令で定めるところ

により、その一部を研究実施企業等に帰属させること及び研究実施企業等による無償又は低廉な対価での実施を認める。機構の委託に係る国際共同研究については、その成果として得られた特許権等について、政府の委託の場合に準じて取り扱う。

#### 五、国際貢献への配慮規定の創設

政府及び機構は、その委託に係る産業技術に関する国際共同研究が、産業技術における国際的な貢献に資するよう特に配慮しなければならない。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、政府及び新エネルギー・産業技術総合開発機構の委託に係る産業技術に関する国際共同研究を促進するため、当該国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱いについて所要の措置を講じようとするものであります。

次に商品投資に係る事業の規制に関する法律案の主な内容は、商品投資の増加及び多様化の現状にかんがみ、商品

投資に係る事業の公正、円滑化と、投資者保護を図るため、商品投資に係る業者につき、許可制を導入するとともに、書面交付の義務付け等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、以上二法律案を一括議題として審議を進め、委託に係る国際共同研究の性質、実績、特許権等の特例措置の具体的基準、基礎的な研究開発の必要性、商品ファンドまがい業者による被害の防止策、商品投資事業の規制措置から銀行等が除外される理由、投資単位の小口化の見通し等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して市川委員より二法律案にそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、二法律案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、商品投資に係る事業の規制に関する法律案に対し、法第二条の政令の制定に当たっては、投資者保護に万全を期すること等を内容とする附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

## 商標法の一部を改正する法律案（閣法第八〇号）

### 要旨

近年におけるサービス取引の著しい発展等に伴い、サービス事業者がその提供するサービスについて使用する標章（サービスマーク）の重要性が高まっている。また、サービスマーク登録制度が導入されていないために外国のサービスマークの使用するサービスマークが我が国で適切に保護されていないとの海外からの批判も高まっている。本法律案は、このような状況に対応して、商品について使用する現行の商標と同様に、サービスマークを登録制度の下で保護することにより、サービス事業者の業務上の信用の維持及び需要者の利益の保護を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、商標の定義の改正

「商標」の定義を、現行の「商品」について使用をする標章から「商品」又は「役務」について使用をする標章に改めることにより、サービスマークについても商標法に基づく登録制度の対象とする。

#### 二、経過措置

① 制度導入に際しては、改正法施行後六か月が経過す

る前から不正競争の目的でなくサービスマークを使用している者については、登録をしなくてもそのサービスマークをそのままで使用していた業務の範囲内で引き続き使用できるものとする。

② 改正法施行後六か月間内になされたサービスマークに係る商標登録出願については、その出願日の先後は問わず同日出願扱いとする。

③ 改正法施行後六か月間内に、相互に抵触するサービスマークに係る商標登録出願が複数なされた場合には、既に使用されているサービスマークを、いまだ使用されていないサービスマークに対して優先的に登録を受け得るものとする。

### 委員長報告

一五四ページ参照

商品投資に係る事業の規制に関する法律案（閣法第八四号）

### 要旨

本法律案は、商品投資が増加し、及び多様化している現状にかんがみ、商品投資に係る事業者の業務の適正な運営

を確保し、もって商品投資に係る事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者保護を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、商品投資の定義

商品投資とは、内外の商品市場における先物取引、政令で定める価格変動の著しい物品（施設の利用権等を含む）のオプション取引又は取得（生産を含む）、譲渡若しくは使用を言う。

#### 二、商品投資に係る契約、権利、営業の定義

商品投資に係る事業の規制に必要な商品投資契約、商品投資顧問契約、商品投資受益権、商品投資販売業、商品投資顧問業等所要の契約、権利、営業を定義する。

#### 三、商品投資販売業者に係る規制

商品投資販売業を営もうとする者に対し、許可制等所要の開業規制を行うとともに、投資家保護のため、商品投資契約の締結等における顧客への書面交付の義務付け、解除期間の設定、不当な勧誘等の禁止、業務改善命令等所要の行為規制を行う。

#### 四、商品投資顧問業者の規制

商品投資顧問業を営もうとする者に対し、許可制等所要の開業規制を行うとともに、投資家保護のため、商品

投資顧問契約の締結等における顧客への書面交付の義務付け、投資資産の現状報告の義務付け、顧客からの金銭の受入れ禁止、業務改善命令等所要の行為規制を行う。

#### 五、その他

無許可で商品投資に係る事業を行った者等に関する罰則規定、銀行、信託会社等に対する適用除外に関する規定等を設ける。

#### 委員長報告

一六五ページ参照

○運輸委員会

・内閣提出法律案（七件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
13※	踏切道改良促進法の一部を改正する法律案	衆	三、 二、 五	委員会付託 三、 二、 五 (予)	委員会議決 三、 三、 二六 本会議議決 三、 三、 二六	委員会付託 二、 五 委員会議決 二、 二八 本会議議決 二、 二八
35	新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案	〃	二、 一六	三、 一五	四、 一八 四、 一九	二、 二〇 三、 二二 三、 二四
36※	鉄道整備基金法案	〃	二、 一六	三、 一五	四、 一八 四、 一九	二、 二〇 三、 二二 三、 二四
37※	全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案	〃	二、 一六	三、 一五	四、 一八 四、 一九	二、 二〇 三、 二二 三、 二四
63	港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案	〃	三、 一	三、 一 (予)	四、 二三 四、 二四	三、 一五 三、 一五
74	日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案	〃	三、 一五	三、 一五 (予)	四、 二五 四、 二六	三、 一五 四、 二二 四、 一八

(注) ※は予算関係法律案

・国会の承認を求めるの件（一件）

2	番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
		地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件	衆	三、 三、 一	委員会付託 三、 三、 一 (予)	委員会議決 三、 四、 二、三 承認 委員会議決 三、 四、 二、四 承認	

8 1	番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
		船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案	参	三、 三、 一六	委員会付託 三、 三、 一六	委員会議決 三、 四、 一、二 可決 委員会議決 三、 四、 一、二 可決 委員会付託 三、 三、 一六 (予)	

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（閣法第一三三号）

要旨

踏切道改良促進法は、交通事故の防止と交通の円滑化に寄与するため、昭和三十六年に制定され、同法に基づいて立体交差化、構造改良及び保安設備の整備が実施されてきた。

しかし、その対象とすべき踏切道の数が膨大なため、昭和四十一年度以来五次にわたる延長が行われ、今日に至っている。

本法律案は、最近における踏切事故の発生状況、改良を要する踏切道が相当数残されている実情等にかんがみ、踏切道の改良措置を講ずる期間を昭和六十一年度以降の五箇年間から平成三年度以降の五箇年間に改め、引き続き改良措置を実施しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果をご報告致します。

本法律案は、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成三年度以降五箇年間に於いて踏切道

の改良措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本制度発足以降の踏切道改良事業の実績、今後五年間の事業実施方針、連続立体交差化事業における費用負担のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によりご承知願いたいと存じますが、質疑を終わり、別に討論もなく採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定致しました。

以上、御報告申し上げます。

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案（閣法第三三五号）

要旨

本法律案は、新幹線鉄道に係る旅客鉄道事業を経営する旅客鉄道株式会社の株式を売却することにより、当該旅客鉄道株式会社の経営責任の一層の明確化と事業の運営に係る自主性の強化を図るとともに、日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等を確実かつ円滑に実施し、日本国有鉄道の改革の進展を図ることが緊要な課題となっていることにかんがみ、当該旅客鉄道株式会社の株式の売却を円滑かつ適

切に実施する上で必要とされる環境の整備を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、新幹線鉄道保有機構は、平成三年度において、その保有する新幹線鉄道施設を、新幹線鉄道施設譲渡計画に定めるところに従い、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社に対し譲渡するものとし、旅客鉄道株式会社はこれを譲り受けるものとする。

二、新幹線鉄道保有機構は、譲渡の実施時期、譲渡する新幹線鉄道施設の範囲、譲渡価額及び対価の支払方法を記載した新幹線鉄道施設譲渡計画を定め、運輸大臣の認可を受けることとする。

三、新幹線鉄道保有機構の保有するすべての新幹線鉄道施設の再調達価額についての決定は、臨時に機構に置く新幹線鉄道施設評価審議会の議を経なければならないものとする。

四、新幹線鉄道保有機構は、新幹線鉄道施設の譲渡の実施の時にいて解散するものとし、その権利及び義務の承継については、鉄道整備基金法の定めるところによるものとする。

五、新幹線鉄道保有機構法は廃止することとする。

### 委員長報告

ただ今議題となりました三法案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案は、新幹線鉄道に係る旅客鉄道事業を経営する旅客鉄道株式会社の株式の売却を円滑かつ適切に実施する上で必要とされる環境の整備を図るため、新幹線鉄道保有機構が一括して保有する新幹線鉄道に係る鉄道施設を当該旅客鉄道株式会社に譲渡すること等、所要の規定を定めるものであります。

次に、鉄道整備基金法案は、国土の均衡ある発展と大都市の機能の維持及び増進を図る観点から、新幹線鉄道、主要幹線鉄道及び都市鉄道の計画的かつ着実な整備を促進することが緊要な課題となっていること等に鑑み、これらの鉄道の整備に関する助成の拡充強化を図るとともに、鉄道事業者等に対する助成を総合的かつ効率的に行うための鉄道整備基金を設立しようとするものであります。

次に、全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案は、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の一部を暫定的に構成する新幹線鉄道に準ずる高速鉄道の円滑な整備を図るため、その建設に係る手続その他所要の事項について定めるもの

であります。

委員会におきましては、鉄道整備における公的財源の確保、既設新幹線譲渡によるJR会社の経営への影響、JR株式上場のあり方、整備新幹線の建設問題と並行在来線の取扱い及び大都市圏における通勤通学混雑緩和対策等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、三法案に対し、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、三法案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法案に対し、湧上理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の共同提案にかかる附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

鉄道整備基金法案（閣法第三六号）

要旨

本法律案は、国土の均衡ある発展と大都市の機能の維持及び増進を図る観点から緊要な課題となっている新幹線鉄道、主要幹線鉄道及び都市鉄道の計画的かつ着実な整備を促進するとともに、鉄道の安全性及び利便性の向上を図るための施設の改良、業務運営の能率化その他鉄道事業の健全な発達を図る上で必要となる事業又は措置を支援するため、鉄道事業者等に対する助成を総合的かつ効率的に行うことを目的とする特殊法人鉄道整備基金を設立しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、鉄道整備基金は、その目的を達成するため、既設新幹線の鉄道施設の譲渡収入の一部を活用して、新幹線鉄道の建設に要する費用に充てる資金の一部についての交付金の交付、主要幹線鉄道及び都市鉄道の建設又は大規模な改良に要する費用に充てる資金の一部についての無利子貸付金の貸付け等の業務を行うとともに、法令又は予算で定める国の補助金等の交付を受け、これを財源として鉄道事業者等に対し補助金等を交付する業務を行うこととする。

二、鉄道整備基金は、既設新幹線の鉄道施設の譲渡収入の一部を活用して行う業務については、運輸大臣が定めて鉄道整備基金に指示する業務実施方針に従って行うこと

とする。

三、鉄道整備基金の監督等に関し、事業計画、借入金、業務方法書の作成等について運輸大臣の認可を要することとする。

四、鉄道整備基金は、新幹線鉄道保有機構の解散の時ににおいて成立するものとし、その時ににおいて新幹線鉄道保有機構の一切の権利及び義務を承継することとする。

#### 委員長報告

一七一ページ参照

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案（閣法第三七号）

#### 要旨

本法律案は、平成三年度から建設される整備新幹線において、新幹線鉄道規格新線（スーパー特急）、新幹線鉄道直通線（ミニ新幹線）について新幹線鉄道と同様の手続、助成措置により建設を行うことができるよう所要の規定を定めるものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、運輸大臣は、新幹線鉄道の整備に関する諸事情を踏ま

え、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の一部を暫定的に構成する新幹線鉄道に準ずる高速鉄道を整備することにより高速輸送体系の形成に資するため、当分の間、整備新幹線の路線の全部又は一部の区間について、新幹線鉄道規格新線及び新幹線鉄道直通線の建設に関する暫定整備計画を決定することができることとする。

また、計画決定に当たっては、あらかじめ、営業主体となる旅客鉄道株式会社に協議し、同意を得ることとする。

二、運輸大臣が暫定整備計画を決定したときは、日本鉄道建設公団に対し、暫定整備計画に基づいて建設を行うべきことを指示しなければならないこととし、日本鉄道建設公団は建設の指示を受けたときは、暫定整備計画に基づいて、新幹線鉄道規格新線及び新幹線鉄道直通線の工事実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならないこととする。

三、新幹線鉄道規格新線及び新幹線鉄道直通線の建設のために必要な資金についての国及び地方公共団体の財政上の措置や、日本鉄道建設公団法や鉄道整備基金法に基づく日本鉄道建設公団に対する財政措置等について定めることとする。

## 委員長報告

一七一ページ参照

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第六三  
号）

### 要旨

本法律案は、港灣整備事業の緊急かつ計画的な実施を引  
き続き促進するため、平成三年度を初年度とする新たな港  
灣整備五箇年計画を策定しようとするものである。

### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案及び承認案件につきま  
して、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し  
上げます。

まず、港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、  
港灣整備事業の緊急かつ計画的な実施を引き続き促進する  
ため、平成三年度を初年度とする新たな港灣整備五箇年計  
画を策定しようとするものであります。

委員会におきましては、現在までの港灣整備の実績、第  
八次港灣整備五箇年計画の諸課題と整備のあり方、環日本

海時代に対応した港灣整備協力の推進、港灣労働の実態と  
労働条件の改善等各般にわたる質疑が行われましたが、そ  
の詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小  
笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律  
案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたし  
ました。

次に、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、  
中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に  
関し承認を求めるの件は、岐阜県の飛騨地域における自動  
車の検査登録業務の現状にかんがみ、高山市に、中部運輸  
局岐阜陸運支局飛騨自動車検査登録事務所を設置するに当  
たり、国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本件は全会一致を  
もって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案（閣法第七四号）

要旨

本法律案は、日本国有鉄道清算事業団の所有する相当規模の一団の土地の円滑な処分を図り、その債務の処理を推進するため、同事業団が、当該土地の現物出資により取得する株式との交換を行うことができる権利を付した日本国有鉄道清算事業団特別債券を発行することができることとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、日本国有鉄道清算事業団は、運輸大臣の認可を受けて、同事業団が保有している株式であって、同事業団が行う土地の現物出資を受けて事業を営む会社が発行するものとの交換を行うことができる権利を付した日本国有鉄道清算事業団特別債券を発行することができることとする。

二、日本国有鉄道清算事業団特別債券について、投資者保護を図る観点から、企業内容等の開示について定める証券取引法第二章の規定を適用することとする等所要の措置を講じることとする。

委員長報告

ただいま、議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を、御報告申し上げます。本法律案は、日本国有鉄道清算事業団の所有する相当規模の一団の土地の円滑な処分を図り、その債務の処理を推進するため、同事業団が、当該土地の現物出資により取得する株式との交換を行うことができる権利を付した日本国有鉄道清算事業団特別債券を発行することができることとしようとするものであります。

委員会におきましては、国鉄長期債務処理の進め方、清算事業団特別債券の仕組みと発行のあり方、汐留地区における事業団出資会社の経営問題等、各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと、決定いたしました。

なお、本法律案に対し、測上理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の共同提案にかかる附帯決議案

が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案（閣法第八一号）

#### 要旨

本法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の改正に伴う全世界的な海上遭難安全システムの実施に対応し、あわせて船舶の安全性の向上を図るため、同システムの実施に必要な無線設備を同条約の適用船舶等に対して義務付け、及び当該無線設備に係る無線業務に従事する海技従事者の資格を新たに定めるとともに、無線設備を施設しなければならない船舶の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、船舶は、命令で定めるところにより、その航行する水域に応じ陸上との無線通信を行い得る無線電信又は無線電話を施設することを要することとする。

二、ろかいのみをもって運転する舟その他の船舶には、無

線電信又は無線電話の施設義務を適用しないこととし、政令で定める船舶には、無線電信又は無線電話の施設義務を当分の間適用しないこととする。

三、従来の海技士（通信）資格に加えて、全世界的な海上遭難安全システムに対応した海技士（電子通信）の資格を新設するとともに、新設する資格の免許要件、受験資格等について規定を整備することとする。

四、この法律は、平成四年二月一日から施行することとする。ただし、船舶職員法の改正等の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

五、平成七年一月三十一日までに建造され、又は建造に着手された船舶に対する無線電信又は無線電話の施設義務に関し所要の経過措置を定めることとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の改正に伴う全世界的な海上遭難安全システムの実施に対応し、あわせて船舶の安全性の向上を図

るため、同システムの実施に必要な無線設備を同条約の適用船舶等に対して義務付け、及び当該無線設備に係る無線業務に従事する海技従事者の資格を新たに定めるとともに、無線設備を施設しなければならない船舶の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、新システムの信頼性確立の必要性、通信士の配乗のあり方、陸上保守に関する資格制度の検討等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録によりご承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、全会一致をもって附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めの件（閣承認第二号）

#### 要旨

本承認案件は、岐阜県の飛騨地域における自動車の検査

及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、運輸省設置法第四十三条第一項の規定により、岐阜県高山市に、中部運輸局岐阜陸運支局の飛騨自動車検査登録事務所を設置することについて、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

#### 委員長報告

一七四ページ参照

○通信委員会

・内閣提出法律案（六件）

（注）※は予算関係法律案

7 9	6 2	6 1	5 2	5 1	3 3 ※	番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考			
電波法の一部を改正する法律案	郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案	郵便貯金法の一部を改正する法律案	簡易生命保険法の一部を改正する法律案	郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案	電気通信基盤充実臨時措置法案	衆	院議先	三、一六	三、一六 (予)	可決 四、二三	可決 四、二四	三、一六	可決 四、一八	可決 四、一八	
衆	〃	参	〃	〃	衆	院議先	三、一五	二、二六 (予)	三、二六 (予)	可決 三、二七	可決 三、二八	二、二六 (予)	可決 四、一七	可決 四、一八	
三、一六	二、二六	二、二六	二、二三	二、二三	二、二五	院議先	三、二五	二、二六 (予)	三、二六 (予)	可決 四、二六	可決 四、二七	二、二三	可決 三、一三	可決 三、一四	
三、一六 (予)	二、二六	二、二六	二、二三 (予)	二、二三 (予)	三、二五 (予)	委員会付託	三、二五	三、二六 (予)	三、二六 (予)	可決 三、二六	可決 三、二六	二、二五	可決 三、二六	可決 三、二七	
三、一六	二、二六 (予)	二、二六 (予)	二、二三	二、二三	三、二五	委員会付託	三、二五	三、二六 (予)	三、二六 (予)	可決 三、二六	可決 三、二六	二、二五	可決 三、二六	可決 三、二七	
三、一六	二、二六 (予)	二、二六 (予)	二、二三	二、二三	三、二五	委員会付託	三、二五	三、二六 (予)	三、二六 (予)	可決 三、二六	可決 三、二六	二、二五	可決 三、二六	可決 三、二七	
三、一六	二、二六 (予)	二、二六 (予)	二、二三	二、二三	三、二五	委員会付託	三、二五	三、二六 (予)	三、二六 (予)	可決 三、二六	可決 三、二六	二、二五	可決 三、二六	可決 三、二七	
三、一六	二、二六 (予)	二、二六 (予)	二、二三	二、二三	三、二五	委員会付託	三、二五	三、二六 (予)	三、二六 (予)	可決 三、二六	可決 三、二六	二、二五	可決 三、二六	可決 三、二七	
三、一六	二、二六 (予)	二、二六 (予)	二、二三	二、二三	三、二五	委員会付託	三、二五	三、二六 (予)	三、二六 (予)	可決 三、二六	可決 三、二六	二、二五	可決 三、二六	可決 三、二七	



電気通信基盤充実臨時措置法案（閣法第三三三号）

要旨

本法律案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、高度通信施設の整備及び電気通信分野の専門的又は技術的な業務に従事する者の能力の向上を促進する措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、電気通信基盤充実事業の事業類型

電気通信基盤充実事業を施設整備事業及び人材研修事業の二類型とする。

二、基本指針の策定及び公表

主務大臣は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実に関する基本的方向、電気通信基盤充実事業の内容及び電気通信基盤充実事業が行われる地域等に関して基本方針を定め、これを公表する。

三、実施計画の認定

電気通信基盤充実事業を実施しようとする者は、その実施計画が適当である旨の主務大臣の認定を受けることができるものとする。

四、通信・放送衛星機構の業務の特例

通信・放送衛星機構の業務として、認定を受けた実施計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れについての債務保証、人材研修事業の実施に必要な資金の出資等の業務を追加する。

五、日本放送協会及び日本電信電話株式会社の協力

日本放送協会及び日本電信電話株式会社は、電気通信に関する知識及び技能の普及等を通じて人材研修事業の円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

六、この法律の廃止

この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました両案件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、電気通信基盤充実臨時措置法案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、高度通信施設の整備及び電気通信分野の専門的又は技術的な業務に従事する者の能力の向上を促進する措置として、電気通信基盤事業の実施に関する基本的な指針の策定及び実

施計画の認定等について定めるとともに、通信・放送衛星機構の業務に電気通信基盤充実事業の実施を促進するために必要な業務を追加するなどを講じようとするものであります。

委員会におきましては、二十一世紀に向けた電気通信長期ビジョン策定の必要性、電気通信基盤充実事業と既存の情報化施策との整合性、高度通信施策事業の整備に伴う情報の地域間格差問題、人材研修事業の推進方策、通信・放送衛星機構のあり方等について質疑が行われました。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より、本法律案に対し反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるとの件は、日本放送協会の平成三年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

その概要を申し上げますと、まず、一般勘定事業収支におきましては、事業収入五千四百二十七億三千万円、事業支出四千八百六十九億二千万円となっており、この事業収

支差五百五十八億一千万円のうち四百二十一億九千万円を資本支出に充当し、残余の百三十六億二千万円を翌年度以降の財政安定のための繰越金とすることとしております。

事業計画につきましては、その重点を海外への映像情報の提供・情報入身体制の強化、衛星放送の普及、国際放送の番組充実と受信改善、効率的な受信契約・収納活動、業務運営の改革による経費の節減などにおいております。

なお、本件にはおおむね適当である旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、放送の公共性、放送番組の編成方針、国際放送の充実強化、放送衛星の故障問題、衛星放送の普及促進策、契約収納業務の推進等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、附帯決議案が提出され、本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案（閣法第五一号）

#### 要旨

本法律案は、簡易保険福祉事業団（以下「事業団」という。）に、その業務の特例として、都市部に所在する郵便局の用に供する土地の高度利用を図るための業務を行わせるとともに、この業務を通じて郵政事業の経営基盤の強化に資する措置を講ずるものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、事業団の業務の特例

事業団の業務に、その特例として、国と一棟の建物を区分して所有するため、郵政大臣から郵便局の用に供する土地の貸付けを受け、事務所、会議場等の施設の用に供する建物を建設し、及びこれらの施設を管理する業務を追加する。

#### 二、区分経理

事業団は、当該業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

#### 三、納付金の納付

事業団は、当該業務により利益を生じた場合に、その一部を積立金として整理したのち、残余の額を郵政事業特別会計に納付しなければならない。

#### 四、長期借入金

事業団は、郵政大臣の認可を受けて、当該業務に必要な長期借入金をすることができる。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告致します。

本法案は、国公有地の有効活用が強い社会的要請となっていることにかんがみ、簡易保険福祉事業団に、その業務の特例として、都市部に所在する郵便局の用に供する土地の高度利用のための業務を行わせるとともに、この業務を通じて郵政事業の経営基盤の強化に資することを目的とするものであります。

委員会におきましては、対象郵便局を都市部に限定した理由、施設の公用・公共用への優先使用、施設の郵政業務に与える影響等について質疑が行われましたが、その詳細

は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より、本法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法案は、多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定致しました。

なお、五項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定致しました。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

#### 要旨

本法律案は、最近における保険需要の動向等にかんがみ、簡易生命保険の年金に係る加入限度額の引上げを行おうとするものであって、その内容は、現在、被保険者一人につき年額七十二万円から年額九十万円に引き上げようとするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過

と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における保険需要の動向等にかんがみ、簡易生命保険の年金に係る加入限度額を、被保険者一人につき年額七十二万円から、年額九十万円まで引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、簡易保険事業の在り方、加入限度額の引上げの根拠、年金保険の普及拡大策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第六一号）

#### 要旨

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、貯金総額の制限額を引き上げるとともに、進学積立郵便貯金の貯蓄目的を拡大し、その名称を変更する等の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、進学積立郵便貯金の貯蓄目的を拡大し、その名称を教育積立郵便貯金に変更するとともに、据置期間の経過後通常郵便貯金となるまでの期間を二年から四年に延長すること。

二、郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限額を七百万円から千万円に引き上げること。

三、定期郵便貯金の利子の計算を月割りから日割りに改めること。

四、貸付金の担保とされた定期郵便貯金が継続預入される場合において、貸付けを継続することができるよう規定の整備を行うこと。

五、一に係る改正規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、二に係る改正規定は平成三年十一月三十日までの間において政令で定める日から、三及び四に係る改正規定は公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行すること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、逓信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、郵便貯金の預入限度額の引き上げを行うとともに、国民の教育費負担の増大等にかんがみ、進学積立郵便貯金の貯蓄目的を、進学に必要な資金から進学及び在学中に必要な資金に拡大し、その名称を教育積立郵便貯金に変更すること等の改正を行おうとするものであります。

次に郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案は、我が国の国際化の進展に伴い、住民及び旅行者の利便を図るため、郵便局において外国通貨の両替並びに旅行小切手の受託販売及び買い取りを行うことができるようにするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して審査し、金融自由化に対する郵便貯金事業の対応、預入限度額の引き上げの根拠、外貨両替等に伴うリスク対策、外貨両替等取扱局の設置基準等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、二法律案について順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、郵便貯金法の一部を改正する法律案について三項

目から成る附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会  
の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に  
関する法律案（閣法第六二号）

#### 要旨

本法律案は、住民及び旅行者の利便を図るため、郵政官  
署において本邦通貨と外国通貨の両替（以下「外国通貨の  
両替」という。）並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手  
の受託販売及び買取り（以下「旅行小切手の売買」とい  
う。）を行うことができるようにするものであって、その  
主な内容は次のとおりである。

- 一、郵政大臣は、郵政省令の定めるところにより、外国通  
貨の両替及び旅行小切手の売買の申込みに係る金額を制  
限することができること。
- 二、郵便局において両替を行う外国通貨及び買取りを行う  
旅行小切手の種類は、郵政省令で定めること。
- 三、郵政大臣は、郵便局において受託販売を行う旅行小切  
手の種類を公示するものとする。

四、郵便局における外国通貨の両替及び旅行小切手の買取  
りに適用する換算割合は、外国為替の売買相場を勘案  
し、郵政大臣が定めて公示すること。

五、郵政大臣は、郵便局において受託販売を行う旅行小切  
手に係る換算割合その他の条件を公示するものとするこ  
と。

六、本法律の定める外国通貨の両替及び旅行小切手の売買  
については、外国為替及び外国貿易管理法の適用がある  
ものとする。

七、本法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲  
内において政令で定める日から施行すること。

八、関係法律について所要の改正を行うこと。

#### 委員長報告

前ページ参照

電波法の一部を改正する法律案（閣法第七九号）

#### 要旨

本法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全  
のための国際条約附属書の一部改正の発効に備え、義務船

船舶等の無線設備の条件及び遭難通信責任者の配置について定めるとともに、船舶局等の運用に関する規定を整備する等のため所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一、無線設備を設置しなければならない船舶局には、遭難通信及び一般通信を行うための所要の機器を備えること。
- 二、無線設備を設置しなければならない船舶局には、それが故障した場合に備え、予備設備の設置等所要の措置をとること。
- 三、新たな海上安全システムで用いる無線設備については、郵政大臣の行う型式についての検定に合格した、信頼性の高いものを施設すること。
- 四、国際航海に従事する旅客船等については、遭難通信を確実にを行うための無線従事者を配置すること。
- 五、最近の無線設備の自動化の進展等に伴い、船舶局については、人を配置して義務的に運用しなければならない時間を撤廃すること。
- 六、遭難通信の確実な疎通のため、船舶局等が聴守すべき周波数及び時間に関する規定を整備すること。

## 委員長報告

ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告致します。

本法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一部改正の発効に備え、義務船舶局等の無線設備の条件及び遭難通信責任者の配置について定めるとともに、船舶局等の運用に関する規定を整備するなど所要の改正を行うものであります。

委員会におきましては、新システムの信頼性の確保、遭難通信責任者の任務の内容、小型船舶に対する無線普及方策等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によってご承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

なお、四項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定致しました。

以上、御報告申し上げます。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めめるの件  
(閣承認第一号)

## 委員長報告

一八〇ページ参照

日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

## 委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十二年度及び昭和六十三年度の日本放送協会の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、通信委員会における審査の経過と結果をご報告致します。

両件は、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものであります。

まず、昭和六十二年度決算の概要を申し上げますと、昭和六十三年度末における財務状況は、資産総額三千五百八十億五千九百万円、負債総額千六百四十五億九千万円、資本総額千九百三十四億六千八百万円となっております。当年度中の損益の状況は、事業収入三千五百四十五億四千万円に対し、事業支出は三千四百八十七億三千万円で、当期事業収支差金は五十八億一千万円となっております。

なお、この当期事業収支差金は、昭和六十三年度以降の財政安定化のための財源に当てられております。

次に昭和六十三年年度決算の概要を申し上げますと、昭和六十三年度末における財務状況は、資産総額三千五百六十六億八千万円、負債総額千七百十二億千八百万円、資本総額千八百五十四億六千三百万円となっております。当年度中の損益の状況は、事業収入三千五百四十七億八千万円に対し、事業支出は三千六百二十七億八千五百万円、当期事業収支差金は八十億五百万円の欠損となっております。なお、この欠損金は昭和六十二年度からの繰越金により補てんされております。

また、両件には、会計検査院の「記述すべき意見はない。」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、両件を一括して審査し、収支予算が適正かつ効率的に執行されたかをはじめ、放送衛星の故障・補完衛星の打上げ失敗による衛星放送への影響、受信料免除措置の取扱い、関連団体のあり方等について質疑を行いました。

両件につき、質疑、討論を終了し、採決の結果、日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきましては、全会一致を

もって是認すべきものと議決致しました。

また、日本放送協会昭和六十三年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきましては、多数をもって、これを是認すべきものと議決致しました。なお、本件につきましては、日本共産党を代表して、山中委員より、反対する旨の意見が述べられております。以上ご報告申し上げます。

日本放送協会昭和六十三年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

委員長報告

前ページ参照

○建設委員会

・内閣提出法律案（一〇件）

（注）※は予算関係法律案

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
14	農住組合法の一部を改正する法律案	衆	三、 二、 八	委員会付託 三、 二、 八 (予)	委員会議決 三、 三、 二六 本会議議決 三、 三、 二六	委員会付託 三、 二、 八 委員会議決 三、 三、 六 本会議議決 三、 三、 七
20※	住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案	〃	二、 一、 二	二、 一、 二 (予)	可決 三、 二七 可決 三、 二八	二、 一、 二 可決 二、 二二 可決 二、 二五
21※	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	二、 一、 二	二、 一、 二 (予)	可決 三、 二六 可決 三、 二六	二、 一、 二 可決 三、 二六 可決 三、 二七
22	特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	二、 一、 二	二、 一、 二 (予)	可決 三、 二六 可決 三、 二六	二、 一、 二 可決 三、 二六 可決 三、 二七
23※	交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案	〃	二、 一、 二	二、 一、 二 (予)	可決 三、 二七 可決 三、 二八	交通安全 対策特委 二、 一、 二 可決 二、 二八 可決 二、 二八
24※	都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案	〃	二、 一、 二	二、 一、 二 (予)	可決 三、 二六 可決 三、 二六	二、 一、 二 可決 三、 二八 可決 三、 二二





## 農住組合法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）

### 要旨

本法律案は、農住組合の事業活動を通じて市街化区域内農地の住宅地等への円滑かつ速やかな転換を引き続き促進するため、農住組合の設立認可の申請期限の延長、対象地域の拡大等を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

- 一、農住組合の設立認可の申請を行うことができる期限を十箇年延長し、平成十三年五月十九日までとする。
- 二、農住組合を設立することができる地域について、首都圏、近畿圏及び中部圏の都市開発区域、道府県庁所在の市並びに人口二十五万人以上の市を加える。

### 委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農住組合法の一部を改正する法律案は、農住組合の事業活動を通じて市街化区域内農地の住宅地等への転換を促進するため、農住組合の設立認可の申請期限の延長、対象地域の拡大等を行おうとするものであります。

次に、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案は、賃貸住宅の供給の促進等のため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を平成十二年三月三十一日まで延長するとともに、転貸する事業を行う者に対し賃貸するための住宅の建設資金の融資についても利子補給契約の対象とすることができる等の措置を講じようとするものであります。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するための土地区画整理事業の施行の要請及び住宅金融公庫の資金の貸し付けの特例の適用期限を平成十二年三月三十一日まで延長するとともに、土地区画整理事業の施行の要請に係る土地の面積の条件を緩和する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上三案を一括して議題とし、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、三法律案はいずれも全

会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、都市公園等の緊急かつ計画的な整備を促進するため、現行の五カ年計画に引き続き、新たに平成三年度を初年度とする都市公園等整備五カ年計画を策定する等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）

#### 要旨

本法律案は、居住水準の向上を図り、良質な住宅ストック

クの形成に資するため、特別割増貸付制度の適用期限の延長、賃貸住宅建設資金貸付に係る特別割増貸付の導入、産業労働者住宅貸付制度の拡充等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

#### 一、特別割増貸付制度の改善等

特別割増貸付制度の適用期限を平成八年三月三十一日まで五年間延長するとともに、賃貸住宅を建設する者に対しても特別割増貸付制度の適用対象とする。

#### 二、産業労働者住宅貸付制度の改善

従業員に貸し付けるため住宅を必要とする事業者等に賃貸するための住宅（いわゆる借上社宅）の建設についても必要な資金の貸付けを行う。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は、国民の居住水準の向上と内需の持続的拡大を図るため、住宅金融公庫の行う資金の貸し付けについて、みずから居住するため住宅を必要とする者に対する特別割増し貸付制度の適用期限を平成八年三月三十一日まで延長するとともに、

賃貸住宅を建設する者に対しても特別割り増し貸し付けを行うこととし、あわせて、従業員に貸し付けるため住宅を必要とする事業者等に賃貸するための住宅建設に必要な資金の貸し付けを行うこととするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案は、最近における交通事故の増加傾向にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、現行の五カ年計画に引き続き、平成三年度以降五カ年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

#### 要旨

本法律案は、賃貸住宅の供給の促進等のため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を、平成十二年三月三十一日まで九年間延長するとともに、転貸する事業を行う者に対し賃貸するための住宅の建設資金の融資についても利子補給契約の対象とすることができる等の措置を講じようとするものである。

#### 委員長報告

一九二ページ参照

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二二号）

#### 要旨

本法律案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するた

めの土地区画整理事業の施行の要請及び住宅金融公庫の資金の貸付けの特例の適用期限を、平成十二年三月三十一日まで九年間延長するとともに、土地区画整理事業の施行の要請に係る土地の区域の面積の条件を緩和する等の措置を講じようとするものである。

委員長報告

一九二ページ参照

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第二二二号）

要旨

本法律案は、最近における交通事故の増加傾向等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、現行の五箇年計画に引き続き、平成三年度以降五箇年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成しようとするものである。

委員長報告

一九三ページ参照

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）

要旨

本法律案は、都市公園等の緊急かつ計画的な整備を促進するため、現行の五箇年計画に引き続き、新たに平成三年度を初年度とする都市公園等整備五箇年計画を策定する等の措置を講じようとするものである。

委員長報告

一九二ページ参照

生産緑地法の一部を改正する法律案（閣法第五三二号）

要旨

本法律案は、市街化区域内における農地等の計画的な保全を図ることにより農林漁業と調和した良好な都市環境を保全するため、生産緑地地区の面積要件の緩和、権利制限の見直し等を行うおうとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

一、第一種生産緑地地区に関する都市計画及び第二種生産

緑地地区に関する都市計画を定める際の面積要件を五百平方メートル以上に引き下げるとともに、第二種生産緑地地区に関する都市計画に係る失効制度を廃止し、第一種生産緑地地区に関する都市計画及び第二種生産緑地地区に関する都市計画を統合する。

二、生産緑地の買取りの申出の開始時期を指定後三十年に延長するとともに、生産緑地に係る農林漁業に一定割合以上従事している者の死亡等の場合にも買取りの申出ができることとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました生産緑地法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、市街化区域内における農地等の計画的な保全を図ることにより農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、第一種生産緑地地区及び第二種生産緑地地区を統合するとともに、生産緑地地区の面積要件の緩和、生産緑地に係る権利制限の見直し等の措置を講じようとするものであります。委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、日本共産党を代表して上田委員より、生産緑地地区の面積要件の引下げ等を内容とする修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議を付することに決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。

道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

#### 要旨

本法律案は、自動車の駐車施設の整備を総合的かつ計画的に推進するとともに、道路構造の保全と安全で円滑な道路交通の確保を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

##### 第一 道路法の改正

- 一、道路管理者が、その設置する駐車場に自動車を駐車させる者から駐車料金を徴収できる制度を設ける。
- 二、道路管理者は、違法放置物件の除去、長時間放置車

両の移動等の措置を講ずることができる。

## 第二 駐車場法の改正

- 一、都市計画で定める駐車場整備地区の対象区域に、住居地域、準工業地域等を追加する。
- 二、市町村は、駐車場整備地区における駐車場整備計画を定めなければならないこととする。
- 三、駐車施設の附置を義務付ける建築物の範囲を拡大する。

## 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案は、自動車の駐車施設の整備を総合的かつ計画的に推進し、道路構造の保全と安全で円滑な道路交通の確保を図るため、道路管理者がその設置する駐車場に自動車を駐車させる者から駐車料金を徴収できる制度を設け、あわせて都市計画で定める駐車場整備地区の対象区域を拡大し、市町村は当該駐車場整備地区における駐車場整備計画を定めなければならないこととするともに、駐車施設の附置を義務付ける建築物の範囲を拡大するほか、道路管理者による違法放

置物件の除去、長時間放置された車両の移動等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、河川法の一部を改正する法律案は、計画高水流量を超える洪水に耐えることができる高規格堤防の整備の推進を図るため、高規格堤防特別区域において工作物の新築等に対する規制を緩和するとともに、河川管理者は高規格堤防が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合に、他人の土地において原状回復措置等をとることができることとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

河川法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

要旨

本法律案は、計画高水流量を超える洪水に耐えることのできる高規格堤防の整備の推進を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、河川管理者は、高規格堤防の敷地のうち通常の利用に供することができる土地の区域を高規格堤防特別区域として指定する。

二、高規格堤防特別区域内の土地においては、一定の工作物の新築等について、河川管理者の許可を要しないとするとともに、河川管理者は、許可の申請に係る行為が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り許可しなければならぬものとする。

三、河川管理者は、高規格堤防が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、他人の土地において、高規格堤防を原状に回復する措置等をとることができるとする。

委員長報告

前ページ参照

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

要旨

本法律案は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進して都市環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、現行の五箇年計画に引き続き、新たに平成三年度を初年度とする下水道整備五箇年計画を策定しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、現行の五カ年計画に引き続き、新たに平成三年度を初年度とする下水道整備五カ年計画を策定しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

ます。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○予算委員会

・予算(一一件)

番号	件名	提出月	参議院		衆議院		備考	
			委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	
1	平成二年度一般会計補正予算(第1号)	二、 一三、一〇	二、 一三、一〇 (予)	可決 二、 一三、一七	否決 二、 一三、一七	二、 一三、一〇	二、 一三、一三 可決	衆へ返付 衆両院協議会請求 一、二、一七
2	平成二年度特別会計補正予算(特第1号)	一三、 一〇	一三、 一〇 (予)	可決 一三、 一七	否決 一三、 一七	一三、 一〇	一三、 一三 可決	両院協議会成案を得ず 憲法第六〇条第二項の 規定により衆の議決が 国会の議決となる
3	平成二年度政府関係機関補正予算(機第1号)	一三、 一〇	一三、 一〇 (予)	可決 一三、 一七	否決 一三、 一七	一三、 一〇	一三、 一三 可決	衆へ内閣修正要求 衆承諾 衆へ返付 衆両院協議会請求 三、二、二五
4	平成三年度一般会計予算	三、 一、二五	三、 一、二五 (予)	否決 三、 一〇	否決 三、 一〇	一、 二五	三、 一四 可決	衆承諾 衆へ返付 衆両院協議会請求 四、一一 両院協議会成案を得ず 憲法第六〇条第二項の 規定により衆の議決が 国会の議決となる
5	平成三年度特別会計予算	一、 二五	一、 二五 (予)	否決 一、 二五	否決 一、 二五	一、 二五	一、 二五 可決	衆承諾 衆へ返付 衆両院協議会請求 四、一一 両院協議会成案を得ず 憲法第六〇条第二項の 規定により衆の議決が 国会の議決となる



平成二年度一般会計補正予算（第1号）（閣予第一号）

平成二年度特別会計補正予算（特第1号）（閣予第二号）

平成二年度政府関係機関補正予算（機第1号）（閣予第三号）

#### 委員長報告

ただいま議題となりました平成二年度補正予算三案の委員会における審査の経過ならびに結果を御報告申し上げます。

一般会計予算の補正は、歳出について、災害復旧等事業費、給与改善費等、予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について措置することとし、歳出の追加総額は二兆五千二百一十億円となっております。

他方、規定経費の節減によって二千四百一億円の修正減少を行っておりますので、歳出の純追加額は二兆二千八百十億円となります。

歳入につきましては、最近までの収入実績を勘案し、租税及び印紙収入一兆一千二百七十億円の増収を見込むとともに、前年度剰余金四千六百八十二億円の受け入れを計上し、公債金については、四条公債七千五百億円の追加発行を行うこととしております。

本補正の結果、平成二年度補正後予算の総額は、歳入歳

出とも当初予算に二兆二千八百十億円を追加し、六十八兆五千七百七十八億円となっております。

また、一般会計予算の補正に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計など十八特別会計予算と国民金融公庫など四政府関係機関予算について所要の補正が行われております。

補正予算三案は、十二月十日国会に提出され、翌十一日、橋本大蔵大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って、十二月十四日及び十七日の二日間、海部内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、国政全般にわたり熱心な質疑が行われました。

以下、質疑の若干につきその要旨を簡単に申し上げます。

「本補正に計上されている一千三百億円の多国籍軍支援の湾岸平和基金拠出金は、計上の法的根拠があいまいであり、財政節度の上で問題ではないか。こうした巨額な財政支出を伴い、かつ政治的に重要な交換公文は、国会の承認を求めるべきではないか。また、拠出金の使途についても軍需物資調達の懸念すらあるのではないか。特例公債依存脱却後の第二段階の財政再建を推進しなければならぬのに、本補正において、建設公債を七千五百億円も増発したのはなぜか。これでは、第二段階の財政再建は困難になっ

たのではないか。」との質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに関係各大臣から、「湾岸平和基金拠出金については、既に当初予算で認められた予備費の支出に当たって、交換公文を結び、第一段階の拠出を実行している。今回の拠出金も、本補正予算の成立を待って、交換公文を改めて締結することとしている。国会の承認を得た予算の範囲内で行う拠出取り決めの交換公文を改めて国会に提出、承認を得ることは考えていない。また、拠出金の使い方については、軍需物資の調達要請は全く来ていないし、物資協力及び輸送協力に限っている。拠出金の使途を決める運営委員会には、日本のサウジアラビア大使が参加している。ので、我が国の方針に反する基金の使い方はありえない。今回の補正は、大幅な税収増が期待できない経済状況の下で、災害の多発、給与改善費が昭和四十九年度以来の多額にのぼり、さらに湾岸危機による追加支出など、補正要因が多かった。政府は、既定経費の節減に努めたが、公債発行対象経費が七千七百億円にのぼることになり、結局、七千五百億円を建設公債の増発で対応せざるを得なかった。特例公債から脱却できても、百六十四兆円の国債残高を抱え、国債費が歳出の二割を超える現状では、景気の落ち込みに伴って税収が鈍化すると再び特例公債依存に陥る危険

がある。こうした我が国財政の脆弱性を脱し、財政の弾力性を取り戻すためには、建設公債の発行縮減に今後一層の努力をしなければならぬ。来年度予算は、厳しい財政事情の中で、今回の、建設公債の増発を謙虚に受けとめ、財政健全化に向け一層の努力をしていきたい。」との答弁がありました。

質疑はこのほか、イラクのクウェート侵攻に関する諸問題、次期防衛力整備計画、ガット・ウルグアイ・ラウンド、対ソ緊急援助、子供の権利条約批准、スポーツ振興と基金の創設、今後の景気動向についてなど、広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して國弘委員が反対、自由民主党を代表して杳掛委員が賛成、公明党・国民会議を代表して及川委員が反対、日本共産党を代表して吉岡委員が反対、連合参議院を代表して粟森委員が反対の旨、それぞれ意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、可否同数となりましたので、国会法第五十条後段の規定により、委員長は、平成二年度補正予算三案を、いずれも原案どおり可決すべきものと決

定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

平成三年度一般会計予算（閣予第四号）

平成三年度特別会計予算（閣予第五号）

平成三年度政府関係機関予算（閣予第六号）

#### 委員長報告

ただいま議題となりました平成三年度予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

平成三年度予算三案の内容及び衆議院段階で行われまして内閣修正については、既に橋本大蔵大臣から財政演説並びに予算修正についての報告でそれぞれ説明されておりまして、これを省略させて頂きます。

平成三年度予算三案は、一月二十五日国会に提出され、一月三十日に大蔵大臣から趣旨説明を、三月一日に予算修正の説明を聴取し、衆議院からの送付を待って、三月十九日から審査を行って参りました。

以下、質疑のうち、主なもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず外交問題につきまして、「湾岸戦争は終結を迎えた

が、この間の、海部内閣の米国追隨の支援行動は、国際責務を果たしたことはないのではないか。我が国は、湾岸紛争の平和回復に巨額の資金協力を行ったにもかかわらず、人的貢献を欠いたため、国際貢献を果たさなかった国との国際批判が聞かれる。緊急に人的貢献の制度を整備して、国連中心の平和維持活動に貢献し、世界の信頼に応えるべきではないか。ソ連のゴルバチョフ大統領の来日という、歴史的事実を日ソ関係の改善にどう生かして行くのか。北方領土の四島一括返還の我が国の主張に変更はないか。また、ソ連に対する三兆円の援助構想は、北方領土との取引材料とされているとの報道について、真意を伺いたい。」との質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに中山外務大臣から「湾岸の平和回復の協力は、国連決議に従った行動である。米国をはじめとする二十八カ国からなる多国籍軍の武力行使は、国連安全保障理事会の度重なる決議に基づくものであり、イラクのような武力による他国への侵略を二度と許してはならないという、国際社会の一員としての立場に立って、多国籍軍への援助を行ったものである。日本の湾岸支援の在り方については、日本とすることができる限りの資金協力や物資協力を行ってきたところであり、ブッシュ大統領もこうした努力に高い評価を示し

ているが、議会筋に批判の声があることも事実である。また人的貢献については国連平和協力法案の廃案を厳しく受け止め、自民、公明、民社三党間の覚書を踏まえ、国際協力の成案を得るべく努力しており、国際社会の一員として応分の責任を果たすという考え方に立ってこれを進めて行きたい。ゴルバチョフ大統領の来日は、ソ連の元首としては最初のこと、隣国との友好関係をつくり上げるうえで、大いに歓迎したい。日ソ間には、領土問題と平和条約という解決しなければならない大きな問題があり、大統領の訪日を機に、双方の努力によって解決の方途を求め、真に新しい友好関係を作り上げる突破口としたいと考えている。

北方領土の返還について、政府としては、齒舞、色丹二島の返還は、一九五六年の日ソ共同宣言の時点で、既に解決済みという認識に立ち、国会決議を尊重しながら、四島一括返還を強く主張してきたところであり、この基本原則を堅持し事に当る。東西の冷戦関係が終結し、ソ連国内ではペレストロイカが進められているが、自由と民主主義の価値観を共有できるなら、我が国として協力、支援を進めることに問題はない。ましてや、北方領土の返還を取引条件とするとか、買い取るとかいうことは、相手に失礼であり、そのような考え方は毛頭ない。」との答弁がありました。

また「湾岸戦争後の復興支援に対する我が国の対応方針を示されたい。イラクへの武器輸出が戦争の要因であった教訓を、今後の軍縮ともからめどう生かしていくのか。」との質疑に対し、海部内閣総理大臣から「湾岸地域に対する我が国の協力は、この地域の関係国の協議結果とイニシアチブを尊重しながら、どういう要請があるのかを踏まえて、対応すべきであると考えている。当面は、イラクによる原油流出汚染、油井炎上等の環境破壊に対する技術援助を緊急に行うこととしている。さらに、中長期的には、中東の恒久和平のため、軍備管理・軍縮について、我が国の役割があると考え、ミサイル関連技術の輸出に関する国際会議を東京で開き、五月には、京都で軍備管理、軍縮を含めた世界会議を国連協調のもとで進めることにしている。

国際的な軍縮については、ミサイルの移転は言うに及ばず、核兵器や生物兵器の拡散防止、所有、製造の禁止に向け努力していく必要があるが、通常兵器については、それぞれが、それぞれに固有の自衛権があり、複雑な問題があると思うが、透明性、公開性を明らかにして、国連の場を通じその枠組みを打ち立てることが大切であると考えている。」との答弁がありました。

経済問題につきまして「景気の減速を示す指標が増え、

先行きが懸念されるが、政府は景気の現状をどう見ているか。金融緩和に向け政策転換が待望されているが、転換できる条件を示されたい。国民の間に持てる者と持たざる者との格差を拡大させたバブル経済は、政府の経済・金融政策が引き起こした失政ではないか。」との質疑があり、これに対し、越智経済企画庁長官及び橋本大蔵大臣並びに三重野日本銀行総裁から「最近の景気の現状については、多少弱目の指標が増えつつあり、景気は緩やかながら減速過程に入っているものと考ええる。しかし個人消費は堅調で、設備投資も三年度政府見通しの六・八パーセントの伸びは可能と見ている。湾岸戦争の終結による先行き不透明感も解消しつつあるので、景気は依然ならかな拡大局面を続けるものと判断している。金融政策は為替、景気、物価、海外情勢等の総合判断であり、金融緩和の具体的条件を示すことは難しい。当面、景気は大きく屈折するとは考えていないので、金融政策のスタンスは、これまでの政策効果の浸透を見守って行く考えである。昭和六十年九月のプラザ合意以降の政府の政策選択は、戦後二番目の息の長い景気の拡大につながっており、基本的には誤りはなかったと思っている。しかし金融緩和の局面において、副次的な問題として、バブル現象が出現したことも事実で、金融に實

任がないとは言えないと思っている。」との答弁がありました。

財政問題につきまして『平成三年度予算は防衛費突出、社会保障費後退の予算となっており、国際的な防衛費の削減と国内的な高齢化社会への対応の要請に逆行し、今日の課題に適切に対応した予算にはなっていないのではないかと。生活関連社会資本整備に重点配分すると公約しながら、公共事業費の配分率は、ほとんど変わっていないではないか。配分率の変更には、これまでの公共事業のあり方を、抜本的に改めるとともに、特定財源の見直しが必要ではないか。』との質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに橋本大蔵大臣から「防衛費と社会保障費を伸び率で見ると御指摘の通りであるが、金額で比較すると、防衛費は二千二百六十七億円の増加に対し、社会保障費は五千九百七十四億円も増やしているなど、内外の情勢変化に即応し、国民生活の安定向上に資するよう、限られた経費を適切に配分計上した。生活関連社会資本整備に向けて目に見えるほど、公共事業費の配分率が変わっていないという指摘はその通りであるが、我が国は欧米に比して、社会資本の整備が総体的に遅れているため特定分野のみ非常に大きなウェイトをかけるということではでき難い実態にあることも

御理解願いたい。特定財源の有無が公共事業の進捗を直ちに左右するものではなく、財政硬直化の一因ともなりかねない点は、十分注意しなければならぬ。要は、生活関連公共事業の、円滑な実施を可能ならしめるような、予算措置をいかに講じて行くかにあたるので、今後ともこの方向で鋭意努力したい。」との答弁がありました。

税制につきまして「地価税の創設が予定されているが、税率が〇・三パーセントと低いうえ、課税対象面積が千平方メートル以上、基礎控除十億円などとなっており、地価抑制効果はないのではないか。これでは、地価高騰で住宅が持てない庶民感覚と大きく乖離し、土地神話の打破もできないのではないか。」との質疑があり、これに対し関係各大臣から「地価税は、土地に対する税負担の公平を確保し、資産としての有利性を縮減するため、土地の資産価値に応じた負担をお願いするもので、小規模な土地への課税や、経済に与える影響、個々の納税者の負担への配慮など、総合的に勘案しており、国民生活の実態に応じた適切なものであると考えている。最も肝心なことは、土地神話をどう崩すかにあり、この役割を地価税のみに求めても無理がある。固定資産税の評価の適正化・均衡化、譲渡課税負担の適正化、農地課税の見直しなど、土地の保有、譲渡、取

得の各段階にわたる税制の総合的、抜本的な見直しのほか、土地の有効利用、土地取引の規制、宅地の供給促進、土地関連融資規制など、もろもろの施策を総合的に実施することによって、その効果を上げるようにしたい。」との答弁がありました。

社会保障問題につきまして「今回の老人保健制度の改正は、医療費の増加にスライドして、老人の診療費が引き上げられるなど、高齢者切り捨てではないか。政府は、高齢者保健福祉推進十カ年戦略に基づき、高齢者の施策を進めているが、計画最終年において、需要に対する受け入れ側の対応水準は北欧並みになるのか。」との質疑があり、これに対し海部内閣総理大臣並びに下条厚生大臣から「老人保健制度の改正は、高齢者のために安定した保険制度を、将来とも維持して行こうとするもので、高齢者の増加、医療水準の向上等で医療費が増加する一方、支払いが稼働能力のある若い人にかかってくるので、負担者と受益者の負担の公平と、世代間の分かち合いを考えた措置である。スライドの導入は、一人当たり医療費の伸びに合わせ、政府の裁量の余地が入らないよう、法定主義で実施することとしているので、是非御理解願いたい。高齢者保健福祉十カ年戦略は、その目標達成に向け、鋭意推進に努力中であ

る。老人福祉水準の外国との比較は、同居率や社会的条件に違いがあり困難であるが、この十カ年戦略によって、寝たきり等の介護を必要とする状態になっても、ホームヘルパーやデイサービスなどの在宅福祉サービスが十分に利用でき、また在宅で介護できない状態になった場合には、特別養護老人ホームや老人医療施設などに、入所できる体制が十年後には整うことになっており、安心した老後を送ることができ環境整備が図られるものと考えている。」との答弁がありました。

最後に、海部内閣の政治姿勢につき、「海部総理の政治は、湾岸戦争を平和回復活動と言い、自衛隊の海外派兵を派遣だと言い、さらに自衛隊の海外出動はできないと言っておりながら、一転して、特例政令を作って、できると言うなど、事実をおおい隠したり、方針が猫の目のように変わり、政治理念と決断が欠けているのではないか。政治生命をかけると公約した政治改革は、約束の昨年十一月の議会開設百年の節目に間に合わず、自民党総裁としての任期も半年余りにせまっているが、任期中に実行できるのか。」との質疑があり、これに対し海部内閣総理大臣から「湾岸問題では、国連決議に従って二十八カ国の多国籍軍がクウェート解放のため、武力の行使を決断したということは、

従来の戦争というよりも、国際社会の総意に基づく平和回復活動であって、物事を現象面でのみとらえるのではなく、物事の原理原則に立って対処する決意を述べたものである。政治改革については、選挙制度審議会から累次の答申を頂き、議会開設百年の記念の年に大きな節目をつけるため、自民党においては、党議決定を完了し、目下、成案を得るべく作業中であり、政府は、これを見守ると同時に、議員の身分にかかわることなので、野党側からも建設的な御意見を頂きたい。任期中の達成については、できるだけ早く国会に改革案を提出したいと考えているので、御賛成、御協力を頂ければ任期中に成立すると信じている。」との答弁がありました。

そのほか「米国の米輸入自由化要求問題への対応」に対し「基礎的食糧である米の自給堅持を基本にガット・ウルグアイ・ラウンドでの交渉で対処したい。」また「子供の権利条約の批准時期」について「国内の対策を進め早期に批准したい。」との答弁がありました。

なお、看護職員の労働条件、多極分散型国土の形成、原発事故、人権の擁護、死刑の廃止、育児休業法案、国連憲章旧敵国条項の削除、など、質疑は広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じま

す。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して角田委員が反対、自由民主党を代表して野沢委員が賛成、公明党・国民会議を代表して片上委員が反対、日本共産党を代表して吉岡委員が反対、連合参議院を代表して粟森委員が反対、民社党・スポーツ・国民連合を代表して寺崎委員が反対の旨それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成三年度予算三案は、賛成少数をもっていずれも否決すべきものと決定致しました。以上、御報告申し上げます。

平成二年度一般会計補正予算（第2号）（閣予第七号）

平成二年度特別会計補正予算（特第2号）（閣予第八号）

#### 委員長報告

ただいま議題となりました平成二年度補正予算第2号二案の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正は、湾岸地域における平和回復活動に対する我が国の支援を実施するため、湾岸平和基金拠出金の追加

計上を行うこととしており、歳出の追加総額は一兆一千七百億円となっております。

他方、既定経費の節減、予備費の減額によって三百六十億円の修正減少を行っておりますので、歳出の純追加額は一兆一千三百三十四億円となっております。

歳入につきましては、その他収入一千六百四十五億円の増収を見込むとともに、湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律に基づく臨時特別公債九千六百八十九億円の発行を行うこととしております。

本補正の結果、平成二年度第二次補正後予算の総額は、歳入歳出とも第一次補正後予算に一兆一千三百三十四億円を追加し、六十九兆六千五百十二億円となっております。

また、一般会計予算補正等に関連して、国債整理基金特別会計及び外国為替資金特別会計について所要の補正が行われております。

補正予算二案は、二月二十五日国会に提出され、二十八日衆議院からの送付を待って三月一日橋本大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、四日、五日の二日間、質疑を行いました。

補正予算に直接かわる質疑として、「本補正計上の湾岸平和基金拠出金九十億ドルの積算根拠を明らかにされた。臨時特別公債償還のための財源として、法人税と石油税を選んで臨時増税とする理由は何か。また、償還財源捻出のための歳出削減について、平成三年度予算の修正に係る一千二億円の防衛関係費の削減は、新中期防衛力整備計画二十二兆七千五百億円から同額を減額することになるのか。」との質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに関係各大臣より、「国連決議に基づく湾岸地域の平和回復活動の支援については、我が国は憲法上武力行使に参加することができないので、現時点ででき得るだけの応分の資金協力を行い、国際社会における我が国の責任を果たそうとするもので、世界に占めるGNP比など、我が国の国際的な地位を踏まえながら、総合的に判断し、自主的に決めたものである。臨時特別公債の発行に当たって、政府は、後世に負担を残さないこと第一に考えた。その上で、国民へのサービスを削減すべきかそれとも新たな負担をお願いするかについて、当初は全額を国民負担によって賄うべきと考えたが、最終的には、でき得る限り歳出削減を行い、不足する分を国民に負担をお願いすることにした。増税の税目は、考えに考えた上、国民生活への影響、収納の

確実性、納税者の便宜ということでの二税を選んだものである。防衛関係費一千二億円の減額については、毎年度予算編成の過程で誠実にこれを処置することとしており、結果として、その総額が減額されることになる。また、中期防との関係では、三年後に見直す事項が入っており、今回の減額措置を重要な要素として勘案してまいりたい。」との答弁がありました。

質疑はこのほか、中東湾岸地域の復興支援、自衛隊機の海外派遣にかかわる特例政令、武器輸出の禁止、景気及び物価の見通しなど多岐にわたりますが、詳細は会議録をもって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して竹村委員が反対、自由民主党を代表して野沢委員が賛成、日本共産党を代表して吉岡委員が反対、公明党・国民会議を代表して及川委員が賛成、連合参議院を代表して新坂委員が反対、民社党・スポーツ・国民連合を代表して寺崎委員が賛成の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成二年度補正予算第2号二案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

平成三年度一般会計暫定予算（閣予第九号）

平成三年度特別会計暫定予算（閣予第一〇号）

平成三年度政府関係機関暫定予算（閣予第一一号）

#### 委員長報告

ただいま議題となりました平成三年度暫定予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の暫定予算は、平成三年度予算の年度内成立が困難な事情にありますので、国政運営に支障を来さないよう、四月一日から四月十二日までの期間について編成されたものであります。

暫定予算の編成は、本予算成立までの応急的措置であることにかんがみ、暫定予算期間中における人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費については行政運営上必要最小限の計上にとどめ、新規施策の経費は、教育及び社会政策上の配慮から特に措置することが適当と認められるものを除き、原則として計上しないこととしております。

一方、歳入につきましては、暫定予算期間中の税込及びその他収入を見込むほか、前年度剰余金を計上いたしております。

以上の結果、一般会計暫定予算の規模は、歳入総額一千二百三十一億円、歳出総額五兆四千二百十八億円となつて、五兆二千九百八十七億円の歳出超過となりますが、国庫の資金繰りにつきましては、必要に応じ大蔵省証券を発行することができるとしてあります。

なお、特別会計及び政府関係機関の暫定予算につきましても、一般会計に準じて編成されております。

これら暫定予算三案は、三月二十六日国会に提出され、二十七日、衆議院からの送付を待って、本日、大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後質疑を行いました。

暫定予算に直接かかわる質疑として「暫定予算の制度は新憲法の財政民主主義を貫徹する上で不可欠であり、一日たりとも予算の空白は許されないとこの立場に立って、今回、自民、社会、公明、民社の四党合意が行われた新たな事態を、総理はどう受け止めているか。暫定予算の編成は、必要最小限の義務的経費に限定し、政策的経費の計上は避け、与野党が合意できる内容とすべきであつて、そのために、今後、国会と内閣の間でルールをつくって行くべきではないか」との質問がなされた。

いか。」との質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに橋本大蔵大臣から「財政民主主義の立場からの暫定予算の趣旨は、お説の通りであり、四党合意はたいへん望ましいことで、これを尊重して対処して参りたい。暫定予算の編成は、従来から、国民生活に支障を生じないよう必要最小限の経費を計上することにしており、今後もこれを基本に四党合意を最大限尊重して行く考えである。ただ政策経費については具体的なケースについて現時点で想定できない場合が生じることも否定できないので、その折々に政府の判断で計上し、国会の審議をお願いすることにした。そうした上に暫定予算のより良き慣行がつくり上げられることを期待したい。」旨の答弁がありました。

質疑はこのほか北方領土の返還、経済動向、湾岸戦争後の避難民対策、幕張メッセでのアメリカ産米展示撤去問題など多岐にわたりますが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党吉岡委員から反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成三年度暫定予算三案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○決算委員会

・予備費等承諾を求めるの件（六件）

件名	院議先	提出月日	参議院			衆議院			備考
			委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	衆	二、二二 二二、二二	二、二二 （予）			三、二五	四、二五	継続審査	
平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	〃	二二、二二	二二、二二 （予）			四、二五	四、二五	継続審査	
平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	〃	二二、二二	二二、二二 （予）			四、二五	四、二五	継続審査	
平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	〃	二二、二二	二二、二二 （予）			四、二五	四、二五	継続審査	
平成二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	二、二六 三、	二、二六 （予）			四、二五	四、二五	継続審査	
平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	〃	二、二六	二、二六 （予）			二、二六	二、二六	継続審査	

・決算その他（一〇件）

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		委員会付託	委員会議決	委員会付託	委員会議決	
昭和六十二年一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年特別会計歳入歳出決算、昭和六十二年国稅収納金整理資金受払計算書、昭和六十二年度政府關係機關決算書	昭和六三、 一一、三〇 (第百十四回国会)	平成二、 二二、二七	平成三、 四、二二 平成三、 四、二四	平成二、 一一、一〇	委員会議決 本会議議決	第百十四回国会 第百十五回国会 第百十六回国会 大蔵大臣報告 第百十七回国会 第百十八回国会 第百十九回国会 未了 続
昭和六十二年度国有財産増減及び現在額總計算書	平成元、 一一、二七 (第百十四回国会)	二、二七	四、二二 四、二四	一一、一〇	委員会付託 本会議議決	第百十四回国会 第百十五回国会 第百十六回国会 第百十七回国会 未了 続
昭和六十二年度国有財産無償貸付状況總計算書	一一、二七 (第百十四回国会)	二、二七	四、二二 四、二四	一一、一〇	本会議議決	第百十四回国会 第百十五回国会 第百十六回国会 第百十七回国会 未了 続
昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十三年度国稅収納金整理資金受払計算書、昭和六十三年度政府關係機關決算書	一一、二五 (第百十七回国会)	二、二一	本会議議決	一一、一〇	委員会議決 本会議議決	第百十七回国会 第百十八回国会 第百十九回国会 未了 続
昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為總調書	一一、二五 (第百十七回国会)	一一、一〇	本会議議決	一一、一〇	委員会議決 本会議議決	第百十七回国会 第百十八回国会 第百十九回国会 未了 続
昭和六十三年度国有財産増減及び現在額總計算書	二、一九 (第百十七回国会)	一一、一〇	本会議議決	一一、一〇	委員会議決 本会議議決	第百十七回国会 第百十八回国会 第百十九回国会 未了 続
昭和六十三年度国有財産無償貸付状況總計算書	一、一九 (第百十七回国会)	一一、一〇	本会議議決	一一、一〇	委員会議決 本会議議決	第百十七回国会 第百十八回国会 第百十九回国会 未了 続

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		委員会付託	委員会議決 本会議議決	委員会付託	委員会議決 本会議議決	
平成元年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度特別会計歳入歳出決算、平成元年度国税収納金整理資金受払計算書、平成元年度政府関係機関決算書	二、 一一、二一	三、 四、二四	継続審査	三、 四、二五	継続審査	三、四、二四 大蔵大臣報告
平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書	三、 一、二九	一、二九	継続審査	一、二九	継続審査	
平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、二九	一、二九	継続審査	一、二九	継続審査	

昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十二年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十二年度政府関係機関決算書（第百十四回国会提出）

昭和六十二年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百十四回国会提出）

昭和六十二年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百十四回国会提出）

#### 委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十二年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

昭和六十二年度決算は、昭和六十三年十二月三十日国会に提出され、平成元年十二月十三日当委員会に付託となり、また、昭和六十二年度国有財産関係二件は、平成元年一月二十七日国会に提出され、同日当委員会に付託となりました。

当委員会は、本件決算外二件を一括議題とし、国会の議決した予算が法規に基づき、厳正かつ効率的に執行されたかどうかを審査し、あわせて政府施策の全般について、広

く国民的視野から実績批判を行い、その結果を将来の予算策定およびその執行に反映させるべきであるとの観点に立ち、審査を行って参りました。

全省庁を対象に、十一回に及んだ委員会質疑では、昭和六十二年度税収見積と決算額の乖離、公共事業費の繰越と予算執行の適正化、廃棄物処理の現状と抜本策の必要性、国有林野事業特別会計の建て直し、ODA検査機能の拡充強化、土地利用計画と地価対策、原子力船「むつ」の問題点、公務員の綱紀粛正、わかりやすい決算表示などについて論議が交わされましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

従来、決算の議決方式は、第一に決算を是認する、第二に内閣に警告するからなっておりますが、昭和六十一年度決算と同様に、今回も警告につきました意見が一致せず、決算を是認するか否かの議決のみを行うこととなりました。質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して会田理事、公明党・国民会議を代表して猪熊理事、日本共産党を代表して諫山委員、連合参議院を代表して高井委員より、それぞれ本件決算外二件を是認することに反対の旨の意見が述べられ、また、自由民主党を代表して守住理事より、本件決算外二件を是認すること

に賛成の旨の意見が述べられました。

討論を終わり、昭和六十二年度決算、昭和六十二年度国有財産関係二件を、順次採決に付しましたところ、これら三件は、いずれも多数をもって是認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議院運営委員会

・衆議院議員提出法律案（四件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院へ 提出	参議院			衆議院		備考
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	
1	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	議長 (二二、一一、一八)	二二、一八	二二、一八	二二、一八 (予)	二二、一八 可決	二二、一八 可決	二二、一八 可決	二二、一八 可決	
2	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	議長 (二二、一一、一八)	二二、一八	二二、一八	二二、一八 (予)	二二、一八 可決	二二、一八 可決	二二、一八 可決	二二、一八 可決	
10	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	議長 (三三、三三、二七)	三三、二七	三三、二七	三三、二七 (予)	三三、二八 可決	三三、二八 可決	三三、二七 可決	三三、二七 可決	
18	国会法の一部を改正する法律案	議長 (五、七)	五、七	五、七	五、七 (予)	五、八 修正	五、八 修正	五、七 可決	五、八 可決	衆議院 三、五、八 衆議院 五、八 衆議院 八

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一号）

#### 要旨

本法律案は、特別職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員に支給される期末手当の算定の基礎額について、加算割合を百分の二十五から百分の四十五に引き上げることとし、平成二年四月一日から適用しようとするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、特別職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員に支給される期末手当の算定の基礎額について、加算割合を百分の二十五から百分の四十五に引き上げることとし、本年四月から適用しようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改

正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与についても、本年四月にさかのぼって、その給料月額を引き上げるとともに、期末手当及び勤手当算定の基礎額の加算等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二号）

#### 要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額の改定等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、給料月額を引き上げる。

二、期末手当及び勤勉手当算定の基礎額について、一般職公務員の期末手当及び勤勉手当に関する加算措置と同様の措置を講ずる。

三、本法律は、公布の日から施行し、平成二年四月一日か

ら適用する。

#### 委員長報告

前ページ参照

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一〇号）

#### 要旨

永年在職表彰議員特別交通費の月額を、本年四月から三十万円（現行二十五万円）に改める。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御報告いたします。

本法律案は、本年四月から、永年在職表彰議員特別交通費の月額を二十五万円から三十万円に改めようとするものであります。

委員会に起きましたは、審査の結果、多数をもって可決すべきものと決定致しました。

以上、御報告申し上げます。

国会法の一部を改正する法律案（衆第一八号）

#### 要旨

本法律案は、衆議院の社会労働委員会について、これを厚生委員会と労働委員会とに分けることとし、第二百二十一回国会の召集の日から施行することとするものである。

#### 修正要旨

参議院の社会労働委員会について、これを厚生委員会と労働委員会とに分けることとするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案について、議院運営委員会における審査の経過及び結果をご報告いたします。

本法律案は、国会法第四十一条第二項に規定されております、衆議院の社会労働委員会について、これを厚生委員会と労働委員会とに分けることとするものでありまして、第二百二十一回国会の召集の日から施行することといたして

おります。

委員会におきましては、まず、提出者の衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取いたしました。

引き続き、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の各派を代表して高木理事より、第四十一条第三項について、参議院の社会労働委員会を厚生委員会と労働委員会とに分けることとする旨の修正案が提出されました。

採決の結果、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

○環境特別委員会

・内閣提出法律案（一件）

91	番号	件名	衆議院	提出日	参議院	衆議院	衆議院	備考
		鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案	衆議院	三、四、一二	三、四、一二 (子)	三、四、二四	三、四、二四	
					委員会付託	委員会付託	委員会付託	
					委員会議決	委員会議決	委員会議決	
					本会議議決	本会議議決	本会議議決	
					環境	環境	環境	
					可決	可決	可決	
					可決	可決	可決	

<p>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案（閣法第九一号）</p> <p>要旨</p> <p>本法律案は、鳥獣の保護繁殖を図るため、狩猟鳥獣の捕獲のための使用を禁止されている網又はわなのうち、その使用により鳥獣の保護繁殖に重大な支障を及ぼすものにつき、鳥獣の捕獲の用に供する目的の所持並びに販売及び頒布をすることを規制する等の措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。</p>	<p>一、狩猟鳥獣の捕獲のための使用を禁止されている網又はわなのうちその使用により鳥獣の保護繁殖に重大な支障を及ぼすもの（特定猟具）は、鳥獣の捕獲の目的で所持してはならない。ただし、特別の事由により環境庁長官の特定猟具の使用の許可を受けた者が鳥獣の捕獲の目的で所持する場合はこの限りでない。</p> <p>二、特定猟具は、販売し、又は頒布してはならない。ただし、特別の事由により環境庁長官の当該特定猟具の使用の許可を受けた者に対する場合及び輸出される特定猟具をあらかじめ環境庁長官に届け出た場合はこの限りでない。</p>
---	--

- い。
- 三、その他所要の規定の整理を行う。
- 四、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、鳥獣の保護繁殖を図るため、狩猟鳥獣の捕獲のための使用を禁止されている網、又はわなのうち、その使用により鳥獣の保護繁殖に重大な支障を及ぼすものを、環境庁長官の許可を受けた場合等を除き、鳥獣の捕獲の目的をもって所持、販売及び頒布してはならないこととするものであります。

委員会におきましては、かすみ網による密猟者の取り締まり体制、かすみ網の輸出規制の効果、野鳥保護のための啓発活動等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ました。  
以上、御報告申し上げます。

○沖繩及び北方問題に関する特別委員会  
 ・衆議院議員提出法律案（一件）

14	番号																				
	件名	沖繩県における駐留軍用地等の返還及び駐留軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置法案		提出者 (月日) 上原康助君 外七名 (三、四、二四)		予備送付 付月日 三、 四、二六		本院へ提出		参議院		衆議院		備考							
				三、 四、二六 (予)						委員会付託		委員会付託									
										委員会議決		委員会議決									
										本院議決		本院議決									
				内閣		三、 四、二六				委員会付託		委員会付託									
				継続審査						委員会議決		委員会議決									
										本院議決		本院議決									

○賀詞案起草に関する特別委員会

件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
賀詞案起草の件 (立太子の礼につき天皇陛下並びに皇太子殿下に奉呈する賀詞案)			三、二、一三	三、二、一三	三、二、一三 可決	

<p>天皇陛下にささげる賀詞</p> <p>天皇陛下におかせられましては きょうの佳き日を選ばせられて ここに</p> <p>皇太子殿下の立太子の礼をあげさせられますことは 国民のひとしく歓喜にたえないとあります</p> <p>ここに参議院は国民の至情を代表して 院議をもって恭しく慶賀の誠を表します</p> <p>皇太子殿下にささげる賀詞</p> <p>皇太子殿下には きょうの佳き日にあたり 立太子の礼をあげさせられますことは 国民のひとしく歓喜にたえないところでもあります</p>	<p>国民こぞって敬愛申し上げる殿下には いよいよ仁徳を積みませられ もって内外の信望にこたえられますよう祈ってやみません</p> <p>ここに参議院は国民の至情を代表して 院議をもって恭しく慶賀の誠を表します</p> <p>委員長報告</p> <p>賀詞案起草に関する特別委員会における賀詞案起草の経過及び結果につきまして御報告申し上げます。</p> <p>天皇陛下におかせられましては、来る二月二十三日のよき日に、皇太子殿下の立太子の礼を挙げさせられます。まことに慶賀の至りにたえません。</p>
---	--

先ほどの本会議におきまして指名されました特別委員は、直ちに会議を開き、委員長の互選を行いましたところ、委員長に私、伊江朝雄が互選されました。

引き続き、天皇陛下並びに皇太子殿下にささげる賀詞案の協議に入りました。

案文の起草に当たりましては、このたびのご盛典にふさわしい賀詞を作成することに努めまして、慎重に協議いたしました。

その結果、次のような成案を得た次第でございます。賀詞案を朗読いたします。

#### 天皇陛下にささげる賀詞(案)

天皇陛下におかせられましたは きょうの佳き日を選ばせられて ここに

皇太子殿下の立太子の礼をあげさせられますことは 国民のひとしく歓喜にたえないところであります

ここに参議院は国民の至情を代表して 院議をもって 恭しく慶賀の誠を表します

#### 皇太子殿下にささげる賀詞(案)

皇太子殿下には きょうの佳き日にあたり 立太子の礼をあげさせられますことは 国民のひとしく歓喜にたえないところであります

国民ごぞって敬愛申し上げる殿下には いよいよ仁徳を積ませられ もって内外の信望にこたえられますよう祈ってやみません

ここに参議院は国民の至情を代表して 院議をもって 恭しく慶賀の誠を表します

以上でございます。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます、報告を終わる次第でございます。





1	号 番
北方領土問題の解決促進に関する決議案	件 名
田沢智治君 外 八 名	提 出 者
三、 四、 九	提 出 月 日
	委員会付託
	委員会議決
可 決	本会議議決 三、四、九
	備 考

北方領土問題の解決促進に関する決議

我が国固有の領土である齒舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の返還は、国民すべての悲願である。しかるに、戦後四十五年を経た今日においてもなお、北方領土問題は、依然未解決であり、日ソ両国間に平和条約が締結されていないことは、誠に遺憾である。

日ソ両国関係の抜本的改善は、両国関係のみならず、アジア・太平洋地域、ひいては世界全体の平和と安定に寄与するものと確信する。そのためには北方領土問題を解決し平和条約を締結することが、不可欠である。

このたびのゴルバチョフソ連邦大統領の訪日は、同国最高指導者として初めてのことであり、これを歓迎すると

もに、同大統領の訪日が日ソ関係の抜本的改善のための突破口となることを期待する。

政府は、日本国民の総意と心情に応えるため、北方領土問題に関する我が国の基本方針に基づき、両国最高首脳の間直接対話を精力的に行い、北方領土の返還を実現して、平和条約を締結し、日ソ間に真の安定的な平和友好関係を確立するよう全力を傾注すべきである。

右決議する。

# 四、請願の審議経過

1 請願件数表

計	委員															員		会		備考							
	土地問題	沖繩北方	選挙制度	環境	科学技術	議院運営	予算	建設	通信	運輸	商工	農林水産	社会労働	文教	大蔵	外務	法務	地方行政	内閣		委員会	付託	採択	不採択	未了	採択	本会議
三四三三	三	七	四	一〇七	三九	二六	七三	四七	七	一〇一	四六	三八	一四七五	三三〇	五一	二五五	六〇〇	三三二	一九二	〇	六二	〇	〇	〇	一三〇	六二	
五五八	〇	七	〇	二一	〇	〇	〇	二	〇	八九	一一	一	二九八	一二	〇	二〇	三五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二八七五	三	〇	四	八六	三九	二六	七三	四五	七	一二	三五	三七	一一七七	三一八	五一	二三五	五六五	三三二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五五八	〇	七	〇	二一	〇	〇	〇	二	〇	八九	一一	一	二九八	一二	〇	二〇	三五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
提出総数は三四三五件、取下げ二件															意見書付八九												

2 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会

六二件

恩給制度の充実・改善に関する請願（第四一六号外一件）

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願（第一四九五号外三八件）

旧満洲航空株式会社職員を恩給法令に外国特殊機関職員として追加規定することに関する請願（第一七四四号外六件）

山西省残留犠牲者の救済措置に関する請願（第二〇二二号外九件）

中国山西地区残留同胞の現地復員処理無効確認と是正に関する請願（第二〇二三号）

元日赤及び元陸海軍従軍看護婦慰勞給付金未受給者に対する処遇に関する請願（第二四五五号外二件）

○法務委員会

三五件

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に

関する請願（第二二二三号外三四件）

○外務委員会

二〇件

「児童の権利に関する条約」の批准に関する請願（第四一一号外二件）

朝鮮民主主義人民共和国との国交回復早期実現に関する請願（第四二七号外一件）

「子どもの権利条約」の批准と実行に関する請願（第一七四三号外九件）

「子どもの権利に関する条約」の早期批准に関する請願（第一八八九号）

日朝国交正常化の早期実現に関する請願（第一八九一号外一件）

「子どもの権利条約」の早期批准に関する請願（第二七二二号外一件）

○文教委員会

一二件

学校事務職員・栄養職員給与費への義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願（第一一三号外三件）  
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願（第四二二号外一件）

青少年の健全育成を阻害するおそれのある図書等追放対策の強化に関する請願（第一〇〇九号）

私学助成制度の充実強化に関する請願（第一〇四八号）

有害図書等追放対策の強化に関する請願（第一四五〇号外一件）

青少年健全育成のためのコミック雑誌等有害図書の追放に関する請願（第二一五三号）

子供向けポルノコミック撲滅の法制化に関する請願（第二九六七号）

#### ○社会労働委員会

二九八件

保育所制度の充実に関する請願（第四号外三七件）

保育制度の拡充、改善に関する請願（第八号外七六件）

自治体のごみ焼却施設から出るダイオキシンの濃度

測定に関する請願（第二〇七号）

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願（第二一〇号外二件）

看護婦等の確保対策の充実強化に関する請願（第四一七号外一件）

造血機能障害者対策の充実に関する請願（第五七〇号）

老人ホームの整備に対する助成措置の改善に関する請願（第一〇〇四号）

看護職確保に関する請願（第一〇〇六号）

保育料徴収金制度の改善に関する請願（第一〇〇七号）

公的骨髄バンクの早期実現に関する請願（第一三六号外五九件）

建設産業労働者の後継者養成制度の拡充に関する請願（第一六九六号外一件）

理学療法士及び作業療法士の養给力拡充に関する請願（第一七〇〇号外一件）

国立腎（じん）センター設立に関する請願（第一八八八号外一件）

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

(第一九二二号外四八件)

軟骨異栄養症の患者の医療向上に関する請願(第二

二二三号外一〇件)

脊(せき)髄神経治療の研究開発の促進に関する請

願(第二四六四号外二二件)

重度身体障害者の終身療養保護施設の設置に関する

請願(第二四六九号外二二件)

肝炎の予防と治療対策及び医療費公費負担の拡充に

関する請願(第二九七七号)

○農林水産委員会

一件

六甲山系の保安林の保護に関する請願(第三三二二  
号)

○商工委員会

一一件

通商産業省職員的大幅増員に関する請願(第二五〇  
九号外一〇件)

○運輸委員会

八九件

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関  
する請願(第三号外八八件)(意見書付)

○建設委員会

二件

公共投資の拡大による財政対策の充実に関する請願  
(第四二〇号外一件)

○環境特別委員会

二一件

かすみ網による野鳥の密猟の根絶のための鳥獣保護  
及狩猟ニ関スル法律の強化・改正に関する請願(第  
二二三四号外二〇件)

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会

七件

北方領土問題の解決促進に関する請願(第四一三  
号外一件)

北方領土問題解決促進に関する請願(第一〇三七  
号外三件)

北方領土返還促進に関する請願(第一七〇一号)

## 五、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

平成三年

二月二十五日 月曜日

中期防衛力整備計画に関する件について海部内閣総理大臣から発言があった後、池田防衛庁長官から報告を聴いた。

今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件、総理府関係の施策に関する件及び平成三年度内閣、総理府関係予算に関する件について坂本内閣官房長官から、

防衛庁の基本方針に関する件について池田防衛庁長官から、

総務庁の基本方針に関する件及び平成三年度総務庁関係予算に関する件について佐々木総務庁長官から、

平成三年度皇室費に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

中期防衛力整備計画に関する件、ゴルバチョフ・ソ連邦大統領の国会演説に関する件、海上自衛隊掃海艇の海外派遣問題に関する件等について池田防衛庁長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。

四月 十八日 木曜日

○地方行政委員会

平成三年

二月 十九日 火曜日

地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について吹田国務大臣から所信を聴いた。

平成三年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

三月 十五日 金曜日

地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について吹田国務大臣、政府委員、国土庁、農林水産省、環境庁、労働省、厚生省、防衛庁、建設省及び法務省当局に対し質疑を行った。

三月二十六日 火曜日

固定資産税に係る評価等の適正化に関する決議を行った。

四月二十三日 火曜日

平成三年度の地方財政計画に関する件について吹田自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。

四月二十五日 木曜日

地方行財政の拡充強化に関する決議を行った。

○法務委員会

平成三年

二月二十一日 木曜日

法務行政の基本方針について左藤法務大臣から所信を聴いた。

平成三年度法務省及び裁判所関係予算について政府委員及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

三月 七日 木曜日

三月二十六日 火曜日

法務行政の基本方針に関する件について左藤法務大臣、政府委員、外務省、警察庁、最高裁判所及び文部省当局に対し質疑を行った。  
当面の法務行政に関する件（裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）（衆議院送付）と一括議題）について左藤法務大臣、政府委員、最高裁判所、労働省、厚生省、外務省、警察庁及び文部省当局に対し質疑を行った。

○外務委員会

平成三年

四月二十三日 火曜日

日ソ首脳会談について中山外務大臣から報告を聴いた。  
国際情勢等に関する件について中山外務大臣、政府委員、運輸省、外務省、通商産業省、大蔵省当局及び参考人海外経済協力基金理事天野貞夫君に対し質疑を行った。  
クルド人等避難民の救済に関する決議を行った。

○大蔵委員会

平成三年

二月 十二日 火曜日

二月 十八日 月曜日

財政及び金融等の基本施策に関する件について橋本大蔵大臣から所信を聴いた。  
財政及び金融等の基本施策に関する件について橋本大蔵大臣、政府委員、厚生省、文部省当局及び参考人日本銀行理事福井俊彦君に対し質疑を行った。

○文教委員会

平成三年

三月 五日 火曜日

文教行政の基本施策に関する件について井上文部大臣から所信を聞いた。  
平成三年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聞いた。  
派遣委員から報告を聞いた。

三月 七日 木曜日

文教行政の基本施策に関する件について井上文部大臣、政府委員、外務省、防衛施設庁、厚生省及び国土庁当局に対し質疑を行った。

○社会労働委員会

平成三年

二月二十一日 木曜日

厚生行政の基本施策に関する件及び平成三年度厚生省関係予算に関する件について下条厚生大臣から所信及び説明を聞いた。  
労働行政の基本施策に関する件及び平成三年度労働省関係予算に関する件について小里労働大臣から所信及び説明を聞いた。

三月 七日 木曜日

労働行政の基本施策に関する件について小里労働大臣、政府委員、厚生省、文部省、総理府、農林水産省及び労働省当局に対し質疑を行った。

三月二十六日 火曜日

厚生行政の基本施策に関する件について下条厚生大臣、政府委員、労働省、文部省及び外務省当

局に対し質疑を行った。

○農林水産委員会

平成三年

二月 十四日 木曜日

平成三年度の農林水産行政の基本施策に関する件について近藤農林水産大臣から所信を聴いた。

二月二十一日 木曜日

平成三年度の農林水産行政の基本施策に関する件について近藤農林水産大臣、政府委員、厚生省、建設省、労働省及び自治省当局に対し質疑を行った。

三月二十六日 火曜日

畜産物等の価格安定等に関する件について近藤農林水産大臣、政府委員、農林水産省及び厚生省当局に対し質疑を行った。  
畜産物価格及び繭糸価格に関する決議を行った。

○商工委員会

平成三年

二月 十九日 火曜日

通商産業行政の基本施策に関する件について中尾通商産業大臣から所信を聴いた。  
経済計画等の基本施策に関する件について越智経済企画庁長官から所信を聴いた。

平成二年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について梅澤公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

三月 十二日 火曜日

通商産業行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に関する件について中尾通商産業

大臣、越智経済企画庁長官、政府委員及び参考人日本銀行企画局長小島邦夫君に対し質疑を行った。

○運輸委員会

平成三年

二月二十八日 木曜日

運輸行政の基本施策に関する件について村岡運輸大臣から所信を聴いた。  
平成三年度運輸省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

三月二十六日 火曜日

運輸行政の基本施策に関する件について村岡運輸大臣、政府委員、環境庁、建設省、労働省当局、参考人日本国有鉄道清算事業団理事長石月昭二君及び同事業団理事岡山惇君に対し質疑を行った。

○通信委員会

平成三年

二月 十四日 木曜日

郵政行政の基本施策に関する件について関谷郵政大臣から所信を聴いた。

二月二十一日 木曜日

郵政行政の基本施策に関する件について関谷郵政大臣、政府委員、郵政省当局、参考人日本電信電話株式会社取締役ネットワーク事業本部長武内宏允君及び同事理事労働部長和田紀夫君に対し質疑を行った。

○建設委員会

平成二年

十二月 十八日 火曜日

公共投資基本計画に関する件、公共事業の執行に関する件、建設産業の構造改善に関する件、長良川河口堰建設問題に関する件、住宅建設に関する件、家賃補助に関する件、多摩川水害訴訟最高裁判決に関する件等について綿貫建設大臣、政府委員、大蔵省、自治省、経済企画庁及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

平成三年

二月 十四日 木曜日

建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件について大塚建設大臣、西田国土庁長官及び谷北海道開発庁長官から所信を聴いた。

三月 七日 木曜日

リクルート社の献金問題に関する件、住宅対策に関する件、公共投資の推進に関する件等について大塚建設大臣、西田国土庁長官、政府委員、自治省、国税庁、法務省、経済企画庁当局及び参考人住宅・都市整備公団総裁丸山良仁君に対し質疑を行った。

四月二十六日 金曜日

住宅・都市整備公団家賃値上げに関する件について大塚建設大臣から説明を聴き、参考人東京工業大学名誉教授石原舜介君、全国公団住宅自治会協議会幹事片岡規子君及び株式会社住宅新報社新聞局論説主幹畑中達敏君から意見を聴いた後、各参考人、大塚建設大臣、政府委員、参考人住宅・都市整備公団総裁丸山良仁君、同公団理事片山正夫君及び同安仁屋政彦君に対し質疑を行った。

住宅・都市整備公団家賃値上げに関する件について政府に対し要望を行った。

○決算委員会

平成三年

四月二十二日 月曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○科学技術特別委員会

平成三年

二月 十五日 金曜日

科学技術振興のための基本施策に関する件について山東科学技術庁長官から所信を聴いた。  
平成三年度科学技術庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。  
関西電力株式会社美浜発電所二号炉事故に関する件について政府委員から報告を聴いた。  
派遣委員から報告を聴いた。

三月 十三日 水曜日

科学技術振興のための基本施策に関する件について山東科学技術庁長官、政府委員、内田原子力安全委員会委員長、資源エネルギー庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

○環境特別委員会

平成三年

二月 二十日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

公害対策及び環境保全の基本施策について愛知環境庁長官から所信を聴いた。

平成三年度環境庁関係予算及び各省庁の環境保全関係予算について政府委員から説明を聴いた。  
公害等調整委員会の事務概要について政府委員から説明を聴いた。

四月 十七日 水曜日

公害対策及び環境保全の基本施策に関する件について愛知環境庁長官、政府委員、大蔵省、外務省、建設省、運輸省、資源エネルギー庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。

四月二十四日 水曜日

公害及び環境保全対策に関する件について愛知環境庁長官、政府委員、運輸省、通商産業省、文部省及び建設省当局に対し質疑を行った。  
日本企業の海外進出等における環境への配慮に関する決議を行った。

○災害対策特別委員会

平成三年

二月 二十日 水曜日

災害対策の基本施策に関する件について西田国土庁長官から所信を聴いた。  
平成三年度防災関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○沖繩及び北方問題に関する特別委員会

平成三年

三月二十六日 火曜日

四月 九日 火曜日

平成三年度沖繩及び北方問題に関しての施策について谷沖繩開発庁長官、佐々木総務庁長官及び中山外務大臣から所信を聴いた。  
日ソ平和条約作業グループ会合の進捗状況について政府委員から説明を聴いた。  
北方領土問題の解決促進に関する決議を行った。

○土地問題等に関する特別委員会

平成三年

二月二十二日 金曜日

土地対策の基本方針及び当面の諸施策に関する件について西田国務大臣から所信を聴いた。

○外交・総合安全保障に関する調査会

平成三年

二月 十八日 月曜日

四月 十二日 金曜日

調査項目の選定について会長から報告があった。  
派遣委員から報告を聴いた。  
九〇年代の日本の役割―環境と安全保障のあり方―について中山外務大臣、愛知環境庁長官、池田防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。  
「九〇年代の日本の役割―環境と安全保障のあり方―」のうち安全保障のあり方について参考人

五月 八日 水曜日

アジア経済研究所主任調査研究員清水学君、国際基督教大学教授功刀達朗君及び法政大学教授鈴木佑司君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。  
外交・総合安全保障に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○国民生活に関する調査会

平成三年

二月二十二日 金曜日

国民生活に関する諸問題について意見の交換を行った。

○産業・資源エネルギーに関する調査会

平成三年

二月二十五日 月曜日

エネルギー供給構造（石炭）のあり方に関する件について中尾通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

二月二十七日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

エネルギー供給構造のあり方に関する件について参考人電気事業連合会専務理事高木勇君、日本ガス協会副会長専務理事柴崎芳三君、日本石炭協会副会長専務理事高瀬郁弥君、新エネルギー・産業技術総合開発機構副理事長岩崎八男君及び東京大学工学部電気工学科教授茅陽一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

五月 八日 水曜日

産業・資源エネルギーに関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

(付) I 参議院役員一覽

役 員		召 集 日	会 期 中 選 任
議 長		土 屋 義 彦君	
副 議 長		小 山 一 平君	
常 任 委 員 長	内 閣	井 上 孝君	
	地 方 行 政	野 田 哲君	
	法 務	矢 原 秀 男君	
	外 務	岡 野 裕君	
	大 蔵	大河原 太一郎君	
	文 教	下稲葉 耕 吉君	
	社 会 勞 働	福 間 知 之君	
	農 林 水 産	吉 川 博君	
	商 工	名 尾 良 孝君	岩 本 政 光 君 (3. 5. 8)
	運 輸	中 川 嘉 美君	
	通 信	一 井 淳 治君	
	建 設	矢田部 理君	
	予 算	平 井 卓 志君	
	決 算	及 川 一 夫君	
	議 院 運 営	下 条 進一郎君	伊 江 朝 雄 君 (3. 1.18)
	懲 罰	久 保 巨君	
特 別 委 員 長	科 学 技 術	和 田 教 美君	
	環 境	上 野 雄 文君	
	災 害 对 策	糸 久 八重子君	
	選 挙 制 度	鈴 木 貞 敏君	
	冲 繩 ・ 北 方	田 沢 智 治君	
	土 地 問 題	2.12.18 設置	穉 山 篤 君 (2.12.18)
調 査 会 長	賀 詞 案	3. 2.13 設置	伊 江 朝 雄 君 (3. 2.13)
	外 交 ・ 安 保	中 西 一 郎君	
	国 民 生 活	遠 藤 要君	
事 務 總 長	産 業 ・ 資 源	田 英 夫君	
		佐 伯 英 明君	

## (付) II 参議院会派別所属議員数表

(会期終了日 平3・5・8現在)

会 派	議員数	①平4・7・7任期満了			②平7・7・22任期満了		
		比例	選挙	計	比例	選挙	計
自由民主党	114 (6)	24 (2)	51 (2)	75 (4)	16 (2)	23	39 (2)
日本社会党・護憲共同	73 (16)	9 (1)	12 (2)	21 (3)	20 (6)	32 (7)	52 (13)
公明党・国民会議	20 (3)	7 (1)	3	10 (1)	6 (2)	4	10 (2)
日本共産党	14 (6)	5 (1)	4 (2)	9 (3)	4 (2)	1 (1)	5 (3)
連合参議院	12 (2)	0	1	1	0	11 (2)	11 (2)
民社党・スポーツ・国民連合	10	3	2	5	3	2	5
参院クラブ	4	1	1	2	1	1	2
各派に属しない議員	4 (1)	1	1	2	0	2 (1)	2 (1)
欠 員	1	0	1	1	0	0	0
合 計	252 (34)	50 (5)	76 (6)	126 (11)	50 (12)	76 (11)	126 (23)

※ ( ) 内は婦人議員数